

那霸市公報

第1762号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那霸市泉崎1丁目1番1号

那霸市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那霸市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（人事課）	241
○那霸市真和志複合施設建設委員会規則（企画調整課）	253
○那霸市営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（市営住宅課）	255
○那霸市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	256
○那霸市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	261
○那霸市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	264
○那霸市職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則（管財課）	271
○那霸市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）	272
○那霸市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	290
○休日等における那霸市役所本庁舎駐車場の使用に関する規則を廃止する規則（管財課）	294
○那霸市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則（企画調整課）	295
○那霸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第5項の規定による住居手当に関する規則（人事課）	305
○那霸市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則（なはまち振興課）	310
○那霸市消防吏員服制規則の一部を改正する規則（消防局総務課）	312
○那霸市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（消防局総務課）	320
○那霸市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則（人事課）	321

○那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (障がい福祉課)	322
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	325
○那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	328
○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	336
○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	344
○那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則(人事課)	347
○那覇市物品会計規則の一部を改正する規則(法制契約課)	354
○那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課)	356
○那覇市公印規則の一部を改正する規則(総務課)	359
○那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	360
○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)	371
○那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課)	373
○那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(生活衛生課)	381
○那覇市母子保健法施行細則の一部を改正する規則(地域保健課)	386
○認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則 (こどもみらい課)	391
○那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (こどもみらい課)	392
○那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則 (こども政策課)	396
○那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)	402

◇訓 令◇

○那霸市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備等に関する訓令	407
○那霸市職員名札の制式及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）	414
○那霸市職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	416
○特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）	423
○那霸市職員研修規程の一部を改正する訓令（人事課）	426
○那霸市市長事務部局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令（人事課）	431

◇告 示◇

○屋外広告物の点検資格者について（都市計画課）	435
○公益上必要な施設等に表示できる個数の合計について（都市計画課）	435
○令和2年度那霸市一般廃棄物処理実施計画について（廃棄物対策課）	436
○那霸市歴史博物館観覧料の収納事務委託について（文化財課）	451
○那霸市収納事務委託について（納税課）	451
○包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について（企画調整課）	452
○那霸市営住宅使用料等徴収業務委託について（市営住宅課）	453
○那霸市営住宅使用料等集金代行業務委託について（市営住宅課）	454
○那霸市伝統工芸館体験料の収納事務委託について（商工農水課）	454
○明治橋貸切バス待機場利用料の収納事務委託について（観光課）	455
○那霸市玉陵観覧料等の徴収事務委託について（文化財課）	455
○那霸市識名園観覧料等の徴収事務委託について（文化財課）	456
○那霸市文化施設（玉陵・識名園・那霸市歴史博物館・那霸市立壺屋焼物博物館）の徴収事務委託について（文化財課）	457

○那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の私人への委託について (子育て応援課)	457
○固定資産の価格等の登録について (資産税課)	458
○市町村事務の委託について (ちやーがんじゅう課)	458
○那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について (なはまち振興課) ..	459
○保育所保育料等の集金代行業務委託について (こどもみらい課)	460

◇公 告◇

○那覇市ともかぜ振興会館備品購入に係る制限付一般競争入札の実施について (公告) (平和交流・男女参画課)	460
○都市公園の設置及び供用開始について (公園管理課)	462
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(道路建設課)	467
○那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の再実施について (長期継続契約) (管財課)	467

◇消防局訓令◇

○那覇市火災予防規程	470
○那覇市消防局予防事務取扱規程を廃止する訓令	494

◇消防局告示◇

○消防法令違反に対する措置命令	494
-----------------------	-----

◇上下水道局規定◇

○那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程	495
○那覇市上下水道局組織機構の改正に伴う関係規程の整理等に関する規程	497
○那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程	503
○那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程	531

○那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程	532
○那覇市上下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程	544
○地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係規程の整備等に関する規程	546

◇教育委員会規則◇

○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則	555
○那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	558
○特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	560
○那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則	562
○那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則	563
○那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則	566
○那覇市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則	568
○那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則	569
○小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則を廃止する規則	570
○那覇市教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則	570
○那覇市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則	572

◇教育委員会訓令◇

○非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程を廃止する訓令	573
○那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令	573
○那覇市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令	575

◇選挙管理委員会規程◇

○那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程	577
----------------------------	-----

◇選挙管理委員会告示◇

- 那霸市選挙管理委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規定の一部を改正する告示 578
- 那霸市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示 579

◇監査委員公表◇

- 令和元年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について（公表） 580

◇監査委員告示◇

- 那霸市監査委員監査基準監査基準の制定について 593

◇公平委員会規則◇

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 601
- 那霸市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 602
- 那霸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 603

規則

那霸市規則第3号

令和2年3月26日

公 布 濟

那霸市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第14条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に規定する職員(以下「パートタイム職員」という。)及び同項第2号に規定する職員(以下「フルタイム職員」という。)(以下「任用職員」という。)の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（1週間の勤務時間）

第2条 フルタイム職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内において、任命権者が定めるものとする。

（週休日及び勤務時間の割り振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、パートタイム職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある任用職員については、前2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる。

4 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日(パートタイム職員にあっては、8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(パートタイム職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

5 前項の割り振りの基準等については、常勤職員(常時勤務を要する職を占める一

般職のうち法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員を除くものをいう。以下同じ。)の例による。

(週休日の振替及び半日勤務時間の割り振り変更)

第4条 任命権者は、任用職員に前条第1項又は第3項から第5項までの規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項及び第3項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(次項において「週休日の振替」という。)又は勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(次項において「勤務時間の割り振り変更」という。)ができる。

2 週休日の振替及び勤務時間の割り振り変更については、前項に定めるもののほか、常勤職員の例による。

(週休日等の臨時の変更)

第5条 任用職員の週休日等の臨時の変更については、常勤職員の例による。

(休憩時間)

第6条 任用職員の休憩時間については、常勤職員の例による。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第7条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において任用職員に常勤職員の例により勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 勤務時間条例第6条の3の規定は、育児又は介護を行う任用職員について準用する。

(時間外勤務代休時間)

第9条 任命権者は、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)第10条第4号の規定により時間外勤務手当を支給すべきフルタイム職員に対して、常勤職員の例により、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、第11条第1項に定める勤務日等(第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定により

勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)のうち次条の休日及び第11条第1項の代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定されたフルタイム職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日)

第10条 任用職員の休日については、勤務時間条例第7条の規定を準用する。

(休日の代休日)

第11条 任命権者は、任用職員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下この条において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第9条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
- 3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の手続等については、常勤職員の例による。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇(以下「年休」という。)は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる任用職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる任用職員以外の任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数
- (2) 法第22条の2第4項の規定により任期を更新された任用職員又は本市の任用職員を退職し、当該退職の日の翌日(同一の年度内に限る。)に採用された任用職員(次号に掲げる任用職員を除き、市長が特に認める者を含む。) 当該更新又は採用前の任期(同一の年度内に限る。)の初日から当該更新又は採用により

定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号の規定を適用して得られる日数(当該年度において同号又はこの号の規定により付与された年休があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数(当該日数が0を下回る場合にあっては、0))

- (3) 前会計年度の末日まで本市の任用職員として任用され、同日の翌日に任用職員として採用された任用職員(引き続いた在職期間に係る各会計年度における任期の定めの合計が10月末満の者を除き、市長が特に認める者を含む。) 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間(本市の任用職員としての引き続いた在職期間として市長が認める期間をいう。以下同じ。)の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数(当該年度においてこの号の規定により付与された年休があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数(当該日数が0を下回る場合にあっては、0))
- 2 年休は、1日又は1時間を単位とする。
- 3 任命権者は、年休を任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年休を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 4 1時間を単位として使用した年休を日に換算する場合には、勤務日1日当たりの勤務時間(その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間)をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間)をいう。)をもって1日とする。
- 5 任用職員として引き続いた在職期間を有する場合(市長が特に認める場合を含む。)において、当該任用職員が前年度に行使しなかった年休を有するときは、当該年休のうち同年度に付与された年休の日数(この項の規定により繰り越されたものを除く。)を限度として、同年度の翌年度に繰り越すことができる。
- (年休以外の休暇)

第13条 任用職員に係る有給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。

- (1) 任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 必要と認められる期間
- (2) 任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 必要と認められる期間
- (3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 1日を単位として7日の範囲内の期間
ア 任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
イ 任用職員及び当該任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- (4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (6) 任用職員の親族が死亡した場合で、任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 別表第3に掲げる親族の区分に応じ、同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間
- (7) 任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 婚姻の届出の日又は結婚式の日の前後30日の期間内において、1日を単位として7日の範囲内の期間
- (8) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する任用職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)又は疾病の予防(当該子に予防接種(第12号の予防接種を除く。)又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場

合 1の年度において1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、市長が別に定める期間

- (9) 任用職員が公務又は通勤上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
(勤務しなかった任用職員が勤務することとなった日から6月以内に同一の負傷又は疾病により再び勤務しないこととなる場合の期間は、再び勤務することとなる前の期間に引き続いたものとみなす。)
- (10) 任用職員が前号以外の負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる期間が休暇開始の日から引き続く5日に達しない場合 1週間の勤務日の日数又は任期に応じ、5日を超えない範囲内で市長が別に定める期間
- (11) 夏期において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度の5月から10月までの期間において1日を単位として3日を超えない範囲内で市長が別に定める期間
- (12) 任用職員が子(配偶者の子を含む。)に予防接種法(昭和23年法律第68号)に定める予防接種を受けさせる場合で、付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 1日を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間
- 2 任用職員に係る無給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。
- (1) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (2) 任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
- (3) 生後1年に達しない子を育てる任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回以内でそれぞれ30分以内の期間
- (4) 任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、要介護者(勤務時間条例第6条の2第2項の要介護者をいう。以下同じ。)の介護、要介護者の通院の

付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(5) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)であって、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)第22条第1項から第5項までの規定の例により、任命権者が、その任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超せず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)の指定に係る申出の時点において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において1日又は1時間を単位(1時間を単位とする当該休暇には、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。)として必要と認められる期間

ア 任命権者と同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である任用職員

イ 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること、及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない任用職員

ウ 1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

(6) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において30分を単位として、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(当該任用職員について1日につき定められた勤務時間

から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間

- ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である任用職員
- イ 1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの
- ウ 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある任用職員

(7) 女性の任用職員が生理のため就業が著しく困難な場合 必要と認められる期間

(8) 任用職員が骨髓移植のための骨髓若しくは末梢^{しうう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 必要と認められる期間

(9) 任用職員が前項第9号及び第10号以外の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる期間が休暇開始の日から引き続く5日以上の場合 30日を超えない範囲内で必要と認められる期間（勤務しなかった任用職員が勤務することとなった日から3月以内に同一の負傷又は疾病により再び勤務しないこととなる場合の期間は、再び勤務することとなる前の期間に引き続いたものとみなす。）

(10) 妊娠中の女性の任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康保持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要とされる時間

(11) 妊娠中の女性の任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、分べんの日後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要

と認められる時間

3 前項の無給の休暇については、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例第10条又は第13条第3項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を減額する。

(1) フルタイム職員 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例第10条の規定によりその例によることとされる那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第2条の勤務1時間当たりの給与額

(2) パートタイム職員 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則(令和元年那覇市規則第27号)第11条第4項の勤務1時間当たりの基本報酬額
(休暇の申請等)

第14条 任用職員の休暇の承認、請求等の手続については、常勤職員の例によるものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において次に掲げる本市の職員であった者が同日の翌日に任用職員として採用された場合(市長が特に必要と認める場合を含む。)における第12条第1項第3号の規定の適用については、同号の継続勤務期間には、当該職員としての引き続いた在職期間の初日の属する年度からの期間を含むものとする。

(1) 那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)別表に規定するその他非常勤職員

(2) 次に掲げる規定により臨時的に任用された職員

ア 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)第1条の規定による改正前の法第22条第5項

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号

- 3 前項に規定する場合については、第12条第5項の規定を準用する。
- 4 付則第2項に規定する場合(同項第1号の非常勤職員である場合に限る。)における第13条第2項第5号ア又は第6号アの規定の適用については、当該非常勤職員の任命権者と同じくする場合に限り、これらに規定する引き続き在職した期間には、当該非常勤職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 (この規則により難い場合の措置)
- 5 当分の間、特別の事情その他の理由によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、市長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

別表第1(第12条関係)

1週間の勤務日の 日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の 日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
任期	6月を超え 1年以下	10日	7日	5日	3日
	4月を超え 6月以下	5日	3日	3日	1日
	2月を超え 4月以下	3日	2日	2日	0日
	1月を超え 2月以下	1日	1日	1日	0日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第2(第12条関係)

1週間の勤務日の 日数	5日以上	4日	3日	2日	1日

1年間の勤務日の 日数	217日以上 216日まで	169日から 168日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
継続勤務 期間の初 日の属す る年度か ら現年度 までの年 度数	1年度	11日	8日	6日	4日
	2年度	12日	9日	6日	4日
	3年度	14日	10日	8日	5日
	4年度	16日	12日	9日	6日
	5年度	18日	13日	10日	6日
	6年度 以上	20日	15日	11日	7日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第3(第13条関係)

親族	日数	
配偶者	10日	
	血族	姻族
1親等の直系尊属(父母)	7日	3日
1親等の直系卑属(子)	5日	3日
2親等の直系尊属(祖父母)	3日	2日
2親等の直系卑属(孫)	2日	なし
2親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日	2日
3親等の直系尊属(曾祖父母)	2日	1日
3親等の傍系尊属(おじ、おば)	1日	1日
3親等の傍系卑属(おい、めい)	1日	1日

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。
- 3 配偶者及び血族の父母、子であって遠隔の地にある場合は、往復の日数を加

算することができる。

那覇市規則第4号
令和2年3月26日
公 布 濟

那覇市真和志複合施設建設委員会規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市真和志複合施設建設委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市真和志複合施設建設委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、真和志複合施設の建設に係る基本計画の策定に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 真和志地区関係団体に所属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る調査審議が終了し、答申するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財務部企画調整課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市規則第5号
令和2年3月26日
公 布 濟

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例(令和元年那覇市条例第14号)の施行期日は、令和2年4月1日とする。

那覇市規則第6号

令和2年3月26日

公布済

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(週休日等の臨時的変更) 第5条 任命権者は、大会、行事、催物等特別の事由により、正規の勤務時間(条例 <u>第6条</u> に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)以外の時間又は条例第7条第1項に規定する休日において勤務することを命ずる必要がある場合には、当該勤務することを命ずる必要がある日から起算して8週間以内の勤務日において、当該勤務することを命ずる必要がある時間に相当する時間を臨時的に変更することができる。 2 [略] (育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合) 第7条の2 条例 <u>第6条</u> の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に <u>同条</u> に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。 (時間外勤務を命ずる際の考慮) 第8条の2 任命権者は、 <u>条例第6条の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務を命ずる</u> 場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。 2 [略]	(週休日等の臨時的変更) 第5条 任命権者は、大会、行事、催物等特別の事由により、正規の勤務時間(条例 <u>第6条第1項の正規の勤務時間</u> をいう。以下同じ。)以外の時間又は条例第7条第1項に規定する休日において勤務することを命ずる必要がある場合には、当該勤務することを命ずる必要がある日から起算して8週間以内の勤務日において、当該勤務することを命ずる必要がある時間に相当する時間を臨時的に変更することができる。 2 [略] (育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合) 第7条の2 条例 <u>第6条第1項</u> の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に <u>同項</u> に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。 (時間外勤務を命ずる際の考慮) 第8条の2 任命権者は、 <u>職員に時間外勤務(条例第6条第1項の規定により命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)</u> を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。 2 [略] <u>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)</u> <u>第8条の3 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職</u>

員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数(アにあっては、時間)

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1か月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び

(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、市長が定める期間において市長が定める時間及び月数

(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1か月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1か月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1か月において45時間を

<p>[別表第2 別記]</p>	<p><u>超えて時間外勤務を命ずる月数について6か月</u> 2 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処その他の市民の生命、身体又は財産の保護のため特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。市長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として市長が定める場合も、同様とする。 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6か月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、市長が定める。 <u>(補則)</u> <u>第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	<p>[別表第2 別記]</p>

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和2年8月31日までの間における改正後の第8条の3第1項第2号(ウに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ウ中「5か月の期間」とあるのは、「5か月の期間(令和2年4月以後の期間に限る。)」とする。

〔改正前 別記〕

別表第2(第15条、第21条の2、第23条、第25条関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1~4 [略]		
5	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	[略]
6	地震、水害、火災その他の災害により現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	現住居の滅失又は損壊の日から30日の期間内において、1日を単位として7日以内
7~17 [略]		
18	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	[略]
19~23 [略]		

備考 [略]

〔改正後 別記〕

別表第2(第15条、第21条の2、第23条、第25条関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1~4 [略]		
5	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	[略]
6	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生	1日を単位として7日以内

	活に必要な水、食料等が著しく不足している場合 で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
7~17	[略]
18	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。
19~23	[略]

備考 [略]

那覇市規則第7号
令和2年3月26日
公 布 濟

那覇市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の任免に関する規則(昭和47年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p>(会計年度任用職員の採用等)</p> <p><u>第3条の2 会計年度任用職員(法第22条の2 第1項の会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の採用は、前条の規定にかかわらず、選考によるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の選考に当たっては、公募を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>再度任用を行う場合において、面接、前年度におけるその者の勤務成績の評価等により、能力の実証を行うことができると任命権者が認めるとき。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>職務の性質上、公募により難いと任命権者が認める場合</u></p> <p><u>3 前項第1号の「再度任用」とは、次に掲げる事由のいずれにも該当する場合の採用をいう。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>会計年度任用職員をその任期の末日まで任用し、同日の翌日に採用するもの(市長が特に認める場合を含む。)であること。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>前号の採用に係る職が当該採用前の任用に係る職と同一と認められるものであること。</u></p> <p><u>4 第2項第1号の規定による公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を満たす者に限り認めるものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>第2項第1号の能力の実証の結果が良好であること。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>再度任用を行う年度の前年度において、法第29条及び那覇市職員の懲戒に関する条例(昭和47年那覇市条例第3</u></p>

	<p><u>9号)の規定による懲戒処分を受けていないこと。</u></p> <p>5 第2項第1号の規定による公募によらない再度任用は、2回を上限とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、4回を上限として、任命権者が別に定める。</p> <p>(1) <u>特定の資格又は免許を必要とする職に採用する場合</u></p> <p>(2) <u>専門的な知識、技能及び経験を必要とする職に採用する場合</u></p> <p>(3) <u>その他市長が特に必要と認める場合</u></p> <p>(昇任等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>前条及び前項の競争試験並びに選考を行うため、那覇市職員試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(条件付採用期間の終了)</p> <p>第5条 法<u>第22条に基づく条件付採用期間の終了前に別段の措置をしない限り、その期間の終了した日の翌日において、職員の任用は、正式のものとなる。</u></p>
備考	<p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
 - 2 会計年度任用職員の採用に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
-

那覇市規則第8号
令和2年3月26日
公 布 濟

那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の育児休業等に関する規則(平成4年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>那覇市職員</u>の育児休業の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>那覇市職員の育児休業等に関する条例</u>(平成4年那覇市条例第7号。以下「条例」という。)の施行その他<u>職員</u>の育児休業の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(条例第2条第3号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員)</u></p> <p><u>第1条の2 条例第2条第3号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</u></p> <p><u>(条例第2条の3第3号イの規則で定める場合)</u></p> <p><u>第1条の3 条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、条例第3条第6号の保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)後の期間において、当面その実施が行われない場合</u></p> <p>(2) <u>常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法</u></p>

律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号の養子縁組里親である者若しくは同条第1号の養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号の養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であって、当該子の1歳到達日後の期間において常態として当該子を養育する予定であったものが次の各号のいずれかに該当する場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(条例第2条の4第2号の規則で定める場合)

第1条の4 条例第2条の4第2号の規則で定める場合については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)」とあるのは「1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)」と、同条第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(第1号様式)により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行う

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(第1号様式)により~~行い~~、条例第3条第8号に掲げる事情に該当して当該

ものとする。

2 [略]

(育児休業等計画書)

第3条 那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号。以下「条例」という。)第3条第5号又は第11条第6号の育児休業等計画書は、第2号様式によるものとする。

請求をする場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2週間)前までに行うものとする。

2 [略]

(育児休業等計画書)

第3条 条例第3条第5号又は第11条第6号の育児休業等計画書は、第2号様式によるものとする。

(条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員)

第14条 条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

第14条 [略]

[第1号様式 別記]

[第5号様式 別記]

第15条 [略]

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

[第1号様式 別記]

[第5号様式 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
- 4 様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 5 様式の改正規定において、改正前の欄中のけい線に対応する改正後の欄中のけい線が

ない場合には、当該けい線を削る。

- 6 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
 - 7 様式の改正規定において、改正後の欄中のけい線に対応する改正前の欄中のけい線がない場合には、当該けい線を加える。
 - 8 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

育児休業承認請求書

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名	[略]	氏 名	
続 柄 等		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日		就 業 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 請 求 の 内 容		<p>[略]</p> <p><input type="checkbox"/>再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/>再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入)</p>	
4~5 [略]			
6 備 考			
<p>(注) ① この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。</p> <p>② 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出生予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。</p> <p>③ 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。</p> <p>④ 該当する□にはレ印を記入すること。</p>			
受 理	[略]	[略]	
年 月 日			
[略]			
[略]			

[改正後 別記]

第1号様式(第2条関係)

(表面)
育児休業承認請求書

[略]		
1 請求に係る子	氏名	[略]
	続柄等	
	生年月日	
2 請求の内容	[略]	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、 <u>非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入</u>)	
3~4 [略]		
5 配偶者	氏名	
	育児休業の期間	年月日から 年月日まで
6 備考		
受理 年月日	[略]	[略]
[略]		
[略]		

(裏面)

- (注) 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るもの)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 2 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、那覇市職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(5において同じ。)。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出生予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育

児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。

6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合
(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に出産の日後に
 係る那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則別表第2第2号
 に規定する休暇(これに相当する休暇として、非常勤職員について任命権者が定
 める休暇を含む。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子に
 ついて最初の育児休業をする場合を除く。)においてはその氏名、請求者との続
 柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力
 が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けて
 いる場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求
 に係る期間等について記入すること。

7 該当する□にはレ印を記入すること。

[改正前 別記]

第5号様式(第14条関係)

(表面)

[略]

[略]	
1 請求に係る子	2 請求者以外の子の親
氏 名 [略]	氏 名
続 柄 等	子との同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日	就 業 の 有 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3~4 [略]	
(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。 ② 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合には、その内容を「4 備考欄」に記入すること。 ③ [略] ④ 該当する□欄にはレ印を記入すること。	
[略]	

(裏面)

[略]

日付	失効又は取り消された時間	[略]
[略]		
[略]		

[改正後 別記]

第5号様式(第15条関係)

(表面)

[略]

[略]		
1 請求に係る子	氏	名 [略]

続柄等
生年月日
2~3 [略]
(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。 ② [略] ③ 該当する□にはレ印を記入すること。
[略]

(裏面)

[略]

日付	休業の承認を取り消された時間	[略]
[略]		
[略]		

那霸市規則第9号
令和2年3月26日
公布済

那霸市職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則

那覇市職員駐車土地使用規則(平成11年那覇市規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号。以下「条例」という。)第3条の3に規定する土地及び使用料の月額その他必要な事項を定めるものとする。 (駐車土地) 第2条 条例第3条の3の規則で定める土地は、本市の公有財産のうち、その用途又は目的を妨げないとして、当該財産の管理責任者(那覇市公有財産規則(平成3年那覇市規則第11号)第5条の各部の長をいう。)が指定する場所とする。 (使用料の額) 第4条 条例第3条の3の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる車両の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。 [表 略]	(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号。以下「条例」という。)第3条の2に規定する土地及び使用料の月額その他必要な事項を定めるものとする。 (駐車土地) 第2条 条例第3条の2の規則で定める土地は、本市の公有財産のうち、その用途又は目的を妨げないとして、当該財産の管理責任者(那覇市公有財産規則(平成3年那覇市規則第11号)第5条の各部の長をいう。)が指定する場所とする。 (使用料の額) 第4条 条例第3条の2の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる車両の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。 [表 略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市規則第10号
令和2年3月26日
公 布 濟

那覇市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那霸市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

那霸市屋外広告物条例施行規則(平成24年那霸市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(許可の申請)	(許可の申請)
第2条 条例第11条又は第14条第5項から第 <u>7項</u> までの規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。	第2条 条例第11条又は第14条第5項から第 <u>9項</u> までの規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(表示等の完了の届出)	(表示等の完了の届出)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 前項の規定は、条例 <u>第14条第9項又は第10項</u> の規定による届出をした者が当該届出に係る広告物等又ははり紙等の表示又は設置を完了した場合について準用する。	2 前項の規定は、条例 <u>第14条第11項又は第12項</u> の規定による届出をした者が当該届出に係る広告物等又ははり紙等の表示又は設置を完了した場合について準用する。
(適用除外の基準)	(適用除外の基準)
第7条 条例第14条第2項第1号、第2号及び第5号、同条第3項第1号、同条第4項並びに <u>同条第8項</u> の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。	第7条 条例第14条第2項第1号、第2号及び第5号、同条第3項第1号、同条第4項並びに <u>同条第10項</u> の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。
	(規則で定める施設又は物件)
	第7条の2 条例第14条第8項の規則で定める施設又は物件は、次に掲げるものとする。
	(1) 国又は地方公共団体が設置する施設又は公共掲示板、案内図板、案内標識等の物件
	(2) 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設又は当該施設に付随する物件
	(3) その他市長が指定するもの (規則で定める公共的な取組)
	第7条の3 条例第14条第9項の規則で定める公共的な取組は、次に掲げるものとす

		る。
	(1)	<u>地方公共団体及び地域住民等が実施主体となって行う行事又は催物</u>
	(2)	<u>防犯又は防災に関する取組</u>
	(3)	<u>道路、公園その他の公共施設の清掃、美化又は維持管理</u>
	(4)	<u>その他商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を主たる目的としないものであって、地域の活性化、地域コミュニティの発展等に寄与するものとして市長が認める取組</u>
		(公共的目的の広告物等に係る届出等)
第8条	条例第14条第9項及び第10項の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物表示(設置)届出書に第2条各号に掲げる書類を添付し、正副2通を市長に提出するものとする。	第8条 条例第14条第11項及び第12項の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物表示(設置)届出書に第2条各号に掲げる書類を添付し、正副2通を市長に提出するものとする。
2	[略]	2 [略]
	(軽微な変更又は改造)	(軽微な変更又は改造)
第9条	条例第14条第9項及び第10項、条例第15条第2項並びに条例第20条の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。	第9条 条例第14条第11項及び第12項、条例第15条第2項並びに条例第20条の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1)～(3)	[略]	(1)～(3) [略]
	(継続の許可の申請)	(継続の許可の申請)
第13条	条例第19条の許可を受けようとする者は、屋外広告物継続許可申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。	第13条 [略]
(1)	<u>屋外広告物自己点検結果報告書(第12号様式)</u>	(1) <u>屋外広告物安全点検報告書(第12号様式)</u>
(2)	[略]	(2) [略]
(3)	[略]	(3) <u>点検資格者(条例第22条の2第2項各号に掲げる者をいう。以下同じ。)の資格を証する書類の写し</u>
		(4) [略]
		(点検)
		第15条の2 条例第22条の2第2項第2号の規

	<p>則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 建築土法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の建築士の資格を有する者</p> <p>(2) 次に掲げる者であって、屋外広告業に関する3年以上の実務経験を有するもの</p> <p>ア 条例第44条の講習会を修了した者</p> <p>イ 条例第45条第1項第3号に掲げる者、同項第4号に掲げる者(同号の職業訓練の課程を修了したものに限る。)又は同項第5号に掲げる者</p> <p>(3) 条例第45条第1項第4号に掲げる者(同号の職業訓練の課程を修了した者を除く。)</p> <p>(4) その他前3号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として市長が定める者</p> <p>2 条例第22条の2第2項の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗又は気球広告とする。</p> <p>(管理者の資格等)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第34条第2項の規則で定める資格を有する者は、第15条の2第1項第2号又は第3号に該当する者とする。</p> <p>(管理者の資格等)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第34条第2項の規則で定める資格を有する者は、第15条の2第1項第2号又は第3号に該当する者とする。</p>
--	--

(講習会の開催等)	(講習会の開催等)												
第29条 [略]	第29条 [略]												
2 [略]	2 [略]												
3 次に掲げる者については、前項第3号に掲げる講習科目の受講を免除する。	3 [略]												
(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の建築士の資格を有する者	(1) 建築士法第2条第1項の建築士の資格を有する者												
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]												
別表第1(第7条関係)	別表第1(第7条関係)												
適用除外の基準	適用除外の基準												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例第14条第8項 (寄贈者名等)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	[略]		条例第14条第8項 (寄贈者名等)	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例第14条第10項 (寄贈者名等)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	[略]		条例第14条第10項 (寄贈者名等)	[略]
区分	基準												
[略]													
条例第14条第8項 (寄贈者名等)	[略]												
区分	基準												
[略]													
条例第14条第10項 (寄贈者名等)	[略]												
備考 [略]	備考 [略]												
別表第3(第11条関係)	別表第3(第11条関係)												
1 共通許可基準	1 [略]												
(1) [略]	(1) [略]												
(2) 色彩に係る基準	(2) [略]												
ア [略]	ア [略]												
イ 広告物等を建築物に表示し、又は設置する場合は、次表に定める基準に適合すること。	イ [略]												
[表 略]	[表 略]												
備考	備考												
1～5 [略]	1～5 [略]												
6 「マンセル値」とは、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。	6 「マンセル値」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。												
7～8 [略]	7～8 [略]												
2 [略]	2 [略]												
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]												
[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]												
[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]												
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]												
[第12号様式 別記]	[第12号様式 別記]												
[第13号様式 別記]	[第13号様式 別記]												

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。
- 6 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
- 7 表の改正規定において、改正前の欄中のけい線に対応する改正後の欄中のけい線がない場合には、当該けい線を削る。
- 8 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第11条関係)

条例第14条第5項から第7項までの許可の基準

区分	基準	
[略]		
条例第14条 第7項(案内 広告物等)	[略]	[略]

備考

1～2 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第11条関係)

条例第14条第5項から第9項までの許可の基準

区分	基準	
[略]		
条例第14条 第7項(案内 広告物等)	[略]	[略]

<u>条例第14条第8項 (公益上必要な施設等における広告物等)</u>	<u>(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。</u>
	<u>(2) 別表第3第2項広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。</u>
	<u>(3) 1面当たりの表示面積が2平方メートル以下で、かつ、1か所における表示面積の合計が4平方メートル以下であること。</u>
	<u>(4) 高さは、2.5メートル以下であること。</u>
	<u>(5) マンセル値による彩度10以上の色によって表示される面積の合計が、1か所における表示面積の合計の3分の1以下であること。</u>
	<u>(6) 個数の合計は、1施設又は1物件につき2個以下であること。ただし、市長が特に認める広告物等については、この限りでない。</u>
	<u>(7) 車両を運転する者から視認することのできる電光表示広告物である場合は、15秒以上静止した映像のみを表示するものであること。</u>
<u>条例第14条第9項 (公共的な取組に係る広告物等)</u>	<u>(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。</u>
	<u>(2) 別表第3第2項広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。</u>
	<u>(3) 表示面積は、1面2平方メートル以下、1建築物又は1工作物における合計が5平方メートル以下、1施設につき20平方メートル以下で、かつ、個数の合計は、10個以下であること。ただし、公共的な取組を行う者が、表示され、又は設置される広告物等について一定の審査手続を行う等、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u>
	<u>(4) 車両を運転する者から視認することのできる電光表示広告物である場合は、15秒以上静止した映像のみを表示するものであること。</u>

備考

1～2 [略]3 「マンセル値」とは、別表第3第1項第2号備考6のマンセル値をいう。4 「個数の合計」とは、条例第14条第8項又は第9項の規定により許可を受け表示し、又は設置される広告物等の個数の合計をいう。

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

(1面)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者(注1)

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

第11条

那覇市屋外広告物条例
第14条第5項
第14条第6項
第14条第7項

の規定により、次のとおり申請します。

1 広告物等の種類	種類(複数選択可) <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 電柱利用 <input type="checkbox"/> 街灯柱利用 <input type="checkbox"/> はり紙、はり札等 <input type="checkbox"/> 立看板等 <input type="checkbox"/> アーチ広告 <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> 壆又は垣 <input type="checkbox"/> 気球 <input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 軌道車両 <input type="checkbox"/> 案内広告物等 <input type="checkbox"/> その他()							
	自家用・非自家用の別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> 左記の両方							
2 規格 (高さは、地上から広告物等の上端までの高さを記入してください。)	広告物等の種類	高さ(m)	縦(m)	横(m)	1面の面積(m ²)	面数(面)	数量(個)	合計面積(m ²)
		広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(m ²)						
3 表示(設置)場所	那覇市							
4 用途地域	地域							
5 地域区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域 <input type="checkbox"/> 禁止物件 <input type="checkbox"/> ()地区							

(2面)

6 表示(設置) 期間	年 月 日から 年 月 日まで					
7 表示(設置) 概要	屋上 広告	・広告物等の高さ(A) _____ メートル ・地上から広告物等の設置箇所までの高さ(B) _____ メートル ※確認算式(A≤B/C) _____ ≤ _____ / (備考)Cの数値は、住居系地域及び工業系地域にあっては4、商業系地域にあっては3とする。				
		種 別	壁面1	壁面2	壁面3	壁面4
	壁面 広告	壁面の面積(A)				
		表示面積の合計 (B)				
立看 板等 広告 幕	※確認算式(A/B)					
	・信号機、主要な交差点、道路標識及びカーブミラーからの距離 _____ メートル					
8 他の法令の 規定による 許可等	許可等の種別			備考		
	工作物に係る確認(建築基準法)		要・不要			
	道路占用許可(道路法)		要・不要	国道・県道・市道		
	地区計画等に係る届出(都市計画法)		要・不要			
	その他()		要・不要			
9 既設広告物 等の概要	広告物等の種類		個数	表示面積の合計(m ²)		
	既設広告物等のうち電光表示広告物の表示 面積の合計(m ²)					
10 電光表示広告物の総表示面積(m ²) (※2及び9の合計面積)						
11 商業施設 等の概要	建築物の延べ面積(m ²) (注2)					
	建築物の敷地の接道の状況(接道面数)					
	表示面積の合計(m ²)					

(3面)

12 広告物等の管理者 (注3)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号 — — —)
	氏 名 (名称・代表者)	
	資 格(注4)	
13 広告物等を表示(設置)する屋外広告業者(工事施工者)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号 — — —)
	氏 名 (名称・代表者)	屋外広告業登録番号・特例屋外広告業届出番号 第 号
添付書類		
(1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真 (2) 色彩及び意匠を表す図面 (3) 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。) (4) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し (5) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真 (6) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物の延べ面積及び主たる用途を明らかにする書類 ※ 添付する写真は、原則として撮影3月以内のものとします。		

- 注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請してください。
- 2 商業施設等(大規模小売店舗を除く。)の建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超えるものに限り記入してください。
- 3 広告物等の管理者を置かなければならない場合でこの申請の際に管理者が定まっていないとき、又は管理者を置く必要がないときは、記入する必要はありません。
- 4 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

[改正後 別記]

第1号様式(第2条関係)

(1面)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

那覇市長 宛

申請者(注1)

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例(第11条・第14条第5項・第14条第6項・第14条第7項・第14条第8項・第14条第9項)の規定により、次のとおり申請します。

1 広告物等の種類	種類(複数選択可) <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 電柱利用 <input type="checkbox"/> 街灯柱利用 <input type="checkbox"/> はり紙、はり札等 <input type="checkbox"/> 立看板等 <input type="checkbox"/> アーチ廣告 <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> 埠又は垣 <input type="checkbox"/> 気球 <input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 軌道車両 <input type="checkbox"/> 案内広告物等 <input type="checkbox"/> その他()			
	自家用・非自家用の別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> 左記の両方			
2 規格				
3 表示(設置)場所	那覇市			
4 用途地域	地域			
5 区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域 <input type="checkbox"/> 禁止物件 <input type="checkbox"/> ()地区			
6 表示(設置)期間	年 月 日 から	年 月 日 まで		
7 表示(設置)概要				
8 他の法令の規定による許可等	許可等の種別		備考	
	工作物に係る確認(建築基準法)		要・不要	
	道路占用許可(道路法)		要・不要	国道・県道・市道
	地区計画等に係る届出(都市計画法)		要・不要	
その他()		要・不要		

(2面)

	広告物等の種類	個数	表示面積の合計(m ²)
9 既設広告物等の概要			
	既設広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(m ²)		
10 電光表示広告物の総表示面積(m ²)(※2及び9の合計面積)			
11 広告物等の管理者(注2)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号)	
	氏 名 (名称・代表者)		
	資 格(注3)		
12 広告物等を表示(設置)する屋外広告業者(工事施工者)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号)	
	氏 名 (名称・代表者)	屋外広告業登録番号・特例屋外広告業届出番号 第 号	
添付書類			
(1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真 (2) 色彩及び意匠を表す図面 (3) 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。) (4) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し (5) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真 ※ 添付する写真は、原則として撮影3月以内のものとします。			

注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請してください。(貸し看板にあってはその所有者)

2 広告物等の管理者を置かなければならない場合でこの申請の際に管理者が定まつていないとき、又は管理者を置く必要がないときは、記入する必要はありません。

3 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

[改正前 別記]

第2号様式(第3条関係)

[略]

年 月 日付けで申請のあった広告物等の表示等に係る許可については、那覇

第11条第14条第5項第14条第6項第14条第7項

市屋外広告物条例 の規定により、下記のとおり許可します。

第19条第20条

[略]

[改正後 別記]

第2号様式(第3条関係)

[略]

年 月 日付けで申請のあった広告物等の表示等に係る許可については、那覇
市屋外広告物条例(第11条・第14条第5項・第14条第6項・第14条第7項・第14条第8項・
第14条第9項・第19条・第20条)の規定により、下記のとおり許可します。

[略]

[改正前 別記]

第6号様式(第5条、第8条関係)

(1面)

[略]

那覇市長 様

[略]

第12条第6項那覇市屋外広告物条例 第14条第9項 の規定により、次のとおり申請します。
第14条第10項

[略]

5 地域区分

[略]

(2面)

[略]

10 電光表示広告物の総表示面積(m²) (※2及び9の合計面積)

<u>建築物の延べ面積(m²) (注2)</u>	
<u>建築物の敷地の接道の状況(接道面数)</u>	
<u>表示面積の合計(m²)</u>	

(3面)

<u>12 広告物等の管理者</u> (注3)	[略]
13 [略]	[略]

添付書類(注5)

[略]

注1 [略]

2 商業施設等(大規模小売店舗を除く。)の建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超えるものに限り記入してください。

3~5 [略]

改正後 別記】

第6号様式(第5条、第8条関係)

(1面)

[略]

那覇市長 宛

[略]

那覇市屋外広告物条例(第12条第6項・第14条第11項・第14条第12項)の規定により、次のとおり申請します。

[略]

5 区分

[略]

(2面)

[略]

10 電光表示広告物の総表示面積(m²) (※2及び9の合計面積)

(3面)

11 広告物等の管理者

(注2)

[略]

資 格(注3)

12 [略]

[略]

添付書類(注4)

[略]

注1 [略]

2~4 [略]

[改正前 別記]

第12号様式(第13条関係)

屋外広告物自己点検結果報告書		
年　月　日		
那覇市長様		
報告者		
住所		
氏名	印	
電話番号		
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
次のとおり安全点検を実施したので報告します。		
点検項目	異常の有無	良好な状態を保つために行った措置
取付(支持)部分の変形又は腐食	有・無	
主要部分の変形又は腐食	有・無	
ボルト、ビス等の変形又は腐食	有・無	
表示面の汚染、退色又は剥離	有・無	
表示面の破損	有・無	
照明装置の破損	有・無	
その他	有・無	
点検年月日	年　月　日 (申請日の3か月以内)	
設置年月日	年　月　日 (現在まで　年　月)	
表示(設置)場所	那覇市	
上記のとおり点検を行いました。		
年　月　日		
住所		
氏名	印	
資格(注2)：		

注1 記載欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

[改正後 別記]

第12号様式(第13条関係)

(1面)

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

那覇市長 宛

報告者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

広告物の種類	屋上広告・壁面広告・突出広告・つり下げ広告・廣告板・廣告塔・アーチ廣告・その他()			
設置場所	那覇市			
設置年月日	年 月 日			
点検年月日	年 月 日 (申請日の3か月以内であること)			
点検者 (管理者)	氏名			
	住所			
	電話番号			
	資格名称(番号)			
点検箇所	点 檢 項 目	異常の 有無		改善の概要
面	表示面の汚染、退色又は剥離、破損	有	無	
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻との隙間、支柱ぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部、プレート)の腐食、変形、隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ビス等)のゆるみ、欠落	有	無	

(2面)

取付部	1 アンカーボルト、取付プレートの腐食、変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化	有	無	
	3 取付対象部(柱、壁、スラブ)、取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1 表示面板、切り文字等の腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	2 側板、表示面板押えの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3 その他点検した事項 ()	有	無	

注1 はり紙、はり札等、立看板、広告幕、広告旗又は気球広告を除き、広告物等の安全点検は、点検資格者が行わなければなりません。

2 広告物等の種類により、該当する点検個所、点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引いてください。

[改正前 別記]

第13号様式(第14条関係)

(1面)

[略]	
那覇市長 様	
[略]	
4 地域区分	[略]

(2面)

[略]	
8 電光表示広告物の総表示面積(m ²) (※2及び7の合計面積)	
9 商業施設等の概要	<u>建築物の延べ面積(m²) (注2)</u> <u>建築物の敷地の接道の状況(接道面数)</u> <u>表示面積の合計(m²)</u>

(3面)

10 広告物等の管理者 (注3)	[略] 資格(注4)
11 [略]	[略]
[略]	

注1 [略]

2 商業施設等(大規模小売店舗を除く。)の建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超えるものに限り記入してください。

3~4 [略]

[改正後 別記]

第13号様式(第14条関係)

(1面)

[略]	
那覇市長 宛	
[略]	
4 区分	[略]

(2面)

[略]	
8 電光表示広告物の総表示面積(m ²) (※2及び7の合計面積)	

(3面)

9 広告物等の管理者 (注2)	[略] 資格(注3)
10 [略]	[略]
[略]	

注1 [略]

2~3 [略]

那覇市規則第11号
令和2年3月26日
公 布 濟

那覇市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

那覇市食品衛生法施行細則(平成24年那覇市規則第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(と畜検査員等)</p> <p>第2条 法<u>第9条第1項ただし書</u>に規定する 当該職員は、獣畜に係る検査にあっては と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条 に規定すると畜検査員、家きんに係る検 査にあっては食鳥処理の事業の規制及び 食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70 号)第39条第1項の規定により市長が指定 する者をもって充てるものとする。</p> <p>(食品衛生責任者の資格等)</p> <p>第5条 市条例別表第1の第1の第7項第1号 及び別表第3の第15項第1号の規則で定め る資格要件を満たす者は、次の各号のい ずれかに該当する者でなければならな い。</p> <p>(1) 法第48条第1項の食品衛生管理者に なることができる資格を有する者</p> <p>(2) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第 1条第1項の栄養士又は同条第2項の管 理栄養士の免許を有する者</p> <p>(3) 調理師法(昭和33年法律第147号)第 2条の調理師の免許を有する者</p> <p>(4) 製菓衛生師法(昭和41年法律第115 号)第2条の製菓衛生師の免許を有する 者</p> <p>(5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検 査に関する法律第12条第1項の食鳥処 理衛生管理者になることができる資格 を有する者</p> <p>(6) 船内における食料の支給を行う者 に関する省令(昭和50年運輸省令第7 号)第2条第1項の船舶料理士の資格を 有する者</p> <p>(7) 市長又は市長が指定する団体が実</p>	<p>(と畜検査員等)</p> <p>第2条 法<u>第10条第1項ただし書</u>に規定する 当該職員は、獣畜に係る検査にあっては と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条 に規定すると畜検査員、家きんに係る検 査にあっては食鳥処理の事業の規制及び 食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70 号)第39条第1項の規定により市長が指定 する者をもって充てるものとする。</p> <p>(食品衛生責任者の設置)</p>

<p><u>施する食品衛生責任者養成講習会(以下「養成講習会」という。)の課程を修了した者又は市長がこれと同等以上の知識を有すると認めた者</u></p> <p>(8) 都道府県、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条各号に規定する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)の食品衛生関係の条例、規則等に基づく資格を有する者又は都道府県等若しくは都道府県等の長が食品衛生に関して同等以上の知識を有すると認めた者</p>	<p><u>第5条 [略]</u></p> <p><u>2~3 [略]</u> (講習会)</p> <p>第6条 市長は、<u>養成講習会</u>における所定の科目を修了した者に対し、食品衛生責任者養成講習会修了証明書(第3号様式。次条において「講習会修了証明書」という。)を交付するものとする。</p>	<p><u>第5条 [略]</u></p> <p><u>2~3 [略]</u> (講習会)</p> <p>第6条 市長は、<u>市長又は市長が指定する団体が実施する食品衛生責任者養成講習会</u>(次項において「養成講習会」という。)における所定の科目を修了した者に対し、食品衛生責任者養成講習会修了証明書(第3号様式。次条において「講習会修了証明書」という。)を交付するものとする。</p>
<p>2~3 [略] (休業、廃業等の届出)</p> <p>第16条 市条例<u>第5条第1項</u>の規定による休業若しくは廃業の届出又は同条第2項の規定による営業再開の届出は、食品営業休業・廃業・再開届(第16号様式)によるものとする。 (検食の保存)</p> <p>第17条 <u>市条例別表の第1第12項第3号</u>に規定する検食の保存は、責任者を定め、採取容器等に採取の日時を記載するとともに、原材料及び調理済みの食品を食品ごとに50グラム程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に入れ、密封し、及び摂氏零下20度以下で2週間以上保存すること。</p> <p>別表第1(第3条関係) 試験品の採取数量</p>	<p>2~3 [略] (休業、廃業等の届出)</p> <p>第16条 市条例<u>第4条第1項</u>の規定による休業若しくは廃業の届出又は同条第2項の規定による営業再開の届出は、食品営業休業・廃業・再開届(第16号様式)によるものとする。 (検食の保存)</p> <p>第17条 <u>省令別表第17第8号</u>に規定する検食の保存は、責任者を定め、採取容器等に採取の日時を記載するとともに、原材料及び調理済みの食品を食品ごとに50グラム程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に入れ、密封し、及び摂氏零下20度以下で2週間以上保存すること。</p> <p>別表第1(第3条関係) 試験品の採取数量</p>	

1 [略]	1 [略]								
2 添加物	2 添加物								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>試験品の数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法<u>第11条第1項</u>の規定により規格が定められた添加物(かんすい並びにタール色素及びその製剤を除く。)</td><td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	品目	試験品の数量	法 <u>第11条第1項</u> の規定により規格が定められた添加物(かんすい並びにタール色素及びその製剤を除く。)	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>試験品の数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法<u>第13条第1項</u>の規定により規格が定められた添加物(かんすい並びにタール色素及びその製剤を除く。)</td><td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	品目	試験品の数量	法 <u>第13条第1項</u> の規定により規格が定められた添加物(かんすい並びにタール色素及びその製剤を除く。)	[略]
品目	試験品の数量								
法 <u>第11条第1項</u> の規定により規格が定められた添加物(かんすい並びにタール色素及びその製剤を除く。)	[略]								
品目	試験品の数量								
法 <u>第13条第1項</u> の規定により規格が定められた添加物(かんすい並びにタール色素及びその製剤を除く。)	[略]								
3 [略] [第2号様式 別記] 第16号様式(第16条関係) [略] 営業を休業・廃業・再開したので、那覇市食品衛生法施行条例 <u>第5条第1項</u> 又は第2項の規定により次のとおり届けます。 [略]	3 [略] [第2号様式 別記] 第16号様式(第16条関係) [略] 営業を休業・廃業・再開したので、那覇市食品衛生法施行条例 <u>第4条第1項</u> 又は第2項の規定により次のとおり届けます。 [略]								
備考									
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。									
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。									
3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。									

付 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

[改正前 別記]

第2号様式(第5条関係)

[略]

食品衛生責任者を設置(変更)したので、那覇市食品衛生法施行細則第5条第4項の規定により、次のとおり報告します。

食品衛生責任者の特記事項	[略]
食品衛生責任者になることができる資格の種類	<u>那覇市食品衛生法施行細則第5条第1項第号に規定する資格(複数の資格を有する場合は一つ記入)</u>
[略]	

[略]

[改正後 別記]

第2号様式(第5条関係)

[略]

食品衛生責任者を設置(変更)したので、那覇市食品衛生法施行細則第5条第3項の規定

により、次のとおり報告します。

食品衛生責任者 者の特記事項	[略]
	食品衛生責任者 になることができる資格の種類
[略]	

[略]

那覇市規則第12号

令和2年3月26日

公 布 濟

休日等における那覇市役所本庁舎駐車場の使用に関する規則を廃止する規則を
ここに公布する。

那覇市長 城間幹子

休日等における那覇市役所本庁舎駐車場の使用に関する規則を廃止する規則

休日等における那覇市役所本庁舎駐車場の使用に関する規則(平成6年那覇市規則第6号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市規則第13号

令和2年3月31日

公 布 濟

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則

(那覇市職員職名等規則の一部改正)

第1条 那覇市職員職名等規則(1970年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職名等) 第2条 職員の職位及び職名は、次のとおりとする。 [表 別記]	(職名等) 第2条 [略] [表 別記]

備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

[改正前 別記]

[第2条の表]

職位	職名
[略]	
副部長級	副部長 参事
[略]	
主査級	主査 専門主査 主任医師 主任歯科医師 教育保育指導主査 <u>保育所長</u> 教頭 児童館長 学芸員主査 専門員主査 予防主査 運転主査 環境 整備主査 総合現業主査
主任級	主任主事 主任技師 医師 歯科医師 教育保育指導主任 主任保育士 主任保育教諭 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任 保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学 療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員
主事級	主事 技師 保育士 保育教諭 学芸員 専門員 薬剤師 獣医師 保健 師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 言語聴覚士 予防技術員 運転手 環境整備員 総合現業員 調理員 用務員

[改正後 別記]

[第2条の表]

職位	職名
[略]	
副部長級	副部長 <u>保健所副所長</u> 参事
[略]	
主査級	主査 専門主査 主任医師 主任歯科医師 教育保育指導主査 教頭 児 童館長 学芸員主査 専門員主査 予防主査 運転主査 環境整備主査

	総合現業主査
主任級	主任主事 主任技師 医師 歯科医師 教育保育指導主任 主任保育士 主任保育教諭 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任 保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学 療法士 主任言語聴覚士 <u>主任作業療法士</u> 主任予防技術員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員
主事級	主事 技師 保育士 保育教諭 学芸員 専門員 薬剤師 獣医師 保健 師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 言語聴覚士 <u>作業療法士</u> 予防技術員 運転手 環境整備員 総合現業員 調理員 用 務員

(那覇市会計規則の一部改正)

第2条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]

備考

- 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置箇所	収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]		[略]	[略]
都市みらい部	[略]		
まちなみ共創部	まちなみ整備課 [略] [略]		
	建築指導課 [略] 技術管理課 <u>課長</u> 地籍調査課 <u>課長</u>		
消防局	[略]		
[略]			

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置箇所	収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]		[略]	[略]
都市みらい部	[略]		
まちなみ共創部	技術総務課 まちなみ整備課 [略] 建築指導課	課長 [略] [略]	
消防局	[略]		
[略]			

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第3条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(部の長等の職)	(部の長等の職)
第2条 [略]	第2条 [略]
2~3 [略]	2~3 [略]
4 前3項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職を置くことができる。 (1) 部 参事監、参事又は担当副参事 (2) [略]	4 [略] (1) 部 参事監、 <u>保健所副所長</u> (以下「 <u>副所長</u> 」という。)、参事又は担当副参事 (2) [略]
5 [略] (職務権限及び職務)	5 [略] (職務権限及び職務)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 参事監、参事、担当副参事、副参事、主幹及び主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。	3 参事監、 <u>副所長</u> 、参事、担当副参事、副参事、主幹及び主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
4 [略] (参事監等の所掌事務)	4 [略] (参事監等の所掌事務)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 参事の所管する事務は、部の所掌事務のうちから部の長が定める。	2 <u>副所長及び参事</u> の所管する事務は、部の所掌事務のうちから部の長が定める。
3~5 [略] (総務部における課の分掌事務)	3~5 [略] (総務部における課の分掌事務)
第5条 [略]	第5条 [略]

2~4 [略]	2~4 [略]
5 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(6) [略] <u>(7) 年間単価契約物品の購入及び不用品の処分に関すること。</u> (8) 物品の出納及び保管に関すること。 (9)~(11) [略]	5 [略] (1)~(6) [略] <u>(7) 物品の出納及び保管並びに那覇市物品会計規則(平成3年那覇市規則第10号)第22条に規定する不用品の処分に関すること。</u> (8)~(10) [略]
6 法制契約課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(4) [略] <u>(5)~(8) [略]</u> <u>(9) 物品の購入(那覇市物品会計規則(平成3年那覇市規則第10号)第13条第1項及び第2項の規定による購入を除く。)及び不用品の処分に係る業者選定、入札及び契約に関すること。</u> (10) [略]	6 [略] (1)~(4) [略] <u>(5) 情報公開及び個人情報保護に関すること。</u> <u>(6)~(9) [略]</u> <u>(10) 物品の購入(那覇市物品会計規則第13条第1項及び第2項の規定による購入を除く。)に係る業者選定、入札及び契約に関すること。</u> (11) [略]
7 [略] (企画財務部における課の分掌事務) 第6条 [略]	7 [略] (企画財務部における課の分掌事務) 第6条 [略]
2~3 [略]	2~3 [略]
4 納税課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(3) [略] <u>(4) [略]</u>	4 [略] (1)~(3) [略] <u>(4) 債権(市長が定めるものに限る。)の管理に係る調査研究に関すること。</u> <u>(5) [略]</u>
5~6 [略] (市民文化部における課の分掌事務)	5~6 [略] (市民文化部における課の分掌事務)
第7条 市民生活安全課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(5) [略]	第7条 [略] (1)~(5) [略]

<p>(6) 情報公開及び個人情報保護に関すること。</p>	<p>(6) 多文化共生に関すること。</p>
<p>(7) 空き家対策の総合調整に関すること。</p>	
<p>2~5 [略]</p>	<p>2~5 [略]</p>
<p>(健康部における保健所及び課の分掌事務)</p>	<p>(健康部における保健所及び課の分掌事務)</p>
<p>第11条 [略]</p>	<p>第11条 [略]</p>
<p>2~6 [略]</p>	<p>2~6 [略]</p>
<p>7 生活衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>7 [略]</p>
<p>(1)~(7) [略]</p>	<p>(1)~(7) [略]</p>
<p>(8) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師の<u>施術所開設</u>の届出等に関すること。</p>	<p>(8) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師の<u>施術所開設</u>の届出等に関すること。</p>
<p>(9)~(13) [略]</p>	<p>(9)~(13) [略]</p>
<p>(14) 医療監視の総括に関すること。</p>	<p>(14) 住宅宿泊事業の届出等に関すること。</p>
<p>(15) [略]</p>	<p>(15) 歯科技工所の開設の届出等に関すること。</p>
<p>(こどもみらい部における課の分掌事務)</p>	<p>(16) 衛生検査所の登録等に関すること。</p>
<p>第12条 [略]</p>	<p>(17) 死体の解剖及び保存の許可に関すること。</p>
<p>2 こどもみらい課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(18) [略]</p>
<p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく<u>支給認定並びに子どものための教育・保育給付及びこれに係る確認、検査等</u>に関すること。</p>	<p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子どものための教育・保育給付及び<u>子育てのための施設等利用給付に係る認定、確認、支給、検査等</u>に関すること。</p>
<p>(2)~(5) [略]</p>	<p>(2)~(5) [略]</p>
<p>(6) 認可外保育施設に関すること(他課の所管に属するものを除く。)。</p>	<p>(6) <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の事業に係る補助金等</u>に関すること。</p>

		すること(他課の所管に属するものを除く。)。
(7) <u>私立幼稚園就園奨励費補助金に関すること。</u>		
3 こども教育保育課の分掌事務は、次のとおりとする。	3 [略]	
(1) [略]	(1) [略]	
(2) 那覇市立の <u>幼保連携型認定こども園及び保育所</u> の総括及び管理に関すること。	(2) 那覇市立の <u>認定こども園</u> の総括及び管理に関すること。	
(3)～(4) [略]	(3)～(4) [略]	
4 [略] (まちなみ共創部における課の分掌事務)	4 [略] (まちなみ共創部における課の分掌事務)	
		<u>第14条 技術総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</u>
		(1) <u>建設工事の検査に関すること。</u>
		(2) <u>建設工事に係る積算及び仕様書の調整に関すること。</u>
		(3) <u>建設工事及び建設工事に伴う業務委託に係る契約事務に関するもので、技術的な内容の審査に関すること。</u>
		(4) <u>建設工事の設計及び施工における技術の蓄積及び向上に関すること。</u>
		(5) <u>地籍調査の計画、実施、管理等に関すること。</u>
		(6) <u>町界、町名及び地番に関すること。</u>
		(7) <u>住居表示に関すること。</u>
		(8) <u>市の区域に関すること。</u>
<u>第14条 まちなみ整備課の分掌事務は、次のとおりとする。</u>	2 [略]	
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]	
(5)～(7) [略]	(5) 空き家対策に関すること。	
2～4 [略]	(6)～(8) [略]	
<u>5 技術管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</u>	3～5 [略]	
(1) 建設工事の検査に関すること。		
(2) 建設工事に係る積算及び仕様書の		

調整に關すること。

(3) 建設工事及び建設工事に伴う業務委託に係る契約事務に関するもので、技術的な内容の審査に關すること。

(4) 建設工事の設計及び施工における技術の蓄積及び向上に關すること。

6 地籍調査課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地籍調査の計画、実施、管理等に關すること。

(2) 町界、町名及び地番に關すること。

(3) 住居表示に關すること。

(4) 市の区域に關すること。

(総括課)

第16条 次の表の左欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる課を当該部の総括課とし、第5条から第14条までに定める当該課の所掌事務のほか、同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

部	総括課	事務
[略]		[略]
まちなみ共創部	まちなみ整備課	

[別表 別記]

(総括課)

第16条 [略]

部	総括課	事務
[略]		[略]
まちなみ共創部	技術総務課	

[別表 別記]

備考

- 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあら全ての条名等を順次示したものとする。
- 5 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 6 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 7 表の改正規定において、改正前の欄中のけい線に対応する改正後の欄中のけい線がない場合には、当該けい線を削る。

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

部	所	課	室
[略]			
都市みらい部	[略]		

まちなみ共創部		まちなみ整備課	
		[略]	
		建築指導課	
		技術管理課	
		地籍調査課	

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

部	所	課	室
[略]			
都市みらい部	[略]		
まちなみ共創部		技術総務課	技術管理室
		まちなみ整備課	
		[略]	
		建築指導課	

(那覇市教育委員会に対する事務委任規則の一部改正)

第4条 那覇市教育委員会に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委任事務)	(委任事務)
第2条 市長は、次に掲げる事務を委員会に委任する。	第2条 [略]
(1) 次に掲げる条例に基づく使用料(利用料金を含む。)の徴収、減免及び還付に関すること。 ア～オ [略]	(1) [略] ア～オ [略] カ <u>那覇市人材育成支援センターまい</u> <u>いまいNaha条例(令和元年那覇市</u> <u>条例第34号)</u>
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]

備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市空家等対策審議会規則の一部改正)

第5条 那覇市空家等対策審議会規則(平成29年那覇市規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>市民文化部市民生活安全課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>まちなみ共創部まちなみ整備課</u> において処理する。

備考 第3条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(那覇市予算決算規則の一部改正)
- 2 那覇市予算決算規則(1971年那覇市規則10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]

備考 第3条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

[改正前 別記]

別表第3(第24条関係)

合議事項	合議区分	企画財務	財政課長
(1)～(7) [略]			
(8) 支出 に 関 す る こ と。	委託料(那覇市事務分掌規則第5条第6項第8号に規定す る委託に係る委託料を除く。)で地方自治法施行令(昭 和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号、第3号及び 第5号から第7号までに規定する随意契約によるもの		[略]
(9) [略]			

[改正後 別記]

別表第3(第24条関係)

合議事項	合議区分	企画財務	財政課長
(1)～(7) [略]			
(8) 支出 に 関 す る こ と。	委託料(那覇市事務分掌規則第5条第6項第9号に規定す る委託に係る委託料を除く。)で地方自治法施行令(昭 和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号、第3号及び 第5号から第7号までに規定する随意契約によるもの		[略]
(9) [略]			

那覇市規則第14号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第5項の規定による
住居手当に関する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第5項の規定による住居手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和2年那覇市条例第2号。以下「改正条例」という。)付則第5項の規定による住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(権衡職員の範囲)

第2条 改正条例付則第5項のこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 給料表の適用を受けない職員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、改正条例付則第1項の一部施行日(以下「施行日」という。)の前日において住宅(賃間を含む。以下同じ。)を借り受け、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額を超える月額の家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っていた職員(施行日の前日において改正条例第2条の規定による改正前の那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号。以下「改正前給与条例」という。)の適用者であったとみなした場合に、改正前給与条例第18条第1項の規定に該当するものに限る。)

ア 施行日から令和3年3月31日まで 12,500円

イ 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 13,000円

ウ 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 13,500円

(2) その他市長が定める職員

(適用除外職員)

第3条 改正条例付則第5項の規定により住居手当を支給される職員から除かれる規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 施行日の前日において改正前給与条例第18条第1項第1号の規定に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

ア 那覇市職員の給与に関する条例第18条の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなる職員

イ 改正前給与条例第18条の規定を適用するとしたならば同条第1項第1号に該

当しないこととなる職員

(2) 改正条例付則第5項の旧手当額が、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ
次に定める額以下となる職員

- ア 施行日から令和3年3月31日まで 500円
- イ 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 1,000円
- ウ 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 1,500円

(3) 前2号に掲げる職員に準ずる職員として市長が定める職員

(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

第4条 改正条例付則第5項の旧手当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第18条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

(1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例付則第5項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額(以下この条において「旧家賃月額」という。)より高い場合 旧家賃月額

(2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額
(旧手当額から控除する額)

第5条 改正条例付則第5項の旧手当額から控除する額として規則で定める額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 施行日から令和3年3月31日まで 500円
 - (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 1,000円
 - (3) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 1,500円
- (施行日における確認及び決定)

第6条 任命権者(その委任を受けた者を含む。)は、第9条に定める場合を除き、施行日の前日に改正前給与条例第18条の規定により支給されていた住居手当に係る事実(令和2年3月2日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。)を那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号。第9条から第11条までにおいて「給与規則」という。)第27条第2項の住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正条例付則第5項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

(令和3年4月1日又は令和4年4月1日における確認及び決定)

第7条 前条の規定は、令和3年4月1日又は令和4年4月1日において改正条例附則第5項の規定により住居手当を支給される職員について準用する。この場合において、同条中「決定」とあるのは、「改定」と読み替えるものとする。

(支給の始期及び終期)

第8条 改正条例付則第5項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月又は職員が同項の規定の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)のいずれか遅い月から開始し、職員が同項に規定する要件を次くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)又は令和5年3月のいずれか早い月をもって終わる。

(人事交流職員等に対する給与規則の準用)

第9条 給与規則第26条から第28条までの規定は、第2条第1号の給料表の適用を受けない職員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者で改正条例付則第5項の職員たる要件を具備するに至ったものに対する住居手当の支給について準用する。この場合において、給与規則第26条第1項中「新たに条例第18条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第5項の規定による住居手当に関する規則第2条第1号の給料表の適用を受けない職員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者で那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和2年那覇市条例第2号)付則第5項の職員たる要件を具備するに至ったものは、当該要件を具備していること」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする」とあるのは「ならない」と、給与規則第27条第1項中「決定し、又は改定」とあるのは「決定」と、同条第2項中「決定し、又は改定」とあるのは「決定」と、「決定又は改定」とあるのは「決定」と読み替えるものとする。

(給与規則の準用)

第10条 給与規則第26条から第30条まで(第29条第1項を除く。)の規定は、改正条例付則第5項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、給与規則第26条第1項中「新たに条例第18条第1項の職員たる要件を具備するに至

った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和2年那覇市条例第2号)付則第5項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする」とあるのは「ならない」と、給与規則第27条第1項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第2項中「前項」とあるのは「那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第5項の規定による住居手当に関する規則第6条若しくは第7条又は前項」と、給与規則第29条第2項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と、給与規則様式第2号中「那覇市職員の給与に関する規則」とあるのは「那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第5項の規定による住居手当に関する規則第10条において準用する那覇市職員の給与に関する規則」と読み替えるものとする。

(令和5年4月1日における住居手当に係る届出の特例)

第11条 令和5年3月31日において改正条例付則第5項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に那覇市職員の給与に関する条例第18条第1項の規定に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る給与規則第26条第1項の規定により行われた届出(第10条において準用する給与規則第26条第1項の規定による届出が行われた場合には、当該届出)を令和5年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那霸市規則第15号
令和2年3月31日
公 布 濟

那霸市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公設市場条例施行規則(1963年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用許可等)	(使用許可等)
第4条 [略]	第4条 [略]
2~3 [略]	2~3 [略]
	<u>4 第2項の連帯保証人が責任を負う保証債務の極度額は、申請者が条例第3条第1項又は第3項の許可を受けたときにおける使用料の12月分に相当する額とする。</u>
4 [略]	5 [略]
[第7号様式 別記]	[第7号様式 別記]
[第8号様式 別記]	[第8号様式 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第7号様式(第4条関係)

[略]
[略]
公設市場の使用許可の日から 年 月 日までの間に、申請者が、公設市場の使用料を滞納することがある場合又は那覇市公設市場条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、これらの債務を保証し、申請者と連帯して必ずこれらの債務を履行します。

備考 [略]

[改正後 別記]

第7号様式(第4条関係)

[略]
[略]

公設市場の使用許可の日から 年 月 日までの間に、申請者が、公設市場

の使用料を滞納することがある場合又は那覇市公設市場条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、申請者が条例第3条第1項又は第3項の許可を受けたときにおける使用料の12月分に相当する額を極度額として、これらの債務を保証し、申請者と連帶して必ずこれらの債務を履行します。

[略]

備考 [略]

[改正前 別記]

第8号様式(第4条関係)

[略]

[略]

連帯保証人変更の承認を受けた日から 年 月 日までの間に、上記の者が公設市場の使用料を滞納するがある場合又は那覇市公設市場条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、これらの債務を保証し、上記の者と連帶して必ずこれらの債務を履行します。

[略]

[改正後 別記]

第8号様式(第4条関係)

[略]

[略]

連帯保証人変更の承認を受けた日から 年 月 日までの間に、上記の者が公設市場の使用料を滞納するがある場合又は那覇市公設市場条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、申請者が条例第3条第1項又は第3項の許可を受けたときにおける使用料の12月分に相当する額を極度額として、これらの債務を保証し、上記の者と連帶して必ずこれらの債務を履行します。

[略]

那覇市規則第16号

令和2年3月31日

公 布 濟

那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 5 改正後の欄中の図(以下「改正後図」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該図の表示がない場合は、当該改正後図を加える。 6 改正前の欄中の図(以下「改正図」という。)及びこれに対応する改正後図がある場合は、当該改正図を当該改正後図に改める。 7 改正図の表示に対応する改正後の欄中に当該図の表示がない場合は、当該改正図を削る。	

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に存する防寒衣及び雨衣については、改正後の那覇市消防吏員服制規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

種別		服制
制帽	色又は地質	濃紺の合成纖維
	[略]	
き章	[略]	
周章		男性については、帽の腰周りには、黒色のななこ織を巻き、消防司令以上の場合には、蛇腹組金線及び蛇腹組黒色線を、消防司令補の場合には、蛇腹組黒色線を巻くものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
略帽	[略]	

	製式	アポロキャップ(5面式)とし、前ひさしは、濃紺又は灰色とする。 形状及び刺しゅうは、図のとおりとする。
[略]		
防寒衣	色又は地質	濃紺の合成繊維
	製式	前面 前面はチャック式とする。 形状は、図のとおりとする。
	[略]	
雨衣	上衣	色又は地質 白、紺又はオレンジの防水布
	製式	カッター式フード付とする。 反射テープを両そで及び胸部に縫い付ける。 形状は、図のとおりとする。
	[略]	
防火帽	保安帽	色又は地質 白、赤、金又は銀の強化合成樹脂又は堅ろうな材質
	[略]	
	き章	[略]
	[略]	
	しころ	色又は地質 銀、ベージュ、紺、イエロー又はオレンジの耐熱性防水布
	[略]	
防火衣	[略]	
[略]		
保安帽	色又は地質	白の強化合成樹脂
	[略]	
	き章	[略]
	[略]	
[略]		
消防手帳	[略]	
帳	製式	表面の上部に消防章を、その下部に那覇市消防局の文字を金色で表示し、内側に名刺入れ及び透明部を設ける。 手帳は右開きとし、透明部右側に消防章、氏名及び交付年月日を表示した那覇市消防吏員身分証明書を差し込む。 形状及び寸法は、図のとおりとする。

図

[略]



周章

[略]

消防監

[略]

消防正監

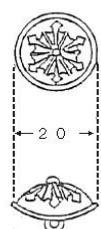
[略]

消防士

消防副士長

消防士長

[略]

ボタン略帽(機動査察係を除く。)

[略]

略帽前面刺しゅう(機動査察係を除く。)

[略]

略帽(機動査察係に限る。)

[略]

略帽前面刺しゅう(機動査察係に限る。)

[略]

略帽右側面刺しゅう(機動査察係に限る。)

[略]

略帽前ひさし刺しゅう(機動査察係に限る。)

[略]

冬服

[略]

[略] キュロットスカート

[略]

夏服

[略]

防寒衣

[略]

後面



[略]

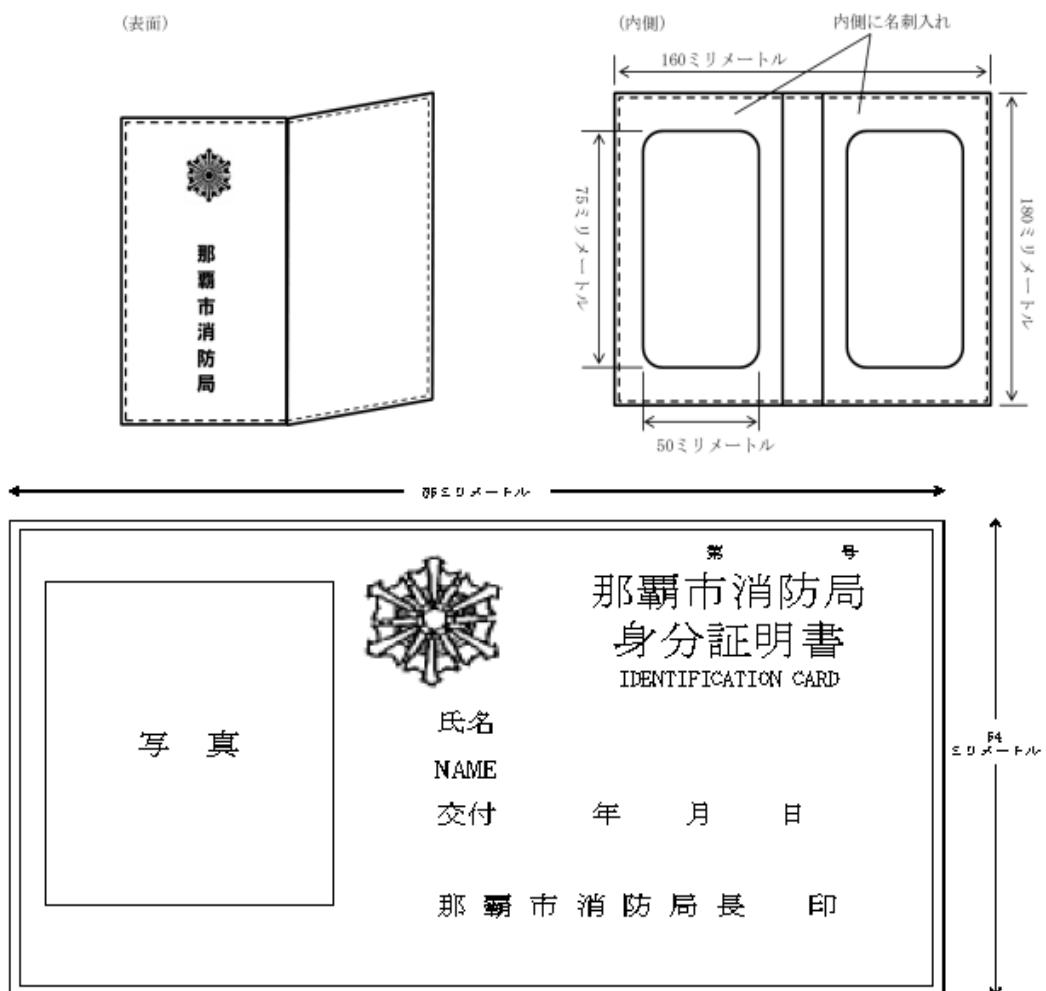
保安帽及びしころに付ける階級周章

[略]

防火衣

[略]

消防手帳



- 1 地色は白色とし、縁縫の色は青色とする。
- 2 消防章は直径12ミリメートル以上で、金色とする。
- 3 文字は黒色とする。

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

種別		服制
制帽	色又は地質	濃紺の合成繊維とする。
[略]		
記章		[略]
周章	男性	帽の腰周りには、黒色のななこ織を巻き、消防司令以上の場合には、蛇腹組金線及び蛇腹組黒色線を、消防司令補の場合には、蛇腹組黒色線を巻くものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	女性	帽の腰周りには、黒色のしま縫を巻き、消防司令以上の場合には、蛇腹組金線を巻くものとする。

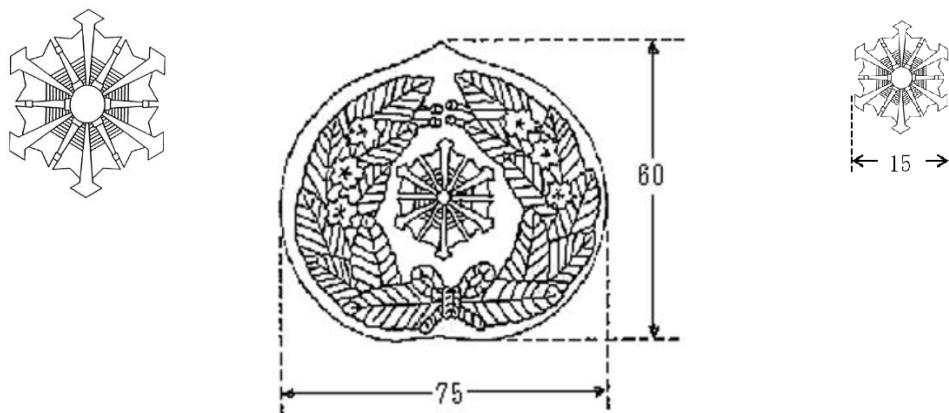
		形状及び寸法は、図のとおりとする。
略帽	[略]	
	製式	アポロキャップとし、前ひさしは、濃紺又は灰色とする。 形状及び刺しゅうは、図のとおりとする。
[略]		
防寒衣	色又は地質	制帽と同様とする。
	製式	前面はチャック式とする。 背面上部に那覇市消防局、その下部にNAHA FIRE DEPARTMENTの文字を表示する。 形状は、図のとおりとする。
	[略]	
雨衣	上衣	色又は地質 白、紺又はオレンジの防水布とする。
	製式	カッター式フード付とする。 反射テープを両袖及び胸部に縫い付ける。 背面上部に那覇市消防局、その下部にNAHA FIRE DEPARTMENTの文字を表示する。 形状は、図のとおりとする。
	[略]	
防火帽	保安帽	色又は地質 白、赤、金又は銀の強化合成樹脂又は堅ろうな材質とする。
		[略]
	記章	[略]
	[略]	
	しころ	色又は地質 銀、ベージュ、紺、イエロー又はオレンジの耐熱性防水布とする。
		[略]
防火フード	色又は地質	黒又は濃紺で難燃素材の合成繊維とする。
防火衣	製式	形状は、図のとおりとする。
	[略]	
[略]		
保安帽	色又は地質	白の強化合成樹脂とする。
		[略]
	記章	[略]
	[略]	
[略]		
消防手帳	[略]	
	製式	表面の上部に消防章を、その下部に那覇市消防局の文字を金色で表示し、内側に名刺入れ及び透明部を設ける。 手帳は右開きとし、透明部右側に消防章、氏名及び発行日を表示した那覇市消防局身分証明書を差し込む。 形状及び寸法は、図のとおりとする。

図

[略]

消防章記章

あごひも留め消防章

男性周章

[略]

消防正監

[略]

消防監

[略]

消防士長
消防副士長
消防士

[略]

女性周章消防正監消防監消防司令消防司令長

消防司令補
消防士長
消防副士長
消防士

略帽(第1機動査察係及び第2機動査察係を除く。)

[略]

略帽前面刺しゅう(第1機動査察係及び第2機動査察係を除く。)

[略]

略帽(第1機動査察係及び第2機動査察係に限る。)

[略]

略帽前面刺しゅう(第1機動査察係及び第2機動査察係に限る。)

[略]

略帽右側面刺しゅう(第1機動査察係及び第2機動査察係に限る。)

[略]

略帽前ひさし刺しゅう(第1機動査察係及び第2機動査察係に限る。)

[略]

冬服

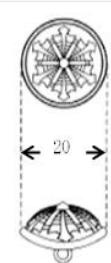
[略]

[略]

キュロットスカート

ボタン

[略]



夏服

[略]

防寒衣

[略]



[略]

保安帽及びしころに付ける階級周章

[略]

防火フード



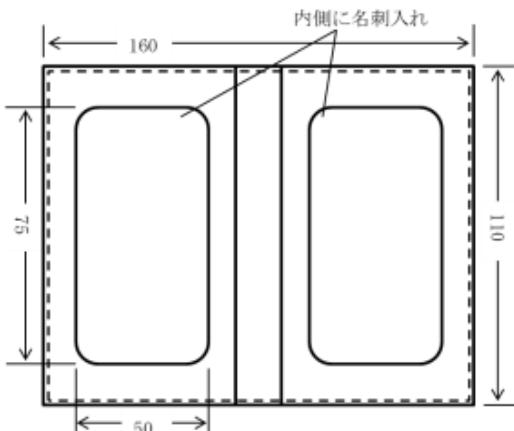
防火衣

[略]

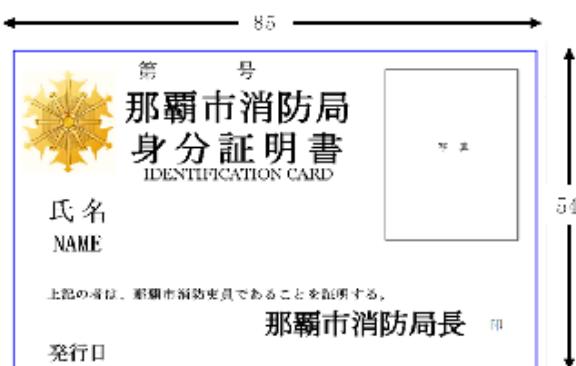
消防手帳

表面

内側



那霸市消防局身分証明書



- 1 地色は白色とし、縁線の色は青色とする。
- 2 消防章は直径12ミリメートル以上で、金色とする。
- 3 文字は黒色とする。

那霸市規則第17号
令和2年3月31日
公 布 濟

那霸市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防局の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
(組織)	(組織)																		
第2条 局に次の課及び係を置く。	第2条 [略]																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th><th>係</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>予防課</td><td>[略] <u>機動査察係</u></td></tr> <tr> <td></td><td>設備指導係</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	課	係	[略]		予防課	[略] <u>機動査察係</u>		設備指導係	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th><th>係</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>予防課</td><td>[略] <u>第1機動査察係</u> <u>第2機動査察係</u> 設備指導係</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	課	係	[略]		予防課	[略] <u>第1機動査察係</u> <u>第2機動査察係</u> 設備指導係	[略]	
課	係																		
[略]																			
予防課	[略] <u>機動査察係</u>																		
	設備指導係																		
[略]																			
課	係																		
[略]																			
予防課	[略] <u>第1機動査察係</u> <u>第2機動査察係</u> 設備指導係																		
[略]																			
(分掌事務)	(分掌事務)																		
第7条 [略]	第7条 [略]																		
2 予防課の分掌事務は、次のとおりとする。	2 [略]																		
(1)～(9) [略]	(1)～(9) [略]																		
<u>(10)</u> [略]	<u>(10)</u> <u>火災の原因調査及び調査技術の指導の総括に関すること。</u>																		
3～5 [略]	(11) [略]																		
3～5 [略]	3～5 [略]																		
備考																			
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																			
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。																			

付 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市規則第18号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

那覇市職員分限懲戒審査委員会規則(昭和48年那覇市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任務) 第2条 委員会は、任命権者の諮問に応じ、 次に掲げる事項について審査答申するも のとする。 (1) 法 <u>第22条第1項</u> に規定する <u>条件附採 用</u> の期間中の職員に係る分限に関する 事項 (2)～(4) 「略」	(任務) 第2条 [略] (1) 法 <u>第22条</u> に規定する <u>条件付採用</u> の 期間中の職員に係る分限に関する事項 (2)～(4) 「略」
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市規則第19号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和51年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(償還金の支払猶予) 第13条 [略] 2 [略]	(償還金の支払猶予) 第13条 [略] 2 [略] 3 <u>前2項の規定にかかわらず、借受人が行 方不明等により支払猶予の申請ができな いときは、市長は、職権により償還金の 支払猶予を行うことができる。</u>
(違約金の支払免除) 第14条 [略] 2 [略]	(違約金の支払免除) 第14条 [略] 2 [略] 3 <u>前2項の規定にかかわらず、市長は、必 要と認めるときは、職権により違約金の 支払免除を行うことができる。</u>
(償還免除) 第15条 [略] 2 前項の災害援護資金償還免除申請書に は、次の各号に掲げるいずれかの書類を 添えなければならない。 (1)～(2) [略]	(償還免除) 第15条 [略] 2 [略] (1)～(2) [略] 3 <u>(3) 借受人が破産手続開始の決定又は 再生手続開始の決定を受けたことを証 する書類</u>
3 [略]	3 [略] 4 <u>前3項の規定にかかわらず、償還の免除 の申請をすべき者がいないときは、市長 は、職権により償還の免除を行う能够 である。</u>
	(審査会の組織) <u>第18条 審査会(条例第16条の審査会をい う。以下同じ。)の委員は、医師、弁護士 その他市長が必要と認める者の中から 市長が委嘱する。</u>

(任期)

第19条 委員の任期は、諮問に係る審議が終了し、答申するまでの間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第22条 審査会において必要があると認めるとときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第23条 委員は、自己又は3親等内の親族に直接の利害関係のある議事については、その議事に参与することができない。

(庶務)

第24条 審査会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第25条 この規則に定めるものほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第20号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(医療職給料表(2)の適用範囲) 第6条 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。 (1)～(7) [略]	(医療職給料表(2)の適用範囲) 第6条 [略] (1)～(7) [略] <u>(8) 作業療法士</u> (権衡職員の範囲)
第25条の2 条例第18条第1項第2号の規則で定める職員は、第43条に規定する職員(再任用職員を除く。)で、同条第1号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額 <u>1万2,000円</u> を超える家賃を支払っているものとする。	第25条の2 条例第18条第1項第2号の規則で定める職員は、第43条に規定する職員(再任用職員を除く。)で、同条第1号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額 <u>1万6,000円</u> を超える家賃を支払っているものとする。
(時間外勤務手当) 第52条 [略]	(時間外勤務手当) 第52条 [略]
<u>2 条例第21条第3項に規定する規則で定める時間は、休日等が属する週において、職員が休日等に勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給され、当該週において勤務時間条例第4条に規定する週休日の振替等により、あらかじめ勤務時間条例第3条又は第3条の2の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた場合における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) 当該週の勤務時間が、割り振り変更	<u>2 条例第21条第3項の規則で定める時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) 休日等が属する週において、職員が休日等に勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給され、当該週において勤務時間条例第4条に規定する週休日の振替等により、あらかじめ勤務時間条例第3条又は第3条の2の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた場合における次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ

前の正規の勤務時間に当該休日等に勤務した時間を加えた時間以下になる場合 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

(2) 当該週の勤務時間が、割り振り変更前の正規の勤務時間に当該休日等に勤務した時間を加えた時間を超える場合 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、当該休日等に勤務した時間数に相当する時間

ア又はイに定める時間

ア 当該週の勤務時間が、割り振り変更前の正規の勤務時間に当該休日等に勤務した時間を加えた時間以下になる場合 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

イ 当該週の勤務時間が、割り振り変更前の正規の勤務時間に当該休日等に勤務した時間を加えた時間を超える場合 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、当該休日等に勤務した時間数に相当する時間

(2) 前項に規定する場合を除き、割り振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分に満たない場合における次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める時間

ア 勤務時間条例第4条の規定により勤務時間が割り振られた場合の1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割り振り変更後の正規の勤務時間」という。)が、38時間45分以下の場合 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

イ 割り振り変更後の正規の勤務時間が、38時間45分を超える場合 38時間45分から割り振り変更前の正規の勤務時間を減じて得た時間

3 [略]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
<u>[略]</u>		
こども発達支援センター	(1)～(2) [略]	[略]
<u>[略]</u>		

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給額
市長事務	[略]	
部局	副部長	[略]

3 [略]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
<u>[略]</u>		
こども発達支援センター	(1)～(2) [略]	[略]
	(3) 作業療法士	
<u>[略]</u>		

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給額
市長事務	[略]	
部局	副部長	[略]

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">参事(市長の定めるものに限る。)</td><td style="width: 50%;">長に限る。)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>参事(市長の定めるものに限る。)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> <p>別表第4(第55条の3関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職員</th><th style="width: 50%;">加算割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>副部長、参事その他これらに相当するものとして市長が定める職員</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	参事(市長の定めるものに限る。)	長に限る。)	[略]	参事(市長の定めるものに限る。)	[略]	[略]	職員	加算割合	[略]		副部長、参事その他これらに相当するものとして市長が定める職員	[略]	[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">長に限る。)</td><td style="width: 50%;">参事(市長の定めるものに限る。)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table> <p>別表第4(第55条の3関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職員</th><th style="width: 50%;">加算割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>副部長、副所長(保健所副所長に限る。)、参事その他これらに相当するものとして市長が定める職員</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	長に限る。)	参事(市長の定めるものに限る。)	[略]	[略]	[略]		職員	加算割合	[略]		副部長、副所長(保健所副所長に限る。)、参事その他これらに相当するものとして市長が定める職員	[略]	[略]	
参事(市長の定めるものに限る。)	長に限る。)																												
[略]	参事(市長の定めるものに限る。)																												
[略]	[略]																												
職員	加算割合																												
[略]																													
副部長、参事その他これらに相当するものとして市長が定める職員	[略]																												
[略]																													
長に限る。)	参事(市長の定めるものに限る。)																												
[略]	[略]																												
[略]																													
職員	加算割合																												
[略]																													
副部長、副所長(保健所副所長に限る。)、参事その他これらに相当するものとして市長が定める職員	[略]																												
[略]																													

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市規則第21号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
[別表第6 別記]	[別表第6 別記]
[別表第7 別記]	[別表第7 別記]
[別表第7の2 別記]	[別表第7の2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	
3 表の改正規定において、改正後の欄中のけい線に対応する改正前の欄中のけい線がない場合には、当該けい線を加える。	
4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
5 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1、別表第2及び別表第6の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

行政職給料表等級別職務分類表

職務の級	職務
[略]	
4級	1 教育保育指導主査、 <u>保育所長</u> 、児童館長、館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。)、分館長、学芸員主査、専門員主査又は教育相談員主査の職務 2 [略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

行政職給料表等級別職務分類表

職務の級	職務
[略]	
4級	1 教育保育指導主査、児童館長、館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。)、分館長、学芸員主査、専門員主査又は教育相談員主査の職務 2 [略]
[略]	

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

級別資格基準表

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(2) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
[略]							
言語聴覚士	[略]						

備考 [略]

エ [略]

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

級別資格基準表

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(2) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
[略]							
言語聴覚士	[略]						
作業療法士	大学卒			5	3	別に定	別に定
		0	5	8		める	める
	短大3卒		1	5	3	別に定	別に定
		0	1	6	9	める	める

備考 [略]

エ [略]

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
[略]		
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)～(4) [略]
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)～(6) [略]
	[略]	
[略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
[略]		
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)～(4) [略]
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)～(6) [略]
	[略]	
[略]		

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第6(第11条関係)

初任給基準表

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
[略]		
言語聴覚士	[略]	

備考 [略]

エ [略]

[改正後 別記]

別表第6(第11条関係)

初任給基準表
アヘイ [略]

ウ 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
[略]		
言語聴覚士	[略]	
作業療法士	大学卒 短大3卒	2級1号給 1級17号給

備考 [略]

エ [略]

[改正前 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア [略]

イ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
[略]			
46	26	[略]	
47	27		
48	28		
49	28		
50	28		
[略]			
52	29	[略]	
[略]			
56	30	[略]	
[略]			
60	31	[略]	
[略]			
64	32	[略]	
[略]			

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					
71	42	[略]			
[略]					

73	43	[略]
74	43	
75	44	
76	44	
77	45	
78	45	
79	45	
80	46	
81	46	
82	46	
83	47	
84	47	
[略]		

エ [略]

〔改正後 別記〕

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア [略]

イ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
[略]			
46	25	[略]	
47	26		
48	26		
49	27		
50	27		
[略]			
52	28	[略]	
[略]			
56	29	[略]	
[略]			
60	30	[略]	
[略]			
64	31	[略]	
[略]			

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級

[略]		
71	<u>41</u>	[略]
[略]		
73	<u>42</u>	[略]
74	<u>42</u>	
75	<u>43</u>	
76	<u>43</u>	
77	<u>43</u>	
78	<u>44</u>	
79	<u>44</u>	
80	<u>44</u>	
81	<u>45</u>	
82	<u>45</u>	
83	<u>46</u>	
84	<u>46</u>	
[略]		

エ [略]

[改正前 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア [略]

イ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
[略]			
25	<u>45</u>	[略]	
26	<u>46</u>		
27	<u>47</u>		
28	<u>51</u>		
29	<u>55</u>		
30	<u>59</u>		
31	<u>63</u>		
[略]			

ウ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
[略]					
41	<u>70</u>	[略]			
42	<u>72</u>				

43	74
44	76
45	79
46	82
[略]	

エ [略]

[改正後 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア [略]

イ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
[略]			
25	46	[略]	
26	48		
27	50		
28	52		
29	56		
30	60		
31	64		
[略]			

ウ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
[略]					
41	71	[略]			
42	74				
43	77				
44	80				
45	82				
46	84				
[略]					

エ [略]

那覇市規則第22号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(現業職員の範囲)	(現業職員の範囲)
第2条 現業職員の範囲は、次に掲げるとおりとする。	第2条 現業職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。</u> <u>第7条から第11条までを除き、以下同じ。)</u> の範囲は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(初任給)	(初任給)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 新たに現業職員となった者の号給は、別表第4の初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定める号給とするものとし、 <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、法第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下この条において「再任用職員」という。)の給料月額は、別表第1の現業職給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u>	2 新たに現業職員となった者の号給は、別表第4の初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定める号給とするものとし、 <u>法第28条の4第1項、法第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下この条において「再任用職員」という。)の給料月額は、別表第1の現業職給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u>
3～4 [略]	3～4 [略] <u>(会計年度任用職員)</u>
[別表第1 別記]	[別表第1 別記] <u>第13条 第2条の会計年度任用職員の給与については、この規則に定めるものほか、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が定める。</u>
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の	

欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市現業職員の給与に関する規則別表第1の規定は、平成31年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	121,600	194,000	230,000	263,000	288,900
	2	122,700	195,800	231,600	264,900	291,100
	3	123,900	197,600	233,100	266,700	293,400
	4	125,000	199,400	234,700	268,800	295,500
	5	126,100	200,900	236,100	270,500	297,400
	6	127,200	202,700	237,800	272,400	299,700
	7	128,400	204,500	239,300	274,300	302,000
	8	129,500	206,300	240,900	276,400	304,200
	9	130,600	207,900	242,100	278,400	306,100
	10	131,700	209,700	243,600	280,400	308,400
	11	132,900	211,500	245,200	282,500	310,600
	12	134,000	213,300	246,600	284,500	312,900
	13	135,100	214,700	248,100	286,500	315,000
	14	136,200	216,500	249,600	288,600	317,100
	15	137,400	218,200	250,900	290,600	319,300
	16	138,500	220,000	252,300	292,600	321,400
	17	139,600	221,700	253,800	294,400	323,300
	18	140,700	223,400	255,400	296,400	325,300
	19	141,900	225,000	257,100	298,500	327,300
	20	143,000	226,600	258,900	300,500	329,300
	21	144,100	228,000	260,500	302,400	331,000

22	145,200	229,700	262,300	304,500	333,100
23	146,400	231,300	264,000	306,500	335,100
24	147,500	232,900	265,700	308,600	337,200
25	148,600	234,000	267,600	310,300	338,600
26	149,700	235,500	269,500	312,400	340,500
27	150,800	236,900	271,300	314,400	342,400
28	151,900	238,200	273,100	316,400	344,300
29	153,000	239,500	274,800	318,100	345,900
30	154,400	240,700	276,700	320,100	347,800
31	155,700	241,700	278,600	322,200	349,700
32	157,000	242,900	280,300	324,300	351,500
33	158,300	244,200	281,800	325,500	353,400
34	159,800	245,300	283,700	327,500	355,200
35	161,300	246,500	285,500	329,400	357,000
36	162,900	247,800	287,400	331,500	358,700
37	164,200	248,700	289,000	333,400	360,100
38	165,700	250,100	290,700	335,300	361,400
39	167,200	251,500	292,500	337,300	362,800
40	168,700	252,900	294,300	339,200	364,200
41	170,100	254,300	295,800	341,100	365,500
42	172,800	255,700	297,500	343,000	366,400
43	175,400	257,100	299,000	344,800	367,500
44	178,000	258,400	300,600	346,700	368,600
45	180,700	259,600	302,200	348,200	369,400
46	182,400	260,900	303,900	349,600	370,300
47	184,000	262,300	305,500	351,100	371,200
48	185,700	263,600	307,200	352,600	372,100
49	187,200	264,700	308,100	354,200	373,000
50	188,900	265,800	309,600	355,000	373,800
51	190,700	267,100	311,100	356,200	374,600
52	192,400	268,400	312,700	357,200	375,400
53	194,000	269,400	314,300	358,100	376,100
54	195,400	270,500	315,900	359,200	376,800
55	196,900	271,800	317,500	360,100	377,500
56	198,400	273,100	319,000	361,200	378,200
57	199,700	274,000	320,500	362,100	378,700
58	201,000	275,000	321,700	362,800	379,300
59	202,200	275,900	322,900	363,500	379,900
60	203,500	277,000	324,100	364,200	380,600
61	204,800	278,100	324,800	364,600	381,000
62	206,100	279,100	325,700	365,200	381,700
63	207,400	280,000	326,500	365,900	382,300
64	208,700	281,000	327,300	366,600	382,900
65	209,800	281,500	328,200	366,900	383,300

66	211, 100	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900
67	212, 400	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500
68	213, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100
69	214, 800	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500
70	215, 900	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000
71	216, 900	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500
72	218, 000	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100
73	219, 100	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400
74	220, 100	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800
75	221, 000	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200
76	222, 000	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600
77	222, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900
78	223, 300	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200
79	224, 100	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500
80	224, 900	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800
81	225, 600	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000
82	226, 600	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300
83	227, 400	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600
84	228, 300	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800
85	229, 000	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000
86	229, 800	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300
87	230, 700	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600
88	231, 700	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800
89	232, 400	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000
90	233, 100	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300
91	233, 700	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600
92	234, 500	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800
93	235, 300	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000
94	236, 000	294, 900	342, 600		
95	236, 700	295, 200	343, 100		
96	237, 300	295, 600	343, 500		
97	238, 000	295, 800	343, 700		
98	238, 800	296, 100	344, 100		
99	239, 600	296, 500	344, 500		
100	240, 300	296, 900	344, 800		
101	240, 800	297, 100	345, 100		
102	241, 500	297, 400	345, 500		
103	242, 200	297, 800	345, 900		
104	242, 900	298, 100	346, 300		
105	243, 500	298, 300	346, 800		
106	244, 200	298, 600	347, 200		
107	244, 900	299, 000	347, 600		
108	245, 600	299, 300	348, 000		
109	246, 100	299, 500	348, 500		

110	246,600	299,900	348,900			
111	246,900	300,300	349,200			
112	247,300	300,600	349,500			
113	247,600	300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

[改正後 別記]

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	123,600	195,500	231,500	264,200	289,700
	2	124,700	197,300	233,100	266,000	291,900
	3	125,900	199,100	234,600	267,800	294,000
	4	127,000	200,900	236,200	269,900	296,000
	5	128,100	202,400	237,600	271,600	297,900
	6	129,200	204,200	239,300	273,400	300,000
	7	130,400	206,000	240,800	275,200	302,200
	8	131,500	207,800	242,400	277,200	304,200
	9	132,600	209,400	243,500	279,200	306,100
	10	133,700	211,200	245,000	281,200	308,400
	11	134,900	213,000	246,600	283,100	310,600
	12	136,000	214,800	247,900	285,000	312,900
	13	137,100	216,200	249,400	287,000	315,000
	14	138,200	218,000	250,800	288,900	317,100
	15	139,400	219,700	252,100	290,800	319,300
	16	140,500	221,500	253,500	292,600	321,400
	17	141,600	223,200	255,000	294,400	323,300
	18	142,700	224,900	256,500	296,400	325,300
	19	143,900	226,500	258,200	298,500	327,300

20	145,000	228,100	260,000	300,500	329,300
21	146,100	229,500	261,600	302,400	331,000
22	147,200	231,200	263,300	304,500	333,100
23	148,400	232,800	264,900	306,500	335,100
24	149,500	234,400	266,500	308,600	337,200
25	150,600	235,400	268,400	310,300	338,600
26	151,700	236,900	270,200	312,400	340,500
27	152,800	238,300	271,900	314,400	342,400
28	153,900	239,500	273,600	316,400	344,300
29	154,900	240,700	275,300	318,100	345,900
30	156,300	241,900	277,000	320,100	347,800
31	157,600	242,900	278,800	322,200	349,700
32	158,900	244,100	280,300	324,300	351,500
33	160,100	245,400	281,800	325,500	353,400
34	161,600	246,400	283,700	327,500	355,200
35	163,100	247,600	285,500	329,400	357,000
36	164,700	248,900	287,400	331,500	358,700
37	165,900	249,800	289,000	333,400	360,100
38	167,400	251,100	290,700	335,300	361,400
39	168,900	252,300	292,500	337,300	362,800
40	170,400	253,600	294,300	339,200	364,200
41	171,700	255,000	295,800	341,100	365,500
42	174,400	256,400	297,500	343,000	366,400
43	177,000	257,600	299,000	344,800	367,500
44	179,600	258,800	300,600	346,700	368,600
45	182,200	260,000	302,200	348,200	369,400
46	183,900	261,200	303,900	349,600	370,300
47	185,500	262,500	305,500	351,100	371,200
48	187,200	263,600	307,200	352,600	372,100
49	188,700	264,700	308,100	354,200	373,000
50	190,400	265,800	309,600	355,000	373,800
51	192,200	267,100	311,100	356,200	374,600
52	193,900	268,400	312,700	357,200	375,400
53	195,500	269,400	314,300	358,100	376,100
54	196,900	270,500	315,900	359,200	376,800
55	198,400	271,800	317,500	360,100	377,500
56	199,900	273,100	319,000	361,200	378,200
57	201,200	274,000	320,500	362,100	378,700
58	202,500	275,000	321,700	362,800	379,300
59	203,700	275,900	322,900	363,500	379,900
60	205,000	277,000	324,100	364,200	380,600
61	206,300	278,100	324,800	364,600	381,000
62	207,600	279,100	325,700	365,200	381,700
63	208,900	280,000	326,500	365,900	382,300

64	210,200	281,000	327,300	366,600	382,900
65	211,300	281,500	328,200	366,900	383,300
66	212,600	282,400	328,600	367,600	383,900
67	213,900	283,100	329,300	368,300	384,500
68	215,200	284,000	330,100	369,000	385,100
69	216,300	285,000	330,900	369,300	385,500
70	217,400	285,800	331,600	369,900	386,000
71	218,400	286,600	332,300	370,600	386,500
72	219,500	287,400	333,000	371,200	387,100
73	220,600	288,200	333,500	371,500	387,400
74	221,600	288,700	334,100	372,100	387,800
75	222,500	289,100	334,600	372,800	388,200
76	223,500	289,600	335,200	373,400	388,600
77	223,800	289,800	335,500	373,800	388,900
78	224,600	290,100	336,000	374,300	389,200
79	225,400	290,300	336,400	374,900	389,500
80	226,100	290,700	336,900	375,400	389,800
81	226,800	290,900	337,300	375,900	390,000
82	227,800	291,100	337,800	376,500	390,300
83	228,600	291,500	338,300	377,000	390,600
84	229,400	291,800	338,800	377,300	390,800
85	230,100	292,100	339,100	377,700	391,000
86	230,800	292,400	339,500	378,200	391,300
87	231,700	292,700	340,000	378,600	391,600
88	232,700	293,100	340,400	379,000	391,800
89	233,400	293,400	340,700	379,400	392,000
90	234,000	293,800	341,100	379,900	392,300
91	234,500	294,100	341,600	380,300	392,600
92	235,200	294,500	342,000	380,700	392,800
93	236,000	294,700	342,200	381,000	393,000
94	236,600	294,900	342,600		
95	237,200	295,200	343,100		
96	237,700	295,600	343,500		
97	238,400	295,800	343,700		
98	239,100	296,100	344,100		
99	239,800	296,500	344,500		
100	240,300	296,900	344,800		
101	240,800	297,100	345,100		
102	241,500	297,400	345,500		
103	242,200	297,800	345,900		
104	242,900	298,100	346,300		
105	243,500	298,300	346,800		
106	244,200	298,600	347,200		
107	244,900	299,000	347,600		

108	245,600	299,300	348,000			
109	246,100	299,500	348,500			
110	246,600	299,900	348,900			
111	246,900	300,300	349,200			
112	247,300	300,600	349,500			
113	247,600	300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

那覇市規則第23号
令和2年3月31日
公布済

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会事務局職員の補助執行) 第3条 市長は、議会事務局職員をその補助機関である職員に充て、市長の権限に属する事務のうち次に掲げるものを補助執行させるものとする。 (1) [略] (2) 議会に係る予算の執行に関すること。ただし、 <u>職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。)</u> に係る給与等に関する事務は除く。	(議会事務局職員の補助執行) 第3条 [略] (1) [略] (2) 議会に係る予算の執行に関すること。ただし、 <u>次に掲げる職員の給与等に関する事務を除く。</u> <u>ア 常時勤務を要する職員</u> <u>イ 再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)</u> <u>ウ フルタイム職員(地方公務員法第2条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員で、市長が必要と認めるものをいう。以下同じ。)</u> (3) [略]
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育委員会事務局職員	1~2 [略]

及び教育委員会の管理に属する機関の職員	3 教育委員会に係る予算の執行に関する事務。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)～(2) [略] (3) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員、 <u>臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。</u> ）に係る給与等の事務に関する事務。 (4) [略] 4～12 [略]
選挙管理委員会事務局職員	1 [略] 2 選挙管理委員会に係る予算の執行に関する事務。ただし、 <u>職員（臨時職員及び非常勤職員を除く。）に係る給与等に関する事務は除く。</u> 3～5 [略]
監査委員事務局職員	1 [略] 2 監査委員に係る予算の執行に関する事務。ただし、 <u>職員（臨時職員及び非常勤職員を除く。）に係る給与等に関する事務は除く。</u> 3 [略]
[略]	

〔改正後 別記〕

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育委員会事務局職員 及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～2 [略] 3 教育委員会に係る予算の執行に関する事務。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)～(2) [略] (3) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（ <u>県費負担教職員を除く。</u> ）で次に掲げるものの給与等の事務に関する事務。 ア 常時勤務を要する職員 イ 再任用短時間勤務職員 ウ フルタイム職員 (4) [略] 4～12 [略]
選挙管理委員会事務局職員	1 [略] 2 選挙管理委員会に係る予算の執行に関する事務。ただし、 <u>次に掲げる職員の給与等に関する事務を除く。</u> (1) 常時勤務を要する職員 (2) 再任用短時間勤務職員 (3) フルタイム職員 3～5 [略]
監査委員事務局職員	1 [略]

2 監査委員に係る予算の執行に関すること。ただし、次に掲げる職員の給与等に関する事務を除く。

- (1) 常時勤務を要する職員
- (2) 再任用短時間勤務職員
- (3) フルタイム職員

3 [略]

[略]

那覇市規則第24号

令和2年3月31日

公 布 濟

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、次に掲げる規定に基づき臨時的に任用する職員(以下「臨時職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条第5項</u></p> <p>(2)~(3) [略]</p> <p>(任用の基準)</p> <p>第2条 臨時職員は、次の各号に掲げる規定による任用の区分に応じ、当該各号に定める場合に任用することができる。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる規定</p> <p>ア 定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第2号の職員をいう。以下同じ。)が、継続して1月以上の期間、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下「勤務時間規則」という。)第21条の病気休暇を取得する場合</p> <p>イ 定数職員が、継続して1月以上の期間、勤務時間規則第22条の2第1項の介護休暇(1日を単位とするものに限る。)を取得する場合</p> <p>ウ 定数職員が勤務時間規則別表第2第1号又は第2号に規定する特別休暇を取得する場合</p> <p>エ 定数職員が、継続して1月以上の期間、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する場合</p> <p>オ 定数職員が外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条の3第4項</u></p> <p>(2)~(3) [略]</p> <p>(任用の基準)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる規定 定数職員 <u>(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第2号に定める職員をいう。以下同じ。)に欠員を生じた場合において、次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>ア 災害その他重大な事故のため、地方公務員法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合</p> <p>イ 臨時の任用を行う日から1年内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合</p>

<p><u>関する条例(平成3年那覇市条例第8号)第2条第1項の規定により派遣される場合</u></p> <p><u>か その他市長が必要と認める場合</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(任用候補者名簿)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の臨時職員任用候補者名簿には、臨時職員への任用を希望する者<u>で、原則として65歳未満のものを登載するものとする。</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p><u>第5条 削除</u></p> <p><u>第6条～第7条 [略]</u></p> <p>(給与)</p> <p><u>第8条 臨時職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。</u></p> <p>(給料)</p> <p><u>第9条 臨時職員の給料は日額とし、あらかじめ勤務時間が定められた日の出勤日数に応じ支給する。</u></p> <p>2 給料の額は、別表のとおりとする。ただし、1日の勤務時間が4時間以内に定められている日の額は、同表に掲げる額の2分の1の額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p><u>第9条の2 通勤手当は、次項に掲げる額を那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号。以下「給与条例」という。)第19条第1項の例により支給する。</u></p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>通勤のため交通機関を利用する者</u> 日額504円を限度に市長が定める額</p> <p>(2) <u>通勤のため自動車等を使用する者</u> 日額210円を限度に市長が定める額</p>	<p>(2)～(3) [略]</p> <p>(任用候補者名簿)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の臨時職員任用候補者名簿には、臨時職員への任用を希望する者を登載するものとする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p><u>第5条～第6条 [略]</u></p> <p>(給与)</p> <p><u>第7条 臨時職員の給与は、定数職員の例による。</u></p>
--	---

(期末手当)

第10条 期末手当は、6月10日及び12月10日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する臨時職員で基準日までの引き続く在職期間が1月以上あるものに対して支給する。基準日前15日以内の期間において退職した臨時職員で退職した日までの引き続く在職期間が1月以上あるものについても同様とする。

2 期末手当の額は、その者の基準日(前項後段に規定する臨時職員にあっては、退職した日)まで引き続く次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 2月以上 別表区分欄に掲げる職種に応じ、同表日額の欄に定める額の8日分に相当する額

(2) 1月以上2月末満 別表区分欄に掲げる職種に応じ、同表日額の欄に定める額の5日分に相当する額

3 臨時職員が退職した場合において、その者が退職した日から市長が定める期間以内に再び臨時職員となったときは、その期間は在職していたものとみなし、前2項の規定を適用する。

(給与の支給日)

第11条 臨時職員の給与は、月の初日から末日までの分を翌月の20日に支給する。ただし、期末手当については6月10日及び12月10日に支給する。

(時給の算出)

第12条 勤務1時間当たりの給料額は、日額を1日の勤務時間で除して得た額とする。

(給料の減額)

第12条の2 臨時職員が勤務しないときは、休暇による場合その他勤務しないことについて承認を得た場合(任命権者が減額する旨定めた場合を除く。)を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する

勤務1時間当たりの給料額を減額した給料を支給する。

(給与に関する準用)

第13条 臨時職員の給与の端数計算、口座振替、支給日、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び時間数の端数計算については、給与条例第4条、第5条、第12条第1項ただし書及び第2項並びに第21条から第23条までの規定並びに那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)第4条及び第52条から第54条までの規定を準用する。

(勤務時間等)

第14条 臨時職員の1日の勤務時間は、7時間45分とする。

2 次に掲げる日は、勤務を要しない日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。第16条第5号及び第8号において「勤務時間条例」という。)第7条第1項の休日

3 前2項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する臨時職員の勤務時間及び勤務を要しない日については、所属長が別に定めるものとする。

4 臨時職員の休憩時間、休日、当該休日の代休日等については、定数職員の例による。

(年次有給休暇)

第15条 臨時職員は、次の表に掲げる継続する任用期間(第1条各号に掲げる規定による任用(同条各号に掲げる規定による任用の区分を問わない。)の初日を起算日として継続する1年を上限とする期間をいう。)に応じ、同表に定める日数の年次有給休暇(1日を単位とする。ただし、業務に支障がないと認められるときは、1時間を単位とすることができる。)を受け

(勤務時間等)

第8条 臨時職員の勤務時間、週休日、休憩時間、休日、当該休日の代休日等については、定数職員の例による。

(年次有給休暇)

第9条 [略]

ることができる。

[表 別記]

2 [略]

(年次有給休暇以外の休暇)

第16条 臨時職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の休暇を受けることができる。

(1)～(2) [略]

(3) 勤務時間規則別表第2第4号から第8号まで、第12号、第14号又は第18号の中欄に該当する場合 それぞれ当該右欄に規定する期間

(4) [略]

(5) 中学校就学の始期に達するまでの子(勤務時間条例第6条の2第1項の子及び配偶者の子をいう。)を養育する臨時職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)又は疾病の予防(当該子に予防接種(勤務時間規則別表第2第14号の予防接種を除く。)又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、市長が別に定める期間

(6)～(8) [略]

2 前項第6号から第8号までの規定により休暇を受けた期間については、第12条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務時間1時間当たりの給料額を減額する。

(職務専念義務の免除)

[表 別記]

2 [略]

(年次有給休暇以外の休暇)

第10条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。第5号において「勤務時間規則」という。)別表第2第4号から第10号まで、第12号、第14号、第18号又は第20号の中欄に該当する場合 それぞれ当該右欄に規定する期間

(4) [略]

(5) 中学校就学の始期に達するまでの子(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。第8号において「勤務時間条例」という。)第6条の2第1項の子及び配偶者の子をいう。)を養育する臨時職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)又は疾病の予防(当該子に予防接種(勤務時間規則別表第2第14号の予防接種を除く。)又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、市長が別に定める期間

(6)～(8) [略]

(職務専念義務の免除)

第17条 [略]

2 前項の規定により免除された期間については、市長が別に定める場合を除き、
前条第2項の規定を準用する。

(休暇等の場合の給料)

第18条 年次有給休暇又は第16条第1項第1号から第5号までの規定により勤務しない時間については、当該時間を勤務したものとみなして給料を支給する。

第19条 [略]

[別表 別記]

第11条 [略]

(休暇等の場合の給料)

第12条 年次有給休暇又は第10条の規定により勤務しない時間については、当該時間を勤務したものとみなして給料を支給する。

第13条 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 6 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則の廃止)
- 2 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則(平成21年那覇市規則第1号)は、廃止する。
(準備行為)
- 3 臨時職員の任用に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

[改正前 別記]

[第15条第1項の表]

継続する任用期間	日数
1月	1日
1月を超えて2月以下	2日
2月を超えて3月以下	3日

3月を超える4月以下	<u>4日</u>
4月を超える5月以下	<u>5日</u>
5月を超える6月以下	<u>6日</u>
6月を超える10月以下	<u>10日</u>
10月を超える11月以下	<u>11日</u>
11月を超える12月以下	<u>12日</u>

[改正後 別記]

[第9条第1項の表]

継続する任用期間	日数
1月以下	<u>2日</u>
1月を超える2月以下	<u>3日</u>
2月を超える3月以下	<u>5日</u>
3月を超える4月以下	<u>7日</u>
4月を超える5月以下	<u>8日</u>
5月を超える6月以下	<u>10日</u>
6月を超える7月以下	<u>12日</u>
7月を超える8月以下	<u>13日</u>
8月を超える9月以下	<u>15日</u>
9月を超える10月以下	<u>17日</u>
10月を超える11月以下	<u>18日</u>
11月を超える12月以下	<u>20日</u>

[改正前 別記]

別表(第9条関係)

区分	日額
一般事務職員	6,650円
一般技術職員	
保育士(クラス担任に限る。)	9,500円
保育教諭(学級担任に限る。)	
保育士(クラス担任を除く。)	9,300円
保育教諭(学級担任を除く。)	
現業職員	6,650円
保健師	9,790円
その他の臨時職員	市長が定める額

那覇市規則第25号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市物品会計規則の一部を改正する規則

那覇市物品会計規則(平成3年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(依頼による購入) 第11条 課長は、物品の購入を必要とする場合は、 <u>次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める課長に当該購入に係る手続の実施について依頼をしなければならない</u> 。ただし、第13条第1項又は第2項の規定により購入を行う場合は、この限りでない。 (1) <u>年間単価契約物品(管財課において所掌する単価契約に基づく条件により購入する物品をいう。以下同じ。)</u> 管財課長 (2) <u>年間単価契約外物品(年間単価契約物品以外の物品をいう。以下同じ。)</u> 法制契約課長 2 前項本文の依頼は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。 (1) 年間単価契約物品 財務会計システムへの必要事項の入力 (2) 年間単価契約外物品 財務会計システムへの必要事項の入力及び物品購入依頼書の提出 3 管財課長又は法制契約課長は、第1項本文の依頼があったときは、その内容を審査の上、物品の購入に係る手続を行うものとする。 4 [略] (購入依頼に係る受付の期間等) 第12条 前条第1項本文の依頼について受	(依頼による購入) 第11条 課長は、物品の購入を必要とする場合は、 <u>法制契約課長に当該購入に係る手続の実施について依頼をしなければならない</u> 。ただし、第13条第1項又は第2項の規定により購入を行う場合は、この限りでない。 (1) <u>年間単価契約物品(法制契約課において所掌する単価契約に基づく条件により購入する物品をいう。以下同じ。)</u> 財務会計システムへの必要事項の入力 (2) <u>年間単価契約外物品(年間単価契約物品以外の物品をいう。以下同じ。)</u> 財務会計システムへの必要事項の入力及び物品購入依頼書の提出 3 法制契約課長は、第1項本文の依頼があったときは、その内容を審査の上、物品の購入に係る手続を行うものとする。 4 [略] (購入依頼に係る受付の期間等) 第12条 [略]

付をする期間は、次の表のとおりとする。

物品の区分	受付期間
年間単価契約物品	各月（原則として3月及び4月を除く。）について <u>管財課長が定める期間</u>
[略]	

- 2 前項の規定によるほか、管財課長又は法制契約課長は、災害の発生その他の特別な理由があると認めるときは、前条第1項本文の依頼について受付をすることができる。この場合において、課長は、当該依頼の理由を記載した受付期間外物品購入依頼書の作成をし、依頼をするものとする。

物品の区分	受付期間
年間単価契約物品	各月（原則として3月及び4月を除く。）について <u>法制契約課長が定める期間</u>
[略]	

- 2 前項の規定によるほか、法制契約課長は、災害の発生その他の特別な理由があると認めるときは、前条第1項本文の依頼について受付をすることができる。この場合において、課長は、当該依頼の理由を記載した受付期間外物品購入依頼書の作成をし、依頼をするものとする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市規則第26号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則(平成5年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第16号様式(第23条関係)</p> <p>[略] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項の規定により、一般廃棄物 収集運搬業の許可を受けたいので次のと おり申請します。</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1~4 [略] 5 申請者が個人の場合には、<u>その住民票の写し及び履歴書</u> 6 申請者が法人の場合には、定款 又は寄附行為、<u>登録簿の謄本及び役員の履歴書</u> 7 申請者が廃棄物の処理及び清 掃に関する法律<u>第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨</u> を記載した書類 8 業務実績報告書 9 納税証明書(<u>市町村民税、国民健康保険税及び固定資産税</u>) 10 <u>従業員名簿その他市長が必要があると認める書類</u></p>	<p>第16号様式(第23条関係)</p> <p>[略] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項(第2項)の規定により、一般 廃棄物収集運搬業の許可(許可の更新) を受けたいので次のとおり申請します。</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1~4 [略] 5 申請者が個人の場合には、住民 票の写し及び履歴書 6 申請者が法人の場合には、定款 又は寄附行為、<u>登記事項証明書、役員の住民票の写し及び履歴書</u> 並びに従業員名簿 7 申請者が廃棄物の処理及び清 掃に関する法律<u>第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨</u> を記載した書類 8 業務実績報告書(許可の更新の 場合に限る。) 9 納税証明書(<u>市長が必要と認め るものに限る。</u>) 10 <u>その他市長が必要と認める書 類</u></p>
<p>第17号様式(第23条関係)</p> <p>[略] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項の規定により、一般廃棄物 処分業の許可を受けたいので次のとおり 申請します。</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1~3 [略] 4 申請者が個人の場合には、<u>その</u></p>	<p>第17号様式(第23条関係)</p> <p>[略] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項(第7項)の規定により、一般 廃棄物処分業の許可(許可の更新)を受 けたいので次のとおり申請します。</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1~3 [略] 4 申請者が個人の場合には、住民</p>

<p>住民票の写し及び履歴書</p> <p>5 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為、<u>登録簿の謄本及び役員の履歴書</u></p> <p>6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律<u>第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨</u>を記載した書類</p> <p>7 <u>受入箇所の一覧表(受入先、受入量、世帯数及び契約金額)</u></p> <p>8 <u>納税証明書(市町村民税、国民健康保険税及び固定資産税)</u></p> <p>9 <u>従業員名簿その他市長が必要があると認める書類</u></p>	<p>票の写し及び履歴書</p> <p>5 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為、<u>登記事項証明書、役員の住民票の写し及び履歴書並びに従業員名簿</u></p> <p>6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律<u>第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨</u>を記載した書類</p> <p>7 <u>業務実績報告書(許可の更新の場合に限る。)</u></p> <p>8 <u>納税証明書(市長が必要と認めるものに限る。)</u></p> <p>9 <u>その他市長が必要と認める書類</u></p>
第24号様式(第29条関係)	第24号様式(第29条関係)
<p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1~3 [略]</p> <p>4 申請者が個人の場合には、<u>その住民票の写し及び履歴書</u></p> <p>5 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為、<u>登記簿の謄本及び役員の履歴書</u></p> <p>6~7 [略]</p> <p>8 <u>納税証明書(市町村民税、国民健康保険税及び固定資産税)</u></p> <p>9 <u>従業員名簿その他市長が必要があると認める書類</u></p>	<p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1~3 [略]</p> <p>4 申請者が個人の場合には、<u>住民票の写し及び履歴書</u></p> <p>5 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為、<u>登記事項証明書、役員の住民票の写し及び履歴書並びに従業員名簿</u></p> <p>6~7 [略]</p> <p>8 <u>納税証明書(市長が必要と認めるものに限る。)</u></p> <p>9 <u>その他市長が必要と認める書類</u></p>
備考	
<p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第27号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市公印規則の一部を改正する規則

那覇市公印規則(平成9年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																	
<p>別表第2(第5条関係) 市長部局の職印</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>主用途</th><th>管守者</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>園長印</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>保育所長印</td><td>保育所長名をも ってする文書</td><td>各保育 所長</td></tr><tr><td>児童館長印</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	主用途	管守者	[略]			園長印	[略]		保育所長印	保育所長名をも ってする文書	各保育 所長	児童館長印	[略]		[略]			<p>別表第2(第5条関係) 市長部局の職印</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>主用途</th><th>管守者</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>園長印</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>児童館長印</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	主用途	管守者	[略]			園長印	[略]		児童館長印	[略]		[略]		
名称	主用途	管守者																																
[略]																																		
園長印	[略]																																	
保育所長印	保育所長名をも ってする文書	各保育 所長																																
児童館長印	[略]																																	
[略]																																		
名称	主用途	管守者																																
[略]																																		
園長印	[略]																																	
児童館長印	[略]																																	
[略]																																		

備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那霸市規則第28号
令和2年3月31日
公 布 濟

那霸市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報酬)	(報酬)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 前項の規定にかかわらず、次条に規定する特定職員の報酬の額は、前項の額に市長が定めるところにより日額504円以内の額を加算した額とする。	
(特定職員)	
第3条 条例第6条に規定する特定職員は、任命権者があらかじめ勤務時間を定めた職で、その職の内容等を考慮して任命権者が定めたものに任用された職員とする。	
(報酬の減額)	
第4条 条例第6条に規定する市長が定める場合は、休暇による場合その他勤務しないことについて任命権者の承認を得た場合(任命権者が減額する旨定めた場合を除く。)とする。	
第5条 条例第6条に規定するその勤務しない時間につき市長が定める基準による額は、市長が定める基準に従い算出した勤務1時間当たりの報酬額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額とする。	
(時間数の計算)	(時間数の計算)
第6条 条例第5条に規定する時間数及び前条に規定するその勤務しない時間数は、その月における時間数の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、勤務の特殊性を考慮して任命権者が別に定める場合を除き、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。	第3条 条例第5条に規定する時間数は、その月における時間数の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、勤務の特殊性を考慮して任命権者が別に定める場合を除き、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。
第7条～第9条 [略]	第4条～第6条 [略]

[別表 別記]

[別表 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあら全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
総務課	主任非常勤電話交換手	日額 7,000
	副主任非常勤電話交換手	日額 6,420
	非常勤電話交換手	時給 980
	非常勤事務員	日額 5,860
	非常勤印刷室用務員	日額 7,320
秘書広報課	非常勤事務員	日額 6,630
	非常勤秘書	日額 7,680
	那覇市ホームページ運用関連業務非常勤職員	日額 7,000
平和交流・男女参画課	非常勤通訳	日額 8,700
	なは女性センター指導員	日額 9,590
	なは女性センター相談員	日額 8,700
人事課	心理相談員	日額 8,700
	非常勤栄養士	日額 6,000
	職員研修非常勤事務員	日額 6,200
	非常勤保健師	日額 9,400
	再任用対応非常勤事務員	時給 980
管財課	本庁舎非常勤総合案内員	日額 5,860
	本庁舎非常勤総合案内員(通訳者)	日額 8,700
	非常勤庁舎管理補助員	日額 6,630
	非常勤守衛	日額(日勤) 7,320 日額(夜勤) 16,560
	普通財産管理非常勤職員	日額 6,630
法制契約課	契約事務非常勤職員	日額 6,420

企画調整課	ふるさと納税等事務補助非常勤事務職員	日額 5,860
	統計事務非常勤職員	日額 6,630
	市制100周年記念事業事務補助非常勤職員	日額 6,630
納税課	市税納付推進員	日額 6,880
	市税収納等補助員	日額 6,630
	市税還付等事務補助非常勤職員	日額 6,630
	非OCR納付書換補助員	日額 6,630
市民税課	課税資料等整備補助員	日額 6,630
	課税資料等特定業務非常勤職員	日額 6,630
	軽自動車税賦課事務補助非常勤職員	日額 6,630
	那覇市税務証明事務等非常勤職員	日額 6,630
資産税課	家屋賦課等事務補助非常勤職員	日額 6,630
	固定資産課税台帳整備要員	日額 6,630
	固定資産電子地図整備要員	日額 6,630
	固定資産非常勤窓口事務員	日額 6,630
	償却資産非常勤事務員	日額 6,630
	固定資産税適正課税非常勤職員	日額 6,630
市民生活安全課	法律相談員	日額 15,000
	登記相談員	日額 6,000
	税務相談員	日額 6,000
	なやみごと相談員	日額 6,500
	那覇市消費生活特別相談員	日額 6,000
	主任消費生活相談員	日額 9,490
	消費生活相談員	日額 8,700
まちづくり協働 推進課	市民協働推進員	日額 6,420
	なは市民活動支援センター専門相談員	日額 10,270
	なは市民活動支援センター市民活動推進員	日額 8,020
	なは市民活動支援センター市民活動推進補助員	日額 4,140
ハイサイ市民課	戸籍関連事務員	日額 7,240
	非常勤事務員	日額 6,200
	非常勤窓口証明発行員	日額 6,630
	地域コミュニティー推進員	日額 6,420
	国民年金相談員	日額 7,480
	証明書審査員	日額 7,240
	住民異動届等審査員	日額 7,240
	個人番号カード交付事務等審査員	日額 7,240
	支所業務対応非常勤職員	日額 7,480
文化振興課	文化振興課非常勤学芸員	日額 8,700
	自主企画事業補助員	日額 6,200
	市民会館管理要員	時給 1,330
	非常勤施設管理技術補助員	日額 8,470
	新文化芸術発信拠点施設開設準備業務総括	日額 36,000

文化財課	埋蔵文化財非常勤専門員	日額 9,350
	調査指導員	日額 8,700
	副調査指導員	日額 7,420
	調査補助員	日額 7,180
	資料整理員	日額 7,480
	副資料整理員	日額 6,630
	資料整理補助員	日額 5,700
	識名園管理指導員	日額 8,700
	玉陵管理指導員	日額 8,700
	文化財保護専任主事	日額 10,510
	非常勤学芸員	日額 8,700
	壺屋焼物博物館非常勤学芸員	日額 8,700
	歴史資料整理員	日額 7,420
	古文書解読員	日額 9,110
	教育普及員	日額 8,700
	歴史博物館非常勤事務員	日額 5,860
	壺屋焼物博物館非常勤事務員	日額 5,860
	非常勤主任学芸員	日額 9,270
商工農水課	那覇市就職相談員	日額 8,700
	農業事務補助非常勤職員	日額 6,200
	農業委員会事務局兼務職員支援等非常勤職員	日額 6,200
	沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員	日額 6,200
	水産業振興専門非常勤職員	日額 14,900
	水産業振興非常勤職員	日額 10,870
	非常勤水産業務土木技師	日額 10,590
	なは産業支援センター非常勤職員	日額 8,700
	那覇市企業支援専門員	日額 14,900
	那覇市伝統工芸館非常勤事務員	日額 5,860
なはまち振興課	那覇市伝統工芸館非常勤学芸員	日額 8,700
	那覇市公設市場管理指導員	日額 9,270
	公設市場事務補助非常勤職員	日額 5,860
観光課	なはまち振興技術支援員	日額 10,870
	迷惑行為等是正指導員	日額 8,470
環境政策課	環境保全活動推進非常勤職員	日額 6,200
廃棄物対策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	日額 6,200
	廃棄物事務支援員	日額 6,200
	廃棄物監視指導員	日額 10,110
クリーン推進課	資源化物收集運搬禁止行為指導員	日額 10,590
	粗大ごみ等電話受付非常勤職員	日額 7,000
環境保全課	那覇市識名園管理事務非常勤職員	日額 8,760
	公営墓地管理事務非常勤職員	日額 6,420
環境衛生課	非常勤獣医師	日額 11,970

	狂犬病予防事務補助員	日額 6,420
福祉政策課	援護事務相談員	日額 8,220
	援護事務員	日額 6,630
	福祉のまちづくり推進業務非常勤職員	日額 7,480
	社会福祉法人等指導監査専門員	日額 13,200
	ホームページ等広報担当非常勤	日額 5,860
	社会福祉法人等指導監査員	日額 9,350
	公印等事務担当非常勤職員	日額 5,860
障がい福祉課	障害福祉サービス等調査員	日額 9,910
	聴覚障がい者相談員(1日7.5時間)	日額 8,280
	聴覚障がい者相談員(1日6時間)	日額 6,630
	手話通訳者	日額 8,470
	医療費助成事務点検職員	日額 7,480
	福祉手当認定審査医師	日額 11,000
	障害福祉サービス等事務員	日額 7,480
	障害支援区分認定等事務員	日額 9,280
	障害支援区分認定調査員	日額 9,280
	補装具・用具給付受付相談員	日額 7,480
	自立支援医療等非常勤職員	日額 7,480
	障がい者総合相談社会福祉士	日額 11,030
	身体障害者手帳交付認定嘱託医	日額 11,000
	障害福祉サービス事業所等指定及び指導事務員	日額 7,480
	自立支援医療費(更生医療)事務点検職員	日額 7,480
	身体障害者手帳等相談員	日額 7,480
	地域生活支援事業相談員	日額 7,480
ちゃーがんじゅう課	介護保険料等収納推進員	月額 142,400円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	介護認定総合事業専門員	日額 9,910
	認定専門統括員	日額 10,590
	認定専門員	日額 9,910
	認定専門員補助員	日額 9,450
	介護相談員	日額 8,910
	介護認定主任調査員	日額 9,770
	介護認定調査員	日額 9,280円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	認定調査員補助員	日額 8,870
	介護保険窓口指導員	日額 6,630
	介護認定審査事務員	日額 6,630
	介護保険コンピューター操作員	日額 7,080円以内で市長が別に定める額

	介護保険レセプト点検員	日額 7,480
	介護保険主任レセプト点検員	日額 7,920
	介護給付窓口指導員	日額 7,000
	介護保険給付費適正化点検員	日額 9,460
	地域密着型サービス事業非常勤職員	日額 6,630
	介護保険料非常勤職員	日額 6,630
	介護予防専門員	日額 12,520
	主任介護予防専門員	日額 12,980
	包括支援社会福祉士	日額 11,030
	主任包括支援社会福祉士	日額 11,530
	介護事業計画推進事務非常勤	日額 6,630
	介護保険等事業者指導員	日額 9,460
保護管理課	精神障害者等退院促進個別支援職員	日額 10,500
	医療扶助適正化推進職員	日額 6,200
	女性相談員	日額 10,110
	福祉相談補助員	日額 6,200
	生活保護事務認定入力補助員	日額 6,420
	非常勤資産調査職員	日額 6,420
	生活保護統計事務担当非常勤職員	日額 6,420
	生活保護レセプト点検職員	日額 7,480
	医療事務担当非常勤職員	日額 7,480
	介護扶助適正化付推進職員	日額 9,450
	病院等担当支援職員	日額 6,420
	保護施設担当支援職員	日額 6,420
	福祉事務所嘱託医	月額 84,000
	那覇市面接相談員	日額 8,910
	健康管理個別支援職員	日額 10,500
	適正保護推進員(週5日)	日額 10,110
	適正保護推進員(週4日)	日額 12,620
	非常勤扶養調査職員	日額 6,420
	児童自立支援員	日額 8,700
	生活保護事務支援員	月額 173,130
	主任適正保護推進員(週5日)	日額 10,470
	主任適正保護推進員(週4日)	日額 13,070
	副主任適正保護推進員(週5日)	日額 10,290
	副主任適正保護推進員(週4日)	日額 12,840
	年金等調査員	日額 6,420
	医療機関個別指導等嘱託医	日額 21,000
	返還金等事務担当非常勤職員	日額 6,420
	預貯金等調査非常勤職員	日額 6,420
	生活保護業務事務補助職員	日額 5,860
	医療券等発券非常勤職員	日額 6,200

	生活困窮者包括支援業務非常勤職員	日額 8,700
	子ども自立支援員	日額 8,700
	主任子ども自立支援員	日額 10,500
	子どもの貧困対策業務非常勤職員	日額 8,700
	生活保護主任レセプト点検職員	日額 7,920
	社会保障生計調査員	日額 6,630
保健総務課	結核・感染症担当非常勤看護師	日額 9,400
	結核・感染症業務対応非常勤職員	日額 7,480
健康増進課	食の環境づくり非常勤栄養士	日額 8,910
	非常勤歯科衛生士	日額 8,450
	健康増進課非常勤保健師	日額 10,200
	予防接種事務非常勤職員	日額 6,630
地域保健課	非常勤保健師・助産師	日額 10,200
	地域保健課非常勤臨床心理士	日額 12,630
	地域保健課非常勤保育士	日額 7,480
	特定医療費等支給認定申請受付業務非常勤職員	日額 6,630
	非常勤母子保健コーディネーター	日額 10,200
	産婦健康診査事業等事務員	日額 6,630
生活衛生課	環境衛生監視補助員	日額 10,110
国民健康保険課	国民健康保険レセプト点検職員	日額 7,480
	国民健康保険レセプト点検等主任	日額 7,920
	国民健康保険医療費集計事務職員	日額 7,480
	国民健康保険レセプト資格過誤点検職員	日額 7,480
	第三者行為求償事務職員	月額 146,580円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	那覇市国民健康保険税特別滞納整理指導員	月額 176,580
	後期高齢者医療保険料滞納整理補助員	日額 7,000
	那覇市国民健康保険非常勤給付債権管理員	日額 6,630
	国民健康保険税収納業務推進員	月額 142,400円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	国民健康保険税還付業務非常勤職員	日額 6,630
	国民健康保険資格・給付窓口指導員	日額 7,000
	国民健康保険税窓口指導員	日額 7,000
	後期高齢者医療保険窓口指導員	日額 7,000
特定健診課	特定保健指導専門員	日額 10,500
	健康相談員	日額 9,400
	特定健診データ管理事務員	日額 6,630
	重症化予防保健指導専門員	日額 10,500
こども政策課	非常勤事務員	日額 5,860
	待機児童解消等加速化事業非常勤職員	日額 7,680

	児童クラブ事務補助非常勤職員	日額 7,000
	児童厚生員	日額 6,230
	児童厚生員(日曜日開館)	日額 8,730
	緑ヶ丘公園集会所子ども・子育て指導員	日額 6,230
	緑ヶ丘公園集会所子ども・子育て指導員(日曜日開館)	日額 8,730
	こどものみらい応援プロジェクト推進員	日額 7,680
こどものみらい課	保育所入退所相談非常勤職員	日額 7,680
	保育所入退所相談窓口対応非常勤職員	日額 7,680
	保育所入退所審査支援非常勤職員	日額 7,680
	利用者支援専門員	日額 8,910
	保育施設情報相談員	日額 7,680
	保育料徴収補助員	日額 7,680
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額 6,420
	保育所保育支援体制支援非常勤職員	日額 7,680
	認可外保育施設支援事務員	日額 7,480
こども教育保育課	学校医(幼保連携型認定こども園)	月額 6,000
	学校歯科医(幼保連携型認定こども園)	月額 6,000
	学校薬剤師(幼保連携型認定こども園)	月額 6,000
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 980
	心理専門員	日額 15,000
	認定こども園移行支援員	日額 9,600
	認定こども園等管理運営支援員	日額 7,480
	認定こども園園務補助員	日額 5,860
	保育所パート職員	時給 980
	非常勤調理員	時給 980
	非常勤栄養士	日額 7,450
	非常勤給食搬送・調理補助員	日額 6,630
	認可外保育施設指導員	日額 7,480
	保育施設等指導補助員	日額 7,000
	保育所嘱託医	月額 27,000
	非常勤保育士	時給 1,000
	非常勤保育士(一般)	時給 1,000
	休憩対応非常勤保育士	時給 1,000
	こども発達支援センター嘱託医	日額 25,000
子育て応援課	非常勤用務員	日額 5,860
	こども発達支援センター非常勤保育士	日額 9,350
	こども発達支援センター非常勤保健師	日額 12,750
	こども発達支援センター非常勤事務員	日額 6,630
	保育所非常勤用務員	時給 980
	児童手当等事務従事非常勤職員	日額 7,680
	児童扶養手当事務従事非常勤職員	日額 7,680

	那覇市育児専門支援員	日額 8,700
	家庭相談員	日額 10,110
	こども医療費等取扱非常勤職員	日額 7,240
	母子・父子自立支援員	日額 8,700
	乳児全戸訪問活動支援員	日額 7,480
	養育支援専門員	日額 10,110
	主任家庭相談員	日額 11,460
都市計画課	都市計画課非常勤事務員	日額 6,630
道路建設課	非常勤用地業務職員	日額 8,700
公園管理課	非常勤機械技師	日額 10,590
	非常勤土木技師	日額 10,590
	公園管理事務非常勤職員	日額 6,420
出納室	出納審査事務非常勤職員	日額 6,630
教育委員会総務課	補助用務員	時給 980
	非常勤用務員	時給 980
	学校事務補助員	時給 980
	育児短時間勤務対応非常勤事務員	時給 980
	育児短時間勤務対応非常勤図書事務員	時給 1,030
生涯学習課	社会教育指導員	月額 120,900
市民スポーツ課	学校開放事務連絡員	日額 6,630
施設課	非常勤環境整備員	日額 9,830
	学校駐車事務支援職員	時給 980
牧志駅前ほしそら公民館	プラネタリウム操作技師	日額 9,890
	プラネタリウム操作補助員	日額 7,120
中央図書館	図書館補助員	時給 1,030
	図書館カウンター要員	時給 980
教育相談課	心理士	日額 12,630
	教育相談員	日額 10,870
	専任指導員	日額 10,870
	きら星学級支援員	時給 1,280
	きら星学級支援事務員	時給 980
	むぎほ学級支援員	時給 1,280
	子ども寄添支援員(スクールソーシャルワーカー)	時給 1,450
	子ども寄添主任支援員(主任スクールソーシャルワーカー)	時給 1,750
	子ども寄添支援コーディネーター(スクールソーシャルワーカーコーディネーター)	時給 1,910
学校教育課	学校医(1,000人未満の小中学校)	月額 11,000
	学校医(1,000人以上の小中学校)	月額 13,000
	学校歯科医(1,000人未満の小中学校)	月額 11,000
	学校歯科医(1,000人以上の小中学校)	月額 13,000

	学校薬剤師(小中学校)	月額 11,000
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 980
	特別支援教育相談員	日額 12,630
	特別支援教育相談補助員	日額 10,870
	外国人英語指導員	日額 13,120
	小学校日本人英語指導員	日額 12,000
	学習支援事務員	日額 5,860
	理科支援員	時給 1,070
学務課	財務会計入力事務員	時給 980
	学校医療券点検事務員	日額 7,480
学校給食課	非常勤調理員	時給 980
	非常勤事務員	時給 980
	学校給食課非常勤事務員	時給 980
教育研究所	図書室補助員	日額 6,200
	情報機器保守点検指導員	日額 8,700
消防局総務課	消防局非常勤保健師	日額 9,400
	消防局非常勤事務員	日額 6,630
予防課	消防局非常勤事務員	日額 5,860
救急課	救命講座普及啓発推進員	日額 6,630
議会事務局	非常勤会派秘書	日額 6,630
	非常勤運転手	月額 204,780
監査委員事務局	非常勤職員	日額 5,860
その他の非常勤職員		市長が定める額

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
障がい福祉課	福祉手当認定審査医師	日額 11,000
	身体障害者手帳交付認定嘱託医	日額 11,000
保護管理課	福祉事務所嘱託医	月額 84,000
	医療機関個別指導等嘱託医	日額 21,000
こども教育保育課	学校医(幼保連携型認定こども園のうち、その名称中にみらいこども園とあるもの(以下「みらいこども園」という。)に限る。)	月額 9,000
	学校医(みらいこども園以外の幼保連携型認定こども園)	月額 6,000
	学校歯科医(みらいこども園に限る。)	月額 9,000
	学校歯科医(みらいこども園以外の幼保連携型認定こども園)	月額 6,000
	学校薬剤師(幼保連携型認定こども園)	月額 6,000
	保育所型認定こども園嘱託医	月額 9,000
	こども発達支援センター嘱託医	日額 25,000

学校教育課	学校医(1,000人未満の小中学校)	月額 11,000
	学校医(1,000人以上の小中学校)	月額 13,000
	学校歯科医(1,000人未満の小中学校)	月額 11,000
	学校歯科医(1,000人以上の小中学校)	月額 13,000
	学校薬剤師(小中学校)	月額 11,000
その他の非常勤職員		市長が定める額

那霸市規則第29号
令和2年3月31日
公 布 濟

那霸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(福祉事務従事手当の対象業務) 第2条 条例第4条第1号の規則で定めるものは、次に掲げる業務に関し、援護、育成又は更生の措置を要する者等との面接による相談又は調査により、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の業務とする。 (1)～(2) [略] <u>(3) 家庭児童相談事業及び育児支援家庭訪問事業に関する業務</u>	(福祉事務従事手当の対象業務) 第2条 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第6条の3第4項の乳児家庭全戸訪問事業若しくは同条第5項の養育支援訪問事業又は同法第10条第1項各号に掲げる業務に関する業務</u>
(4) [略] 2 [略]	(4) [略] 2 [略] <u>(保育手当の額)</u>
	<u>第9条 条例第16条の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) 職務の級が5級及び4級の職員 800円 (2) 職務の級が3級の職員 700円 (3) 職務の級が2級の職員 600円 (4) 職務の級が1級の職員 500円
(手当の対象時間) 第9条 条例第16条第2項の規則で定める時間は、次の各号に掲げる特殊勤務手当の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 条例第16条第2項第1号及び第2号に掲げる手当 3時間30分 (2) 条例第16条第2項第3号に掲げる手	(手当の対象時間) 第10条 条例第17条第2項の規則で定める時間は、次の各号に掲げる特殊勤務手当の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 条例第17条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる手当 3時間30分 (2) 条例第17条第2項第3号に掲げる手

当 午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間における7時間45分 <u>第10条～第12条 [略]</u>	当 午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間における7時間45分 <u>第11条～第13条 [略]</u>
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあら全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市規則第30号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那霸市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

那霸市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成24年那霸市規則第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1号様式(第2条関係) (第1面) [略] 那霸市長 様 [略] (日本工業規格 A列4番) (第2面) [略] (第3面) [略] 法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合) [略] [略] (第4面) [略]	第1号様式(第2条関係) (第1面) [略] 那霸市長 宛 [略] (第2面) [略] (第3面) [略] 法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合) [略] [略] (第4面) [略]
第2号様式(第2条関係) [略] 那霸市長 様 [略] (日本工業規格 A列4番)	第2号様式(第2条関係) [略] 那霸市長 宛 [略]
第3号様式(第2条関係) [略] 那霸市長 様 [略] (日本工業規格 A列4番)	第3号様式(第2条関係) [略] 那霸市長 宛 [略]
第4号様式(第2条関係) [略] 那霸市長 様 [略] (日本工業規格 A列4番)	第4号様式(第2条関係) [略] 那霸市長 宛 [略]
第5号様式(第2条関係) (第1面)	第5号様式(第2条関係) (第1面)

[略]

那覇市長 様

[略]

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

[略]

法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)

[略]

[略]

(第3面)

[略]

第6号様式(第2条関係)

[略]

那覇市長 様

[略]

(日本工業規格 A列4番)

第7号様式(第2条関係)

(表面)

[略]

那覇市長 様

[略]

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

[略]

埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状

[略]

第8号様式(第2条関係)

(表面)

[略]

那覇市長 様

[略]

[略]

埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量

[略]

那覇市長 宛

[略]

(第2面)

[略]

法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)

[略]

[略]

(第3面)

[略]

第6号様式(第2条関係)

[略]

那覇市長 宛

[略]

第7号様式(第2条関係)

(表面)

[略]

那覇市長 宛

[略]

(裏面)

[略]

埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状

[略]

第8号様式(第2条関係)

(表面)

[略]

那覇市長 宛

[略]

[略]

埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)

[略]	(日本工業規格 A列4番) (裏面)	[略]	(裏面)
[略]	第15号様式(第2条関係) (第1面)	[略]	第15号様式(第2条関係) (第1面)
[略]	那覇市長 様 [略]	[略]	那覇市長 宛 [略]
[略]	(日本工業規格 A列4番) (第2面)	[略]	(第2面)
[略]	法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合) [略] [略]	[略]	法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合) [略] [略]
[略]	(第3面)	[略]	(第3面)
[略]	第16号様式(第2条関係) (第1面)	[略]	第16号様式(第2条関係) (第1面)
[略]	那覇市長 様 [略]	[略]	那覇市長 宛 [略]
[略]	(日本工業規格 A列4番) (第2面)	[略]	(第2面)
[略]	(第3面)	[略]	(第3面)
[略]	(第4面)	[略]	(第4面)
[略]	第17号様式(第2条関係) (表面)	[略]	第17号様式(第2条関係) (表面)
[略]	那覇市長 様 [略]	[略]	那覇市長 宛 [略]
[略]	(日本工業規格 A列4番) (裏面)	[略]	(裏面)
[略]	法定代理人(申請者が法第7条第5項第	[略]	法定代理人(申請者が法第7条第5項第

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px;">4号チに規定する未成年者である場合) [略] [略]</td><td style="padding: 5px;">4号リに規定する未成年者である場合) [略] [略]</td></tr> </table> <p>第18号様式(第3条関係) [略] (日本工業規格 A列4番)</p> <p>第19号様式(第4条関係) [略] (日本工業規格 A列4番)</p> <p>第20号様式(第5条関係) [略] (日本工業規格 A列4番)</p> <p>第21号様式(第6条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">[略] 埋め立てた一般廃棄物又は産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 [略]</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">[略] 埋め立てた一般廃棄物又は産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 [略]</td></tr> </table> </p> <p>第22号様式(第7条関係) [略] (日本工業規格 A列4番)</p> <p>第23号様式(第8条関係) [略] (日本工業規格 A列4番)</p> <p>第24号様式(第9条関係) [略] (日本工業規格 A列4番)</p> <p>第25号様式(第10条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">[略] 那覇市長 様 [略]</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">[略] 那覇市長 宛 [略]</td></tr> </table> </p> <p>第26号様式(第11条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">[略] 那覇市長 様 [略]</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">[略] 那覇市長 宛 [略]</td></tr> </table> </p>	4号チに規定する未成年者である場合) [略] [略]	4号リに規定する未成年者である場合) [略] [略]	[略] 埋め立てた一般廃棄物又は産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 [略]	[略] 埋め立てた一般廃棄物又は産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 [略]	[略] 那覇市長 様 [略]	[略] 那覇市長 宛 [略]	[略] 那覇市長 様 [略]	[略] 那覇市長 宛 [略]	<p>第18号様式(第3条関係) [略]</p> <p>第19号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第20号様式(第5条関係) [略]</p> <p>第21号様式(第6条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">[略] 埋め立てた一般廃棄物又は産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 [略]</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">[略] 埋め立てた一般廃棄物又は産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 [略]</td></tr> </table> </p> <p>第22号様式(第7条関係) [略]</p> <p>第23号様式(第8条関係) [略]</p> <p>第24号様式(第9条関係) [略]</p> <p>第25号様式(第10条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">[略] 那覇市長 様 [略]</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">[略] 那覇市長 宛 [略]</td></tr> </table> </p> <p>第26号様式(第11条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">[略] 那覇市長 様 [略]</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">[略] 那覇市長 宛 [略]</td></tr> </table> </p>	[略] 埋め立てた一般廃棄物又は産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 [略]	[略] 埋め立てた一般廃棄物又は産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 [略]	[略] 那覇市長 様 [略]	[略] 那覇市長 宛 [略]	[略] 那覇市長 様 [略]	[略] 那覇市長 宛 [略]
4号チに規定する未成年者である場合) [略] [略]	4号リに規定する未成年者である場合) [略] [略]														
[略] 埋め立てた一般廃棄物又は産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 [略]	[略] 埋め立てた一般廃棄物又は産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 [略]														
[略] 那覇市長 様 [略]	[略] 那覇市長 宛 [略]														
[略] 那覇市長 様 [略]	[略] 那覇市長 宛 [略]														
[略] 埋め立てた一般廃棄物又は産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 [略]	[略] 埋め立てた一般廃棄物又は産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 [略]														
[略] 那覇市長 様 [略]	[略] 那覇市長 宛 [略]														
[略] 那覇市長 様 [略]	[略] 那覇市長 宛 [略]														

[略]

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が省令第12条の7の16第4号の2に掲げる施設にあっては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。)の見込み

[略]

(日本工業規格 A列4番)

[略]

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が省令第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が省令第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる施設(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあっては水銀処理物の処理量を含む。)の見込み

[略]

第27号様式(第11条関係)

[略]

処理する一般廃棄物の種類(当該施設が省令第12条の7の16第4号の2に掲げる施設にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)

[略]

(日本工業規格 A列4番)

第27号様式(第11条関係)

[略]

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が省令第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては石綿含有一般廃棄物を処理する旨、当該施設が省令第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる施設(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあっては水銀処理物を処理する旨)

[略]

第28号様式(第11条関係)

[略]

那覇市長 様

[略]

(日本工業規格 A列4番)

第28号様式(第11条関係)

[略]

那覇市長 宛

[略]

第29号様式(第12条関係)

(表面)

[略]

那覇市長 様

[略]

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

添付書類

1~4 [略]

第29号様式(第12条関係)

(表面)

[略]

那覇市長 宛

[略]

(裏面)

添付書類

1~4 [略]

- | | |
|--|---|
| 5 申請者が個人である場合には、 <u>その住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</u> | 5 申請者が個人である場合には、 <u>住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するため必要と認められる書類</u> |
| 6 申請者が <u>法第7条第5項第4号チ</u> に規定する未成年者である場合には、 <u>その法定代理人の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</u> (法定代理人が法人である場合には、 <u>役員の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</u>) | 6 申請者が <u>法第7条第5項第4号リ</u> に規定する未成年者である場合には、 <u>その法定代理人が同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</u> (法定代理人が法人である場合には、 <u>役員が同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</u>) |
| 7 申請者が法人である場合には、 <u>役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</u> | 7 申請者が法人である場合には、 <u>役員の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</u> |
| 8 申請者が法人である場合において、 <u>発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資</u> をしている者があるときは、 <u>これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</u> (これらの者が法人である場合には、 <u>登記事項証明書</u>) | 8 申請者が法人である場合において、 <u>発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資</u> をしている者があるときは、 <u>これらの者の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</u> (これらの者が法人である場合には、 <u>登記事項証明書</u>) |
| 9 申請者に政令第4条の7に規定する使用者がある場合には、 <u>その者の住民票並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</u> | 9 申請者に政令第4条の7に規定する使用者がある場合には、 <u>その者の住民票及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</u> |
| 10 申請者が <u>法第7条第5項第4号カラヌまでのいすれにも該当しない旨</u> を記載した書類 | 10 申請者が <u>法第7条第5項第4号カラルまでのいすれにも該当しない旨</u> を記載した書類 |
| 11~16 [略] | 11~16 [略] |
| 第30号様式(第12条関係) | 第30号様式(第12条関係) |
| [略] | [略] |
| (日本工業規格 A列4番) | (日本工業規格 A列4番) |
| 第31号様式(第12条関係) | 第31号様式(第12条関係) |
| [略]
那覇市長 様
[略] | [略]
那覇市長 宛
[略] |
| (日本工業規格 A列4番) | (日本工業規格 A列4番) |

第32号様式(第12条関係)

[略]
那覇市長 様
[略]

(日本工業規格 A列4番)

第33号様式(第14条関係)

[略]
那覇市長 様
[略]

(日本工業規格 A列4番)

第34号様式(第15条関係)

[略]
那覇市長 様
[略]

(日本工業規格 A列4番)

第32号様式(第12条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第33号様式(第14条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第34号様式(第15条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第31号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市保健所長に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(医療法に関する事務) 第10条 医療法(昭和23年法律第205号。以下この条において「法」という。)及び医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この条において「政令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] (5) 法第7条第2項の規定による病院、診療所及び助産所の <u>病床数等</u> の変更の許可に関すること。 (6)～(17) [略] <u>(18)～(28)</u> [略] (臨床検査技師等に関する法律に関する事務) 第19条 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号。以下この条において「法」という。)及び臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) [略] (6) 法第20条の6の規定による衛生検査所の構造設備及び管理組織の変更等の指示に関すること。 (7)～(12) [略] (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事	(医療法に関する事務) 第10条 [略] (1)～(4) [略] (5) 法第7条第2項の規定による病院、診療所及び助産所の変更の許可に関すること。 (6)～(17) [略] <u>(18) 法第25条の2の規定による診療所及び助産所に関する事項の知事への通知に関すること。</u> <u>(19)～(29)</u> [略] (臨床検査技師等に関する法律に関する事務) 第19条 [略] (1)～(5) [略] (6) 法第20条の6の規定による衛生検査所の構造設備、 <u>管理組織及び検体検査の精度の確保の方法</u> の変更等の指示に関すること。 (7)～(12) [略] (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事

務) 第20条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この条において「政令」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(44) [略] <u>(45)～(56)</u> [略] (57) 政令第44条の規定による許可証の交付(<u>薬局開設</u> 、 <u>医薬品</u> の販売業(配置販売業を除く。)又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業(以下この条において「 <u>薬局開設等</u> 」といふ。)に係るものに限る。)に関すること。 (58) 政令第45条第2項の規定による許可証の書換え交付(<u>薬局開設等</u> に係るものに限る。)に関すること。 (59) 政令第46条第2項の規定による許可証の再交付(<u>薬局開設等</u> に係るものに限る。)に関すること。	務) 第20条 [略] (1)～(44) [略] <u>(45) 政令第1条の4の規定による薬局開設の許可証の交付に関すること。</u> <u>(46) 政令第1条の5の規定による薬局開設の許可証の書換え交付に関すること。</u> <u>(47) 政令第1条の6の規定による薬局開設の許可証の再交付に関すること。</u> <u>(48) 政令第1条の7の規定による薬局開設の許可証の返納の受理に関すること。</u> <u>(49) 政令第1条の8の規定による薬局開設の許可台帳に関すること。</u> <u>(50)～(61)</u> [略] <u>(62) 政令第44条の規定による許可証の交付(<u>医薬品</u>の販売業(配置販売業を除く。)又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業(以下この条において「<u>医薬品の販売業等</u>」といふ。)に係るものに限る。)に関すること。</u> <u>(63) 政令第45条第2項の規定による許可証の書換え交付(<u>医薬品の販売業等</u>に係るものに限る。)に関すること。</u> <u>(64) 政令第46条第2項の規定による許可証の再交付(<u>医薬品の販売業等</u>に係るものに限る。)に関すること。</u>
---	---

(60) 政令第46条第3項及び第47条の規定による許可証の返納の受理(薬局開設等に係るものに限る。)に関すること。

(61)～(64) [略]

(健康増進法に関する事務)

第26条 健康増進法(平成14年法律第103号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 法第25条の5第2項の規定による喫煙の中止及び喫煙禁止場所からの退出の命令に関すること。

(10) 法第25条の7の規定による受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言に関すること。

(11) 法第25条の8第1項の規定による勧告並びに当該勧告に係る同条第2項の規定による公表及び同条第3項の規定による措置の命令に関すること。

(12) 法第25条の9第1項の規定による報

(65) 政令第46条第3項及び第47条の規定による許可証の返納の受理(医薬品の販売業等に係るものに限る。)に関すること。

(66)～(69) [略]

(健康増進法に関する事務)

第26条 [略]

(1)～(8) [略]

(9) 法第29条第2項の規定による喫煙の中止及び特定施設の喫煙禁止場所からの退出の命令に関すること。

(10) 法第31条の規定による受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言に関すること。

(11) 法第32条第1項の規定による勧告並びに当該勧告に係る同条第2項の規定による公表及び同条第3項の規定による措置の命令に関すること。

(12) 法第34条第1項(健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号。以下この条において「改正法」という。)附則第2条第1項又は第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による勧告並びに当該勧告に係る法第34条第2項(改正法附則第2条第1項又は第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公表及び法第34条第3項(改正法附則第2条第1項又は第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による措置の命令に関すること。

(13) 法第36条第1項及び第2項の規定による勧告並びに当該勧告に係る同条第3項の規定による公表及び同条第4項の規定による措置の命令に関すること。

(14) 法第38条第1項の規定による報告

告の徴収、立入り、検査及び質問に関すること。

(13) 法第27条第1項の規定による立入り、検査及び取扱いに関すること。

(14) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第17号)附則第2条第6項の規定による届出の受理に関すること。

の徴収、立入り、検査及び質問に関すること。

(15) 法第61条第1項の規定による立入り、検査及び取扱いに関すること。

(16) 改正法附則第2条第5項の規定による報告の徴収、立入り、検査及び質問に関すること。

(17) 改正法附則第3条第3項の規定による報告の徴収、立入り、検査及び質問に関すること。

(18) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第17号)附則第2条第6項から第8項までの規定による届出の受理に関すること。

(住宅宿泊事業法に関する事務)

第28条 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下この条において「法」という。)及び住宅宿泊事業法施行規則(平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1) 法第3条第1項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出の受理に関すること。

(2) 法第3条第4項の規定による変更の届出の受理に関すること。

(3) 法第3条第6項の規定による届出の受理に関すること。

(4) 法第8条第1項の規定による宿泊者名簿の提出の要求に関すること。

(5) 法第14条の規定による報告の受理に関すること。

(6) 法第15条の規定による業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置の命令に関すること。

(7) 法第16条第1項の規定による業務の停止命令に関すること。

(8) 法第16条第2項の規定による住宅宿

泊事業の廃止命令に関すること。

(9) 法第16条第3項の規定による住宅宿泊事業者への通知に関すること。

(10) 法第17条第1項の規定による報告の徴収、立入り、検査及び質問に関すること。

(11) 法第41条第2項の規定による業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置の命令及び当該命令に係る国土交通大臣への通知に関すること。

(12) 法第42条第2項の規定による国土交通大臣への要請に関すること。

(13) 法第45条第2項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること。

(14) 省令第4条第5項の規定による住宅宿泊事業の届出を行う者の住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出に関すること。

(15) 省令第4条第7項の規定による届出番号の通知に関すること。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあら全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市規則第32号

令和2年3月31日

公 布 濟

那覇市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

那覇市母子保健法施行細則(平成25年那覇市規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第15条関係)

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
[略]				
C階層	A階層及びD階層を除き 当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみの世帯(所得割の額のない世帯) 所得割の額のある世帯	C1 C2	5,400 7,900 540 790
D階層	A階層及びB階層を除き 前年分の所得税課税世帯であつ	所得税の年額 15,000円以下 15,001円から40,000円まで 40,001円から70,000円まで 70,001円から183,000円まで	D1 D2 D3 D4	10,800 16,200 22,400 34,800 1,080 1,620 2,240 3,480

て、その所 得税の課税 額の区分が 次の区分に 該当する世 帯	<u>183,001円から403,000円まで</u> <u>403,001円から703,000円まで</u> <u>703,001円から1,078,000円まで</u> <u>1,078,001円から1,632,000円まで</u> <u>1,632,001円から2,303,000円まで</u> <u>2,303,001円から3,117,000円まで</u> <u>3,117,001円から4,173,000円まで</u> <u>4,173,001円から5,334,000円まで</u> <u>5,334,001円から6,674,000円まで</u> <u>6,674,001円以上</u>	D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14	<u>49,400</u> <u>65,000</u> <u>82,400</u> <u>102,000</u> <u>123,400</u> <u>147,000</u> <u>172,500</u> <u>199,900</u> <u>229,400</u> <u>全額</u>	<u>4,940</u> <u>6,500</u> <u>8,240</u> <u>10,200</u> <u>12,340</u> <u>14,700</u> <u>17,250</u> <u>19,990</u> <u>22,940</u> <u>左の徴収基準</u> <u>月額の10ペー</u> <u>セント。ただ</u> <u>し、その額が</u> <u>26,300円に満</u> <u>たない場合</u> <u>は、26,300円</u>
--	--	---	--	---

備考

- 1 この表中のC1階層における「均等割」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C階層における「所得割」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
- 2 この表中のD階層における「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次に掲げる規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)に規定する寄付金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
 - (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項
- 3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によるものとする。

4 [略]

5 徴収月額の決定の特例

(1) [略]

(2) 入院期間が、1か月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する(ただし、D14階層を除く。)。

(3) [略]

(4) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合には、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

6 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税の課税の有無等により行うものとする。

7~8 [略]

9 平成25年度及び平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとするものとする。ただし、平成25年度の生活保護基準の見直しによる当該取扱いについては、平成30年度の生活保護基準が適用されるまでの間に限る。

10 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号の寡婦若しくは同項第12号の寡夫又は所得税法第2条第1項第30号の寡婦若しくは同項第31号の寡夫とみなして、市町村民税及び所得税の額を計算するものとする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する者であって、扶養親族その他その他と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額以下であり、他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。第3号において同じ。)を有するもの

(2)~(3) [略]

[改正後 別記]

別表(第15条関係)

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層区分	徴収基準月額	徴収基準加算月額
<u>[略]</u>			
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税の均等割の額のみの課税世帯	5,400	540
D階層	A階層、B階所得割の年額 層及びC階 15,000円以下 層を除き当 15,001円から21,000円まで 該年度分の 21,001円から51,000円まで 市町村民税 51,001円から87,000円まで の課税世帯 87,001円から171,300円まで であって、 171,301円から252,100円まで その市町村 252,101円から342,100円まで	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7	7,900 10,800 16,200 22,400 34,800 49,400 65,000
			790 1,080 1,620 2,240 3,480 4,940 6,500

<u>民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯</u>	<u>342,101円から450,100円まで</u>	D8	<u>82,400</u>	<u>8,240</u>
	<u>450,101円から579,000円まで</u>	D9	<u>102,000</u>	<u>10,200</u>
	<u>579,001円から700,900円まで</u>	D10	<u>123,400</u>	<u>12,340</u>
	<u>700,901円から849,000円まで</u>	D11	<u>147,000</u>	<u>14,700</u>
	<u>849,001円から1,041,000円まで</u>	D12	<u>172,500</u>	<u>17,250</u>
	<u>1,041,001円から1,222,500円まで</u>	D13	<u>199,900</u>	<u>19,990</u>
	<u>1,222,501円から1,423,500円まで</u>	D14	<u>229,400</u>	<u>22,940</u>
	<u>1,423,501円以上</u>	D15	<u>全額</u>	<u>左の徴収基準月額の10パーセント。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円</u>

備考

- 1 この表中のC階層における「均等割」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号の均等割をいい、D階層における「所得割」とは同項第2号の所得割(この所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)をいう。
- 2 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によるものとする。
- 3 申請日の前年度(当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合で、これが判明するまでの期間については、その前々年度)の1月1日において、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者(以下「保護者等」という。)が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有していた場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有した者とみなされる場合を含む。)は、地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を100分の6として算定する。
- 4 [略]
- 5 [略]
 - (1) [略]
 - (2) 入院期間が、1か月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する(ただし、D15階層を除く。)。
 - (3) [略]
 - (4) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられている場合には、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。
- 6 世帯階層区分の認定は、保護者等の全てについて、その市町村民税の課税の有無等により行うものとする。
- 7~8 [略]
- 9 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いと

するものとする。

10 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号の寡婦又は同項第12号の寡夫とみなして、市町村民税の額を計算するものとする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する者であって、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法(昭和40年法律第33号)第86条第1項の規定により控除される額以下であり、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。第3号において同じ。)を有するもの
- (2)～(3) [略]

那覇市規則第33号

令和2年3月31日

公布済

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則(平成27年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用者負担額) 第3条 [略] 2 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、特定施設のうち認定こども園を利用する小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号) <u>第9条第2項前段又は第3項前段</u> に規定する額とする。	(利用者負担額) 第3条 [略] 2 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、特定施設のうち認定こども園を利用する小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号) <u>第9条第1項前段又は第2項前段</u> に規定する額とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那霸市規則第34号
令和2年3月31日
公 布 濟

那霸市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則(平成27年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申込書の有効期限)	(申込書の有効期限)
第3条 申込書の有効期限は、保育の利用の開始を希望する月の属する年度の3月31日までとする。	第3条 申込書の有効期限は、保育の利用の開始を希望する月の属する年度の3月31日又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第21条の <u>教育・保育給付認定の有効期間の末日</u> の <u>いざれか早い日</u> までとする。
(保育の利用の承諾)	(保育の利用の承諾)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 前項の場合において、市長は、当該承諾の決定に係る保育所に対し、保育の利用の承諾を決定した旨及び当該承諾に係る児童(以下「保育児」という。)の保育の利用に関し必要な事項を通知する。	2 前項の場合において、市長は、当該承諾の決定に係る保育所、 <u>幼保連携型認定こども園</u> 又は <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)</u> 第24条第2項の家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)に対し、保育の利用の承諾を決定した旨及び当該承諾に係る児童(以下「保育児」という。)の保育の利用に関し必要な事項を通知する。
(保育の利用に係る調整)	(保育の利用に係る調整)
第5条 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第24条第3項の規定により行う保育の利用に係る調整は、あらかじめ市長が定めた保育の利用を認める児童の選考方法及び選考基準により行うものとする。	第5条 児童福祉法第24条第3項の規定により行う保育の利用に係る調整は、あらかじめ市長が定めた保育の利用を認める児童の選考方法及び選考基準により行うものとする。
(保育利用期間の短縮)	(保育利用期間の短縮)
第7条 市長は、保育所の閉鎖その他やむを得ない事由により適切な保育の利用が困難になると認められる場合は、条例第6条の規定により決定した保育の利用を認める期間(第10条において「保育利用期間」という。)を短縮することができる。	第7条 市長は、保育所等の閉鎖その他やむを得ない事由により適切な保育の利用が困難になると認められる場合は、条例第6条の規定により決定した保育の利用を認める期間(第10条において「保育利用期間」という。)を短縮することができる。
(保育の利用の解除)	(保育の利用の解除)
第11条 市長は、条例第8条の規定により保	第11条 市長は、条例第8条の規定により保

育の利用の解除をする場合は、その旨を保護者及び当該利用に係る保育所に対し書面により通知する。

(保育料)

第12条 条例第9条各項の規定により規則で定める保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 3歳未満児(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 別表第1に定める額

2~3 [略]

4 前項の日割計算は、別表第1に規定する保育料の額を25で除して得た額に、中途入所の場合は入所日から当該月の末日までの開所日数(その日数が25日を超える場合は、25日とする。)を、中途退所の場合は退所日の前日までの当該月の開所日数(その日数が25日を超える場合は、25日とする。)を、それぞれ乗することにより行う。

5 [略]

(利用者負担金)

第14条 条例第10条の規定により規則で定める利用者負担金を徴収する事業及び当該利用者負担金の額は、別表第2のとおりとする。

(利用者負担金の納期)

第15条 前条の利用者負担金は、月単位で利用する場合は毎月20日までにその月分を、時間単位で利用する場合は当該利用の日までにその日分を納付しなければならない。

(保育料又は利用者負担金の減免等)

第16条 条例第11条の規定により保育料又は利用者負担金を減免することができる場合及び減免する額は、次の各号に掲げ

育の利用の解除をする場合は、その旨を保護者及び当該利用に係る保育所等に対し書面により通知する。

(保育料)

第12条 [略]

(1) [略]

(2) 3歳未満児(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 別表に定める額

2~3 [略]

4 前項の日割計算は、別表に規定する保育料の額を25で除して得た額に、中途入所の場合は入所日から当該月の末日までの開所日数(その日数が25日を超える場合は、25日とする。)を、中途退所の場合は退所日の前日までの当該月の開所日数(その日数が25日を超える場合は、25日とする。)を、それぞれ乗ることにより行う。

5 [略]

(保育料の減免等)

第14条 条例第10条の規定により保育料を減免することができる場合及び減免する額は、次の各号に掲げる事由の区分に応

<p>る事由の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保育児の属する世帯が災害により著しい損害を受け、保育料又は利用者負担金の納付が困難となった場合 全額</p> <p>(2) その他前号に準ずる特別の事情により保育料又は利用者負担金の納付が困難となった場合 市長が認める額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事由が一時的なものであり、相当期間の徴収猶予の後においては保育料又は利用者負担金の納付が可能と認められる場合は、同項各号の規定に準じ、保育料又は利用者負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>3 前2項の規定により、保育料又は利用者負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。 (地域型保育の利用に係る利用者負担額)</p> <p><u>第17条 条例第1条の保育所等のうち子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第29条第1項の地域型保育(都道府県及び市町村以外の者が実施するものに限る。)の利用に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に規定する市が定める額をいう。)は、別表第1に定める保育料の額と同額とする。</u></p> <p><u>別表第1 [略]</u></p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保育児の属する世帯が災害により著しい損害を受け、保育料の納付が困難となった場合 全額</p> <p>(2) その他前号に準ずる特別の事情により保育料の納付が困難となった場合 市長が認める額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事由が一時的なものであり、相当期間の徴収猶予の後においては保育料の納付が可能と認められる場合は、同項各号の規定に準じ、保育料の徴収を猶予することができる。</p> <p>3 前2項の規定により、保育料の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。 (地域型保育の利用に係る利用者負担額)</p> <p><u>第15条 法第29条第1項の地域型保育(都道府県及び市町村以外の者が実施するものに限る。)の利用に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に規定する市が定める額をいう。)は、別表に定める保育料の額と同額とする。</u></p> <p><u>別表 [略]</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。</p>	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第14条関係)

事業名	利用区分		利用者負担金		
延長保育事業	月単位利用		月額 2,500円		
	時間単位利用		1時間 200円		
一時預かり事業	市民	3歳未満児	日額 1,500円		
		3歳以上児	日額 1,300円		
	市民以外	3歳未満児	日額 2,200円		
		3歳以上児	日額 2,000円		
休日保育事業	2歳未満児(市民に限る。)		日額 1,800円		
	2歳以上児(市民に限る。)		日額 1,600円		
備考					
1 「2歳未満児」とは、満2歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもをいう。					
2 「2歳以上児」とは、満2歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもをいう。					

那覇市規則第35号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則(平成28年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>那覇市立幼保連携型認定こども園条例</u>(平成27年那覇市条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育及び保育 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第10条第1項の教育及び保育をいう。</p> <p>(2) 1号認定園児 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、<u>那覇市立幼保連携型認定こども園</u>(以下「こども園」という。)を利用する小学校就学前子どもをいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4)～(5)</u> [略]</p>	<p><u>那覇市立認定こども園条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>那覇市立認定こども園条例</u>(平成27年那覇市条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 教育及び保育 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)<u>第6条の保育</u>又は<u>第10条第1項の教育及び保育</u>をいう。</p> <p>(2) 1号認定園児 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、<u>那覇市立認定こども園</u>(以下「こども園」という。)を利用する小学校就学前子どもをいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4) 3号認定園児 支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、こども園を利用する小学校就学前子どもをいう。</u></p> <p><u>(5) 園児 前3号に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(6)～(7)</u> [略]</p>

<p>(休業日)</p> <p>第6条 1号認定園児の教育及び保育を行わない日(以下「休業日」という。)は、条例<u>第3条各号</u>に掲げる日のほか、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学年始休業日 <u>4月1日</u>から4月5日まで</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、園長は、特に必要があると認めるとときは、市長の承認を得て、臨時に、休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。</p> <p>(教育及び保育を行う時間)</p> <p>第8条 こども園における教育及び保育を行う時間は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 2号認定園児のうち保育標準時間認定を受けたもの 午前7時30分から午後6時30分まで</p> <p>(3) 2号認定園児のうち保育短時間認定を受けたもの 午前8時から午後4時まで</p> <p>(教育課程等の作成)</p> <p>第9条 園長は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、こども園における教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>(休業日)</p> <p>第6条 1号認定園児の教育及び保育を行わない日(以下「休業日」という。)は、条例<u>第4条各号</u>に掲げる日のほか、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学年始休業日 <u>4月2日</u>から4月5日まで</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、園長<u>法第3条第11項の規定による公示がされた施設の長及び法第14条第1項の園長をいう。以下同じ。</u>は、特に必要があると認めるとときは、市長の承認を得て、臨時に、休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。</p> <p>(教育及び保育を行う時間)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 2号認定園児<u>及び3号認定園児</u>のうち保育標準時間認定を受けたもの 午前7時30分から午後6時30分まで</p> <p>(3) 2号認定園児<u>及び3号認定園児</u>のうち保育短時間認定を受けたもの 午前8時から午後4時まで</p> <p>(全体的な計画の作成)</p> <p>第9条 園長は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいい、保育所型認定こども園については、保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。)を含む。)を踏まえて、こども園に係る全体的</p>
---	--

	<u>な計画を作成するものとする。</u>
(学校評議員)	<u>(学校評議員等)</u>
第13条 こども園には、学校評議員を置くものとする。	第13条 幼保連携型認定こども園には学校評議員を、保育所型認定こども園には評議員を置くものとする。
2 学校評議員は、園長の求めに応じて、こども園の運営に関し意見を述べることができる。	2 学校評議員及び評議員(以下この条において「学校評議員等」という。)は、園長の求めに応じて、こども園の運営に関し意見を述べることができる。
3 <u>学校評議員</u> は、園長の推薦により市長が委嘱する。	3 <u>学校評議員等</u> は、園長の推薦により市長が委嘱する。
4 <u>学校評議員</u> について必要な事項は、市長が別に定める。	4 <u>学校評議員等</u> について必要な事項は、市長が別に定める。
(使用料)	(使用料)
第15条 条例第8条第2項の規定により規則で定める使用料の額は、 <u>0円</u> とする。	第15条 条例第9条第2項の規定により規則で定める使用料の額は、 <u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</u> とする。 (1) <u>1号認定園児及び2号認定園児 0円</u> (2) <u>3号認定園児 那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号)第9条第1項前段又は第2項前段に規定する額</u>
(利用者負担金)	(利用者負担金)
第17条 こども園における支援法第59条の地域子ども・子ども子育て支援事業その他の子育て支援に関する事業に係る利用者負担金の額は、 <u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</u> とする。 (1) <u>1号認定園児 別表に定める額</u> (2) <u>2号認定園児 那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号)第10条に規定する額</u>	第17条 こども園における支援法第59条の地域子ども・子ども子育て支援事業その他の子育て支援に関する事業に係る利用者負担金の額は、 <u>別表第1に定める額</u> とする。
(使用料の減免等)	(使用料の減免等)
第19条 条例第8条第3項の規定により使用料を減免することができる場合及び減免する額は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>1号認定園児又は2号認定園児の属</u>	第19条 条例第9条第3項の規定により使用料を減免することができる場合及び減免する額は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>園児の属する世帯が災害により著</u>

する世帯が災害により著しい損害を受け、使用料の納付が困難となった場合 全額 (2) [略] 2~3 [略]	しい損害を受け、使用料の納付が困難となった場合 全額 (2) [略] 2~3 [略]
<u>4 前3項の規定は、第17条の利用者負担金について準用する。</u>	
<u>第20条</u> [略] [別表 別記]	<u>(給食費)</u> <u>第20条 条例第11条第1項の給食費(以下「給食費」という。)の額は、別表第2に定める額とする。</u>
<u>第21条</u> [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]	

備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。
- 改正後表の表示に対応する改正表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の那覇市立認定こども園条例施行規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、施行日以後の利用に係る利用者負担金について適用し、施行日前の利用に係る利用者負担金については、なお従前の例による。
(準備行為)
- 施行日以後の利用に係る改正後規則の規定による使用料、利用者負担金及び給食費の額の決定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

[改正前 別記]

別表(第17条関係)

区分	金額

一時預かり事業	第8条第1号に規定する教育及び保育を行う時間に引き続いて利用する場合	1人1回につき400円
	第6条の休業日に利用する場合	1人1回半日につき400円
時間外保育事業		1人1回1時間につき200円
備考		
1 「半日」とは、8時15分から13時まで又は13時から18時30分までをいう。		
2 「一時預かり事業」とは、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第2号の幼稚園型一時預かり事業をいう。		
3 「時間外保育事業」とは、第7条の開園時間以外の時間において実施するものをいう。		

[改正後 別記]

別表第1(第17条関係)

区分			金額
幼稚園型一時預かり事業	第8条第1号に規定する教育及び保育を行う時間に引き続いて利用する場合		1人1回につき450円
	第6条の休業日に利用する場合	8時15分から14時まで	1人1回につき650円
一般型一時預かり事業		14時から18時30分まで	1人1回につき450円
3歳未満児	8時30分から13時まで	1人1回につき900円	
			13時から17時まで
延長保育事業	3歳以上児		1人1回につき800円
	13時から17時まで	1人1回につき500円	
延長保育事業	月単位利用(2号認定園児及び3号認定園児に限る。)		1人につき月額2,500円
	時間単位利用		1人1回1時間につき200円

備考

- 1 「幼稚園型一時預かり事業」とは、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第2号の幼稚園型一時預かり事業をいう。
- 2 「一般型一時預かり事業」とは、児童福祉法施行規則第36条の35第1号の一般型一時預かり事業をいう。
- 3 「延長保育事業」とは、第7条の開園時間以外の時間において実施するものをいう。
- 4 「3歳未満児」とは、園児のうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- 5 「3歳以上児」とは、園児のうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したものをいう。
- 6 この表の規定にかかわらず、園児の属する世帯が次の各号に掲げる事由に該当する場合における利用者負担金の額は、当該各号に定める額とする。この場合においては、第19条第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (1) 災害により著しい損害を受け、利用者負担金の納付が困難となった場合 0 円
 - (2) その他前号に準ずる特別の事情により利用者負担金の納付が困難となった場合 市長が定める額

[改正後 別記]

別表第2(第20条関係)

区分		金額		
1号認定園児	主食費	月額	500円	
		日額	28円	
	副食費	月額	4,500円	
		日額	240円	
2号認定園児	主食費	月額	600円	
		日額	28円	
	副食費	月額	5,900円	
		日額	272円	
3号認定園児		0円		
幼稚園型一時預かり事業又は一般型一時預かり事業の利用者		0円		

備考

- 1 「主食費」とは、給食費のうち、米、麺、パン等の主食の提供に係る費用をいう。
- 2 「副食費」とは、主食以外の食事の提供に係る費用をいう。
- 3 「幼稚園型一時預かり事業」とは、別表第1備考1の幼稚園型一時預かり事業をいう。
- 4 「一般型一時預かり事業」とは、別表第1備考2の一般型一時預かり事業をいう。
- 5 この表の規定にかかわらず、園児の属する世帯が次の各号に掲げる事由に該当する場合における給食費の額は、市長が別に定める額とする。この場合においては、第19条第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (1) 園児の疾病その他の理由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって欠席する場合で、当該欠席の理由がやむを得ないと認められるとき。
 - (2) 災害により著しい損害を受け、給食費の納付が困難となった場合
 - (3) その他市長が特に必要と認める場合
- 6 園児の入園又は退園の日が月の中途である場合の当該月の給食費は、この表中の主食費及び副食費の日額を合計した額に、中途入園の場合にあっては入園の日から当該月の末日までの開園日数を、中途退園の場合にあっては退園日の前日までの当該月の開園日数を、それぞれ乗じた額とする。ただし、当該園児が1号認定園児である場合については、開園日数には第6条の休業日を含まないものとする。

那覇市規則第36号
令和2年3月31日
公 布 済

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則(令和元年那覇市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(医療職給料表の適用範囲)	(医療職給料表の適用範囲)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 条例別表第2医療職給料表(2)備考の規則で定めるフルタイム職員は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士 <u>及び言語聴覚士</u> (以下「医療技術員」という。)とする。	2 条例別表第2医療職給料表(2)備考の規則で定めるフルタイム職員は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、 <u>言語聴覚士、作業療法士</u> その他これらに準ずるものとして市長が定める職員(以下「医療技術員」という。)とする。
3 条例別表第2医療職給料表(3)備考の規則で定めるフルタイム職員は、保健師、助産師 <u>及び看護師</u> (以下「保健師等」という。)とする。	3 条例別表第2医療職給料表(3)備考の規則で定めるフルタイム職員は、保健師、助産師、 <u>看護師</u> その他これらに準ずるものとして市長が定める職員(以下「保健師等」という。)とする。
(調整する職及び調整額)	(調整する職及び調整額)
第8条 那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号。以下「常勤職員給与規則」という。)第8条の規定は、フルタイム職員について準用する。	第8条 那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号。以下「常勤職員給与規則」という。)第8条の規定は、フルタイム職員について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「任用職員」とし、「別表第1の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める職」とあるのは「市長が定める職」とし、「別表第1の右欄に掲げる調整数」とあるのは「市長が定める調整数」とする。
(期末手当の支給を受けるフルタイム職員)	(期末手当の支給を受けるフルタイム職員)
第9条 条例第11条第1項の規則で定めるフルタイム職員は、次に掲げる職員とする。	第9条 [略]
(1) <u>任期の定めが6月以上のフルタイム職員</u>	(1) <u>基準日(条例第11条第2項の基準日をいう。以下この項において同じ。)</u> <u>現在における任期の定めが6月以上の</u>

	<p>(2) 任期の定めが6月に満たないフルタイム職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至った当該フルタイム職員(当該会計年度内に限る。)</p> <p>(3) 条例第11条第2項の基準日を5月31日とする期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム職員として採用された者(市長が特に認める者を含む。)の任期(6月末満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至った当該フルタイム職員</p> <p>2 [略] (パートタイム職員の基本報酬) 第11条 パートタイム職員に係る月額による基本報酬の額は、第3条から第6条まで及び第8条の規定を当該パートタイム職員に準用して得た額(第4項において「フルタイム職員準用額」という。)並びにこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額に、当該パートタイム職員について定められた1週間当たりの勤務時間を那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2~3 [略]</p> <p>4 前2項の「勤務1時間当たりの基本報酬額」とは、フルタイム職員準用額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額をパートタイム職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当</p>	<p>フルタイム職員</p> <p>(2) 基準日を11月30日とする期末手当を支給する場合において、当該基準日現在における任期の定めが6月に満たないフルタイム職員であって、1会計年度内における任期の定めの合計が当該基準日において6月以上に至ったもの</p> <p>(3) 基準日を5月31日とする期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで本市の任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム職員として採用された者(市長が特に認める者を含む。)の当該基準日現在における任期(6月末満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至った当該フルタイム職員</p> <p>2 [略] (パートタイム職員の基本報酬) 第11条 パートタイム職員に係る月額による基本報酬の額は、第3条から第6条まで及び第8条の規定を当該パートタイム職員に準用して得た額に、当該パートタイム職員について定められた1週間当たりの勤務時間を那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2~3 [略]</p> <p>4 前2項の「勤務1時間当たりの基本報酬額」とは、第1項に規定する月額による基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額並びに初任給調整手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額をパートタイム職員につい</p>
--	---	--

該1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。)とする。

5 [略]

(通勤費用の額)

第16条 [略]

2 前項に規定する職員以外のパートタイム職員に係る通勤費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を通勤回数に応じて支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者(交通機関の利用又は自動車等(常勤職員給与条例第19条第1項第2号の「自動車等」をいう。以下この項において同じ。)の使用をしなければ通勤することが著しく困難である者を除く。)については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

3 [略]

付 則

(移行措置)

2 施行日の前日において那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)別表に規定するその他非常勤職員であった職員で市長が定めるもの(以下「旧条例適用職員」という。)の施行日における号給は、この規則の規定にかかわらず、当該旧条例適用職員に係る報酬の額その他の市長が必要と認める事由を勘案して市長が定める号給とする。当該号給に係る別表第2の職種及び区分の決定についても、同様とする。

て定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。)とする。

5 [略]

(通勤費用の額)

第16条 [略]

2 前項に規定する職員以外のパートタイム職員に係る通勤費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を通勤日数に応じて支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者(交通機関の利用又は自動車等(常勤職員給与条例第19条第1項第2号の「自動車等」をいう。以下この項において同じ。)の使用をしなければ通勤することが著しく困難である者を除く。)その他市長が定める職に当該パートタイム職員を採用する場合については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

3 [略]

付 則

(移行措置)

2 施行日の前日において次に掲げる本市の職員であった者(市長が特に認める者を含む。以下「旧条例等適用職員」といふ。)の施行日における号給は、この規則の規定にかかわらず、当該旧条例等適用職員に係る報酬及び賃金の額その他の市長が必要と認める事由を勘案して市長が定める号給とする。当該号給に係る別表第2の職種及び区分の決定についても、同様とする。

(1) 那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例

<p>[別表第3 別記]</p>	<p><u>る条例(1958年那覇市条例第4号)別表</u> <u>に規定するその他非常勤職員</u></p> <p>(2) 次に掲げる規定により臨時的に任用された職員</p> <p>ア <u>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)第1条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項</u></p> <p>イ <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号</u></p> <p>[別表第3 別記]</p>
------------------	---

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係) 経験年数換算表

経歴	換算率
那覇市の任用職員(常勤職員給与条例第8条第1項各号に掲げる給料表及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)としての在職期間	[略]
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	[略]
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	[略]

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係) 経験年数換算表

経歴	換算率
那覇市の任用職員(常勤職員給与条例第8条第1項各号に掲	[略]

げる給料表及び那霸市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那霸市条例第3号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)としての在職期間	その他の期間	80/100以下	
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、 外国政府、公益的法人等の職員としての在職期間	[略]	その他の期間	80/100以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	[略]		

訓 令

那霸市訓令第1号
令和2年3月30日
公 表 濟

那霸市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備等に関する訓令を次のように定める。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備等に関する訓令

(那覇市請負工事検査規程の一部改正)

第1条 那覇市請負工事検査規程(1971年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(検査員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 検査員は、<u>技術管理課</u>の職員とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところにより、別に検査員を任命する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 緊急を要する小規模の改修工事等で随意契約によるもののうち<u>技術管理課</u>と主管課の協議により施工が簡易であると認めるもの 主管課の職員</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(検査員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 検査員は、<u>技術総務課</u>の職員とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 緊急を要する小規模の改修工事等で随意契約によるもののうち<u>技術総務課</u>と主管課の協議により施工が簡易であると認めるもの 主管課の職員</p> <p>(3) [略]</p>

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市事務決裁規程の一部改正)

第2条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(3)の2 副所長 事務分掌規則第2条第4項第1号の保健所副所長をいう。</u></p>
<p>(4)～(14) [略]</p> <p>(専決の特例)</p>	<p>(4)～(14) [略]</p> <p>(専決の特例)</p>
<p>第6条 [略]</p>	<p>第6条 [略]</p> <p><u>2 副所長は、副部長の専決又は決定事項のうち事務分掌規則第4条第2項の規定により、部長が定めるものについて専決し、又は決定する。</u></p>
<p><u>2～4</u> [略]</p>	<p><u>3～5</u> [略]</p>

(グループリーダーへの専決権の委譲)	
第7条 [略]	第7条 [略]
2 課内室長又は担当副参事(部長が指定する者に限る。)は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、 <u>前条第2項</u> による課内室長又は担当副参事の専決事項について、部長の承認を得て、別表第4により事務分掌規則第17条第2項のグループリーダーに専決権を委譲することができる。	2 課内室長又は担当副参事(部長が指定する者に限る。)は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、 <u>前条第3項</u> による課内室長又は担当副参事の専決事項について、部長の承認を得て、別表第4により事務分掌規則第17条第2項のグループリーダーに専決権を委譲することができる。
3 [略] (副市長等の代決)	3 [略] (副市長等の代決)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 部長が専決する事項について、部長が不在のときは副部長が、その副部長も不在のときは主務の課長が代決する。ただし、 <u>第6条第2項</u> の規定に基づき課内室長又は担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該課内室長又は担当副参事が代決する。	2 部長が専決する事項について、部長が不在のときは副部長が、その副部長も不在のときは主務の課長が代決する。ただし、 <u>第6条第3項</u> の規定に基づき課内室長又は担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該課内室長又は担当副参事が代決する。
3 保健所において保健所長が専決する事項について、保健所長が不在のときは副部長が、その副部長も不在のときは主務の課長が代決する。ただし、 <u>第6条第2項</u> の規定に基づき担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該担当副参事が代決する。	3 保健所において保健所長が専決する事項について、保健所長が不在のときは副部長(<u>第6条第2項の部長が定めるもの</u> については、副所長。以下この項において同じ。)が、その副部長も不在のときは主務の課長が代決する。ただし、 <u>第6条第3項</u> の規定に基づき担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該担当副参事が代決する。
4 副部長が専決する事項について、副部長が不在のときは、主務の課長が代決する。ただし、 <u>第6条第2項</u> の規定に基づき課内室長又は担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該課内室長又は担当副参事が代決する。	4 副部長が専決する事項について、副部長が不在のときは、主務の課長が代決する。ただし、 <u>第6条第3項</u> の規定に基づき課内室長又は担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該課内室長又は担当副参事が代決する。
5~7 [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記]	5~7 [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記]

備考

- 1 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあらる全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
- 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

〔改正前 別記〕

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項目	区分	専決者
人事に関する事項	職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務免除で総務部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認に関すること。 非常勤職員(那覇市非常勤職員要綱の適用がある者をいう。以下同じ。)の休暇に関すること。	[略]
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。	課長
	[略]	[略]
	[略]	[略]

〔改正後 別記〕

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項目	区分	専決者
人事に関する事項	職員(臨時職員及び非常勤職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務免除で総務部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認に関すること。	[略]
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。	[略]
	[略]	[略]

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
〔略〕		
地域保健課	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく療育の給付の決定に関すること。	課長
	児童福祉法に基づく指定療育機関の指定及び取消しに関すること。	保健所長
	児童福祉法第21条の3の規定に基づく診療報酬額の決定に関すること。	課長
	児童福祉法に基づく指定療育機関の診療内容等の審査、報告の徴収及び実地検査に関すること。	保健所長
	児童福祉法に基づく指定療育機関に対する診療報酬の支払差止めに関すること。	保健所長
	児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関すること。	課長
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第21条の規定に基づく市長が保護者となることに関すること。	課長
	精神保健福祉法に関すること(保健所長の専決に係るものと除く。)。	課長
	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく養育医療の給付の決定に関すること。	課長
	母子保健法に基づく診療内容等の審査、報告の徴収及び実地検査に関すること。	保健所長
	母子保健法に関すること(部長及び保健所長の専決に係るものと除く。)。	課長
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく健康診断に関すること。	課長
	難病特別対策推進事業について(平成10年健医発第635号厚生省保健医療局長通知)に基づく難病患者地域支援対策推進事業に関すること。	課長
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく育成医療の支給認定に関すること。	課長
	障害者総合支援法に関すること(部長及び保健所長の専決に係るものと並びに他課の所管に属するものを除く。)。	課長
	母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(平成17年厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知雇児母発第0823001号)に基づく特定不妊治療実施医療機関の指定に関すること。	保健所長

[略]	<u>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱に関すること(部長及び保健所長の専決に係るものと除く。)</u>	課長
建築指導課	[略]	
地籍調査課	<u>国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第1項の規定に基づき、地籍調査に関する市計画を定め、これを国土交通大臣に報告すること。</u> <u>国土調査法第6条の3第2項及び第3項の規定に基づき、国土交通大臣に協議し、その同意を得て、毎年度の事業計画を定めること。</u> <u>国土調査法第19条第1項の規定に基づき、国土調査による地図及び簿冊について、国土交通大臣にその認証を請求すること。</u>	部長

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
地域保健課	<u>指定小児慢性特定疾病医療機関、指定養育医療機関及び指定自立支援医療機関(以下この項において「指定医療機関等」という。)の指定等に関すること(指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に関することを除く。)</u> <u>指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に関すること。</u> <u>指定医療機関等に対する報告の徴収及び実地検査に関すること。</u> <u>指定医療機関等に対する医療費及び診療報酬の支払差止めに関すること。</u> <u>指定医療機関等が請求することができる医療費及び診療報酬の額の決定並びに審査機関への意見聴取に関すること。</u> <u>特定不妊治療実施医療機関の指定等に関すること。</u> <u>医療保護入院及びその移送に係る市長の同意に関すること。</u>	部長
[略]		
建築指導課	[略]	

(那覇市市政情報センター規程の一部改正)

第3条 那覇市市政情報センター規程(昭和63年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(資料の送付義務等) 第5条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項の課長及び出納室長は、前条各号のいずれかに該当する	(資料の送付義務等) 第5条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項の課長及び出納室長は、前条各号のいずれかに該当する

<p>資料を作成し、又は入手したときは、当該資料を速やかに<u>市民生活安全課長</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 [略] (行政資料の分類整理等)</p> <p>第6条 <u>市民生活安全課長</u>は、収集した資料のうち、センターに備え付けることが適当と認められるものについては、行政資料原簿に登録し、分類整理するものとする。</p> <p>2 <u>市民生活安全課長</u>は、行政資料原簿に基づいて行政資料目録を作成し、行政資料の利用の便を図らなければならない。 (利用の制限)</p> <p>第8条 <u>市民生活安全課長</u>は、利用者が他人の迷惑となる行為をし、若しくは行為をするおそれがあるとき、又は行政資料を紛失し、汚損し、若しくは破損するおそれがある等管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。</p>	<p>資料を作成し、又は入手したときは、当該資料を速やかに<u>法制契約課長</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 [略] (行政資料の分類整理等)</p> <p>第6条 <u>法制契約課長</u>は、収集した資料のうち、センターに備え付けることが適当と認められるものについては、行政資料原簿に登録し、分類整理するものとする。</p> <p>2 <u>法制契約課長</u>は、行政資料原簿に基づいて行政資料目録を作成し、行政資料の利用の便を図らなければならない。 (利用の制限)</p> <p>第8条 <u>法制契約課長</u>は、利用者が他人の迷惑となる行為をし、若しくは行為をするおそれがあるとき、又は行政資料を紛失し、汚損し、若しくは破損するおそれがある等管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。</p>
--	--

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市情報公開諾否調整委員会規程の一部改正)

第4条 那覇市情報公開諾否調整委員会規程(昭和63年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、次の者及び付議されている事項を所管する部の副部長をもって組織し、委員長に<u>市民文化部副部長</u>をもって充てる。</p> <p><u>市民文化部副部長</u>、<u>総務部副部長</u>、<u>企画財務部副部長(納稅課担当副部長)</u>、<u>福祉部副部長</u>、<u>健康部副部長</u>、<u>都市みらい部副部長</u>、<u>まちなみ共創部副部長</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、次の者及び付議されている事項を所管する部の副部長をもって組織し、委員長に<u>総務部副部長</u>をもって充てる。</p> <p><u>総務部副部長</u>、<u>企画財務部副部長(納稅課を担当する副部長)</u>、<u>市民文化部副部長</u>、<u>福祉部副部長</u>、<u>健康部副部長</u>、<u>都市みらい部副部長</u>、<u>まちなみ共創部副部長</u></p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部改正)

第5条 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成26年那覇市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員会の組織)</p> <p>第12条 委員会は、次の者をもって組織する。</p> <p>総務部長、まちなみ共創部長、都市みらい部長、総務部副部長、まちなみ共創部副部長、都市みらい部副部長、企画財務部副部長(企画調整課を担当する副部長)、経済観光部副部長、生涯学習部副部長、上下水道部副部長(技術部門を担当する副部長)、法制契約課長、<u>道路建設課長、花とみどり課長、建築工事課長、技術管理課長、施設課長</u></p>	<p>(委員会の組織)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>総務部長、まちなみ共創部長、都市みらい部長、総務部副部長、まちなみ共創部副部長、都市みらい部副部長、企画財務部副部長(企画調整課を担当する副部長)、経済観光部副部長、生涯学習部副部長、上下水道部副部長(技術部門を担当する副部長)、法制契約課長、<u>技術総務課長、建築工事課長、道路建設課長、花とみどり課長、施設課長</u></p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市訓令第2号
令和2年3月30日
公 表 濟

那覇市職員名札の制式及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員名札の制式及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市職員名札の制式及び貸与に関する規程(1964年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(制式) 第2条 名札の制式は、第1号様式及び第2号様式のとおりとする。ただし、 <u>職制</u> に応じて制式を別に定めることができる。	(制式) 第2条 名札の制式は、第1号様式及び第2号様式のとおりとする。ただし、 <u>必要に</u> 応じて制式を別に定めることができる。
(定義) 第3条 この訓令において「職員」とは、市長、副市長、会計管理者及び市長の補助機関たる職員をいう。ただし、 <u>非常勤の職員のうち市長が指定したもの</u> を除く。	(定義) 第3条 この訓令において「職員」とは、市長、副市長、会計管理者及び市長の補助機関たる職員をいう。ただし、 <u>市長が指定した職員</u> を除く。
(貸与) 第4条 名札は、 <u>次に掲げるときに貸与する。</u> (1) <u>職員となったとき。</u> (2) <u>ICカード読み取り機が設置された庁舎に初めて勤務することとなったとき。</u>	(貸与) 第4条 名札は、 <u>職員となったときに貸与する。</u>
(再貸与) 第5条 職員は、名札について損傷があったとき(<u>ICカードとしての機能を失ったとき</u> を含む。)又は名札を紛失したときは、名札損傷・紛失届(第3号様式)により市長に速やかに届け出て、名札の再貸与を受けなければならない。 2 [略] 第2号様式(第2条関係) [略] 写真 上半身カラー(縁なし四角形)横 <u>30ミリメートル 縦 38ミリメートル</u>	(再貸与) 第5条 職員は、名札について損傷があったとき、又は名札を紛失したときは、名札損傷・紛失届(第3号様式)により市長に速やかに届け出て、名札の再貸与を受けなければならない。 2 [略] 第2号様式(第2条関係) [略] 写真 上半身カラー(縁なし四角形)横 <u>22ミリメートル 縦 28ミリメートル</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市訓令第3号

令和2年3月30日

公 表 済

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城間幹子

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市職員服務規程(昭和47年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この訓令は、法令その他別に定めるものを除くほか、 <u>一般職の職員</u> (以下「職員」という。)の服務に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この訓令は、法令その他別に定めるものを除くほか、 <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)</u> 第4条第1項の職員(以下「職員」という。)の服務に関し必要な事項を定めるものとする。
(名札の着用) 第2条の2 職員は、勤務時間中名札を衣服の胸部前面の見やすい箇所に着用しなければならない。	(名札の着用) 第2条の2 職員は、勤務時間中、 <u>那覇市職員名札の制式及び貸与に関する規程(1964年那覇市訓令第2号)</u> 次項において「名札規程」という。)第2条本文の名札を衣服の胸部前面の見やすい箇所に着用しなければならない。
2 <u>ICカード読取機が設置された庁舎に勤務する職員</u> (以下「 <u>読取機適用職員</u> 」といふ。)は、那覇市職員名札の制式及び貸与に関する規程(1964年那覇市訓令第2号。以下「名札規程」という。)第2号様式に規定する名札を着用しなければならない。	
3 <u>読取機適用職員以外の職員</u> (以下「 <u>出勤簿適用職員</u> 」といふ。)は、名札規程第1号様式又は第2号様式に規定する名札を着用するものとする。	
4 前2項の規定にかかわらず、職員は、総務部長が特に認める場合は、名札規程第2条ただし書の規定により定める名札を着用することができる。	2 前項の規定にかかわらず、職員は、総務部長が特に認める場合は、名札規程第2条ただし書の規定により定める名札を着用することができる。
5 前各項の規定にかかわらず、職員は、 <u>出張等の理由</u> により所属長が認めるときは、名札を着用しないことができる。	3 前2項の規定にかかわらず、職員は、所属長が認めるときは、名札を着用しないことができる。
(出勤及び退勤の記録) 第3条 <u>読取機適用職員</u> は、出勤時及び退勤時に、 <u>自ら名札規程第2号様式</u> に規定する	(出勤及び退勤の記録) 第3条 職員は、出勤時及び退勤時に、 <u>所定の方法</u> により出勤時刻及び退勤時刻を記

<p><u>名札による所定の操作を行って出勤時刻及び退勤時刻を記録しなければならない。</u>ただし、出張等の場合は、この限りでない。</p>	<p>録しなければならない。ただし、出張等の場合は、この限りでない。</p>
<p>2 <u>出勤簿適用職員は、定刻までに出勤したときは、出勤簿に自ら押印しなければならない。</u>ただし、出張等の場合は、この限りでない。</p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長が指定した職員は、定刻までに出勤したときは、出勤簿に自ら押印しなければならない。</u>ただし、出張等の場合は、この限りでない。</p>
<p>3 <u>出勤簿適用職員は、遅参したとき、又は早退しようとするときは、遅参早退簿に時刻を明記して自ら押印しなければならない。</u></p>	<p>3 <u>前項の職員は、遅参したとき、又は早退しようとするときは、遅参早退簿に時刻を明記して自ら押印しなければならない。</u></p>
<p>4 [略] (年次有給休暇等)</p>	<p>4 [略] (年次有給休暇等)</p>
<p>第4条 職員は、次の各号に掲げる休暇を受けようとするときは、当該各号に定める文書を提出しなければならない。</p>	<p>第4条 [略]</p>
<p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(1)～(5) [略] <u>(6) 那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和2年那覇市規則第3号)第13条第2項各号に掲げる休暇 無給休暇願(第1号様式の6)</u></p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、課長(那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)第2条第5号の課長をいう。)職以上の同規程別表第2人事に関する事項の項に規定する休暇については、年休・有給休暇願(課長職以上用)(<u>第1号様式の6</u>)を提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、課長(那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)第2条第5号の課長をいう。)職以上の同規程別表第2人事に関する事項の項に規定する休暇については、年休・有給休暇願(課長職以上用)(<u>第1号様式の7</u>)を提出しなければならない。</p>
<p><u>(欠勤届)</u></p>	<p><u>(欠勤届)</u></p>
<p>第5条 職員が欠勤しようとするときは、その理由を記し、その前日までに欠勤届(<u>第2号様式</u>)を提出しなければならない。 (営利企業等従事許可)</p>	<p>第5条 職員は、欠勤となったときは、欠勤届(<u>第2号様式</u>)により届け出なければならない。 (営利企業への従事等の許可及び届出)</p>
<p>第8条 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の規定に基づき、職員が営利企業等に従事するた</p>	<p>第8条 職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員(次項において「パートタイム職員」という。))</p>

めの許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可申請書(第4号様式の2)を提出しなければならない。

(専従休職)

第10条 職員は、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けようとするときは、従事しようとする日前7日までに専従休職許可申請書(第7号様式)を提出しなければならない。

(私事旅行届)

第12条 職員が私事旅行をしようとするときは、その前日までに、期日、理由及び行先を記し、私事旅行届(第9号様式)を届け出なければならない。

第1号様式の6 [略]

第2号様式(第5条関係)

[略]

[略]
次のとおり <u>欠勤したいのでお届けします。</u>
[略]

[第4号様式の2 別記]

第9号様式(第12条関係)

[略]

[略]	<u>願出</u>
	[略]
	[略]
次とおり私事旅行したいのでお届けします。	
[略]	

を除く。)は、同法第38条第1項の規定により、営利企業への従事等をするための許可を受けようとするときは、あらかじめ、営利企業従事等許可申請書を提出しなければならない。

2 パートタイム職員は、営利企業への従事等をしようとするときは、その従事する時間、従事する業務の内容等について、あらかじめ届け出なければならない。

(専従休職)

第10条 職員は、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けようとするときは、従事しようとする日前7日までに専従休職許可申請書(第7号様式)を提出しなければならない。

(私事旅行届)

第12条 職員は、私事旅行をしようとするときは、あらかじめ、私事旅行届(第9号様式)により届け出なければならない。ただし、所属長がその必要がないと認めるときは、当該職員の上司にあらかじめ必要な事項を報告することをもって、これに代えることができる。

[第1号様式の6 別記]

第1号様式の7 [略]

第2号様式(第5条関係)

[略]

[略]
次のとおり <u>欠勤となったので届け出ます。</u>
[略]

第9号様式(第12条関係)

[略]

[略]	<u>届出</u>
	[略]
	[略]
次とおり私事旅行をしたいので届け出ます。	
[略]	

行先	<u>宿泊場所、旅館名、電話</u>	行先、宿泊施設名及びその電話番号
理由		私事旅行の期間中の連絡先(携帯電話番号等)

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。
- 5 改正様式の表示に対応する改正後様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。
- 6 様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

〔改正後 別記〕

第1号様式の6(第4条関係)

無 給 休 暇 願

願出	年 月 日	所属	部 課
那覇市長 様 次のとおり無給休暇を承認されるようお願いします。			
係名	職名	氏名	印
休暇の種類	休暇	期間：自 至 年 月 日 年 月 日	時 分 時 分 日 時間
<理由>			
係名	職名	氏名	印
休暇の種類	休暇	期間：自 至 年 月 日 年 月 日	時 分 時 分 日 時間
<理由>			
係名	職名	氏名	印
休暇の種類	休暇	期間：自 至 年 月 日 年 月 日	時 分 時 分 日 時間
<理由>			
係名	職名	氏名	印
休暇の種類	休暇	期間：自 至 年 月 日 年 月 日	時 分 時 分 日 時間
<理由>			
係名	職名	氏名	印
休暇の種類	休暇	期間：自 至 年 月 日 年 月 日	時 分 時 分 日 時間
<理由>			
係名	職名	氏名	印
休暇の種類	休暇	期間：自 至 年 月 日 年 月 日	時 分 時 分 日 時間
<理由>			

[改正前 別記]

第4号様式の2(第8条関係)

営利企業等従事許可申請書

那覇市長様	申請 年 月 日		
	所 属 部 課		
	職 名	氏 名	印

地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、次のとおり営利企業等の従事を許可されるよう申請します。

1 従事しようとする職務

- (1) 勤務先
- (2) 所在地
- (3) 事業の内容
- (4) 役職名
- (5) 勤務の態様
- (6) 従事予定期間
- (7) 従事1日当たりの時間
- (8) 報酬等の額
- (9) 職務の内容と責任の程度

2 従事することを必要とする理由

総務部長	副 部 長	総務部 人事課長	主幹等	担当	発議 ・ ・	上記について許可・ 不許可してよろしいか 伺います
					決裁 ・ ・	

那覇市訓令第4号
令和2年3月30日
公 表 濟

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

那覇市長 城間幹子

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]

備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
- 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間
1～6 [略]			
7	<u>商工農</u> <u>水課に</u> <u>勤務す</u> <u>る職員</u>	<u>那覇市</u> <u>伝統工</u> <u>芸館</u>	[略] 日曜日から土曜日まで (1) [略] (2) [略] (1)又は(2)のうちから所属長が定める。 (1)又は(2)の場合において、11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
	<u>那覇市</u> <u>IT創造</u> <u>館</u>	<u>(1) 月曜日</u> <u>(2) 4週につき</u> <u>4日所属長が</u> <u>指定する日</u>	日曜日及び火曜日から土曜日まで (1) 8時30分から17時15分まで (2) 12時15分から21時まで (1)又は(2)のうちから所属長が定める。 (1)の場合にあっては12時から13時までを、 (2)の場合にあっては15時から18時までの間で所属長の定める1時間を、それぞれ休憩時間とする。)
8～11 [略]			

12	<p><u>こども教育保育課に勤務する職員のうち保育所に勤務するもの</u></p>	<p>(1) 日曜日 (2) 4週につき 所属長が指定する2の土曜日 (3) 4週につき 2日所属長が指定する日</p>	<p>(1) から (13)までのうちから所属長が定める。 る。</p>	月曜日から土曜日まで (1) 7時15分から16時まで (2) 7時30分から16時15分まで (3) 8時から16時45分まで (4) 8時15分から17時まで (5) 8時30分から17時15分まで (6) 8時45分から17時30分まで (7) 9時から17時45分まで (8) 9時15分から18時まで (9) 9時30分から18時15分まで (10) 9時45分から18時30分まで (11) 10時から18時45分まで (12) 10時45分から19時30分まで (13) 11時から19時45分まで <u>((1)から(13)までの場合において、11時から16時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)</u>
13	[略]			月曜日から土曜日まで 7時15分から16時まで <u>((1)から(13)までの場合において、11時から16時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)</u>

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間
1~6 [略]			
7	<p><u>商工農水課に勤務する職員のうち那覇市伝統工芸館に勤務するもの</u></p>	[略]	<p>日曜日から土曜日まで (1) 8時30分から17時15分まで (2) [略] (3) 9時から17時45分まで (4) [略] <u>((1)から(4)までのうちから所属長が定める。((1)から(4)までの場合において、11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。))</u></p>
8~11 [略]			
12	[略]		<p>月曜日から土曜日まで (1) 7時15分から16時まで (2) 7時45分から16時30分まで (1)又は(2)のうちから所属長が定める。 <u>((1)又は(2)の場合において、12時から13時までは、休憩時間とする。)</u></p>
13	<p><u>こども教育保育課に勤務する</u></p>	(1) 日曜日 (2) 土曜日	<p>月曜日から金曜日まで (1) 8時30分から17時15分まで</p>

る職員のうち 所属長が指定 するもの	(2) 9時30分から18時15分まで (3) 10時30分から19時15分まで (1)から(3)までのうちから所属長が定める。 ((1)から(3)までの場合において、11時から15 時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間と する。)
--------------------------	---

那霸市訓令第5号
令和2年3月30日
公 表 濟

那霸市職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市職員研修規程の一部を改正する訓令

那覇市職員研修規程(昭和61年那覇市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条の規定に基づき、勤務能率の発揮と増進を目的として行う職員の研修に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条第2項の規定により市長が行う研修及び職員が自主的に行う自己啓発に関し必要な事項を定めるものとする。
(研修の内容) 第2条 研修は、日本国憲法を尊重し、擁護する義務を負う公務員としてふさわしい人格をみがき、市行政担当者として必要な知識及び技能を修得させることを内容とする。	(研修の目標) 第2条 研修は、日本国憲法を尊重し、擁護する義務を負う公務員として、その職務を遂行するために必要な能力及び資質の向上を図ることにより、市民全体の奉仕者としてふさわしい職員を育成することを目標とする。
(研修の種類) 第3条 研修の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) 職場研修 (3) 委託派遣研修 (4) 自主研修	(研修の種類) 第3条 [略] (1) [略] (2) 派遣研修 (3) 職場研修
(職員研修所主催研修) 第5条 職員研修所主催研修は、別表に定める区分により実施する。	(人事課主催研修) 第5条 人事課主催研修は、職員として必要となる一般的な知識、技能等を修得させるため、人事課長が行う。 (派遣研修) 第6条 派遣研修は、業務の遂行に必要な知識、技能等を修得させるため、国、他の地方公共団体又はその他の研修を行う機関等(以下「研修機関」と総称する。)に職員を派遣して行う。
(職場研修) 第6条 所属長は、日常の執務を通じ、所属職員に対し、個別指導又は集団指導により、次に掲げる事項について研修を実施するよう努めなければならない。 (1) 市民全體に対する奉仕者としての自覚をたかめること。 (2) 執務遂行上、必要な知識及び技能の修得並びに教養の向上に関するこ	

(3) 執務態度に関すること。

2 総務部長は、前項の研修が円滑に実施されるよう必要な指導、援助等の適切な措置を講じなければならない。

(委託派遣研修)

第7条 市長は、必要に応じ、国若しくは他の地方公共団体又はその他の研修機関(以下「研修機関」という。)に職員の研修を委託するものとする。

2 前項に定めるもののほか、他都市の行政事情等を調査研究させるため、必要に応じ、外国又は国内の各都市に職員を派遣するものとする。

(研修機会の付与)

第8条 所属長は、所属職員に対し、この規程による研修を受ける機会を公平に与えるように努めなければならない。

(研修生の決定)

第9条 人事課主催研修及び委託派遣研修を受ける職員(以下「研修生」という。)は、当該研修の実施に際し、市長の指名又は所属長の推薦に基づき市長が決定し、当該職員に対して研修を命ずる。

(研修効果の測定)

第11条 人事課主催研修の課程が終了したときは、必要に応じ、レポートの提出その他の適切な方法により研修効果の測定を行うものとする。

(研修修了者)

第12条 人事課主催研修の研修課程の3分の2以上を出席した研修生は、研修修了者とする。

2 第7条第1項に定める研修において、当該研修機関の定める課程を修了した者についても前項と同様とする。

(職場研修)

第7条 職場研修は、業務の遂行に必要な知識、技能等を修得させるため、職場において所属長が所属職員に対し、日常の業務を通じて行う。

2 所属長は、適切な方法により職場研修を実施するように努めなければならない。

3 総務部長は、職場研修が円滑に実施されるよう指導、援助等の適切な措置を行うものとする。

(研修機会の付与)

第8条 所属長は、所属職員に対し、この訓令による研修を受ける機会を公平に与えるように努めなければならない。

(研修生の決定)

第9条 人事課主催研修及び派遣研修を受ける職員(以下「研修生」という。)は、当該研修の実施に際し、市長の指名又は所属長の推薦に基づき市長が決定し、当該職員に対して研修を命ずる。

(研修効果の測定)

第11条 人事課長は、人事課主催研修及び派遣研修の課程が終了したときは、必要に応じ、報告書等の徴収その他の適切な方法により研修効果の測定を行うものとする。

(研修修了者)

第12条 人事課長は、人事課主催研修のうち人事課長が指定したものの課程の3分の2以上に出席した研修生については、当該研修の修了者として認定する。

2 人事課長は、派遣研修において、当該研修機関の定める課程を修了した研修生については、当該研修の修了者として認定する。

<p>(人事記録の登載等)</p> <p>第13条 人事課主催研修及び<u>委託派遣研修</u>のうち市長が適当と認める<u>研修の修了者</u>については、人事記録にその旨を<u>登載し、市長が必要と認めるときは、修了証書(別記様式)を授与する。</u></p> <p>(自主研修の育成)</p> <p><u>第14条 市長は、必要と認めるときは、職員が自己啓発のため自主的に行う研修に對し、助成するものとする。</u></p> <p>(講師)</p> <p><u>第15条 市長は、学識経験を有する者又は本市職員のうちから<u>研修</u>の講師を委嘱し、又は<u>命ずる</u>。</u></p> <p><u>第16条～第17条 [略]</u></p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この規程に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、<u>別に定める</u>。</p> <p>[別表 別記]</p> <p>[別記様式 別記]</p>	<p>(人事記録への登載)</p> <p>第13条 人事課主催研修及び<u>派遣研修</u>のうち市長が適当と認める<u>ものの修了者</u>については、人事記録にその旨を<u>登載する</u>。</p> <p>(講師)</p> <p><u>第14条 市長は、学識経験を有する者又は本市職員のうちから<u>人事課主催研修</u>の講師を委嘱し、又は<u>命ずることができる</u>。</u></p> <p><u>第15条～第16条 [略]</u></p> <p>(自己啓発の支援)</p> <p><u>第17条 市長は、必要と認めるときは、職員が自己啓発のため自主的に行う活動に對し、助成を行うものとする。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第18条 この訓令に定めるもののほか、研修及び<u>自己啓発の支援</u>の実施に関し必要な事項は、<u>市長が定める</u>。</p>
--	---

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 5 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。
- 6 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表

区分	研修名	対象職員	研修目標
一般研修	新採用職員研修	新採用職員	公務員としての自覚及び組織の一員としての規律並びに職務上必要な基礎知識の修得
	現任職員研修	役付職員以外の職員	職務遂行に必要な知識の向上及び現状認識能力、問題解決能力の養成
	係長研修	係長及びこれに相当する職員	監督者としての知識技能の養成及び事務管理能力の養成
	課長研修	課長及びこれに相当する職員	管理者としての知識、技能の向上及び行政需要の変化に対する適応力の養成
	部長研修	部長、副部長及びこれらに相当する職員	
専門研修	文書事務研修	当該研修を必要とする職員	職務の遂行に必要な専門的、実務的な知識、技能の修得
	財務会計研修		
	電算研修		
	その他の研修		

〔改正前 別記〕

別記様式

修了証書

職名

氏名

あなたは、那覇市職員研修規程による

研修の課程を修了したことを証する。

年 月 日

那覇市長

印

那霸市訓令 第6号
那霸市議会訓令 第1号
那霸市選挙管理委員会訓令 第1号
那霸市監査委員訓令 第4号
令和2年3月30日
公示表 済

那霸市市長事務部局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 城間幹子

那霸市議會議長 久高友弘

那霸市選挙管理委員会委員長 松田義之

那霸市代表監査委員 久場健護

那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程(平成27年那覇市訓令第7号、那覇市議会訓令第1号、那覇市選挙管理委員会訓令第1号、那覇市監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 条件付採用期間評価 地方公務員法第22条第1項の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件付である職員が同項に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。 (8) [略] (被評価者の範囲) 第6条 定期評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、 <u>臨時又は非常勤の職員</u> 以外の職員とする。	(定義) 第2条 [略] (1)～(6) [略] (7) 条件付採用期間評価 地方公務員法第22条の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件付である職員が同条に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。 (8) [略] (被評価者の範囲) 第6条 定期評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、 <u>那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)</u> 第1条の <u>臨時職員</u> 以外の職員とする。
2 [略]	2 [略] <u>(会計年度任用職員の人事評価)</u> <u>第20条 地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員の人事評価の基準及び方法に関する事項</u> その他人事評価に関し必要な事項については、 <u>第3条から前条までの規定にかかわらず、市長等が別に定める。</u>
第20条 [略]	第21条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告示

那覇市告示第434号

令和2年3月25日

掲示済

屋外広告物の点検資格者について

那覇市屋外広告物条例施行規則(平成24年規則第52号)第15条の2第1項第4号の規定により、その他前3号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として市長が定める者(屋外広告物の点検資格者)を次のように定める。

那覇市長 城間幹子

- 1 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習を修了した者

付則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

那覇市告示第435号

令和2年3月25日

掲示済

公益上必要な施設等に表示できる個数の合計について

那覇市屋外広告物条例施行規則(平成24年規則第52号)別表第4における条例第14条第8項に関する許可の基準第6号の規定により、市長が特に認める広告物等を次のように定める。

那覇市長 城間幹子

- 1 常時又は一定の期間継続して公共的目的をもった表示とそれ以外の表示とが切り替わる広告物等で、公共的目的をもった表示以外の表示時間が、全体の表示時間の4分の1以下で、かつ、連続して15秒以下であり、表示面積が0.5平方メートル以下の広告物等

付則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

那覇市告示第1号
令和2年4月1日
掲示済

令和2年度那覇市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、平成31年度那覇市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）第18条第2項の規定により告示する。

那覇市長 城間幹子

令和2年度那覇市一般廃棄物処理実施計画

はじめに

1 計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条に基づき、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号。以下「条例」という。）及び「那覇市一般廃棄物処理基本計画」の方針に従って一般廃棄物の処理を実施するにあたり、ごみの発生・排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、及びし尿・浄化槽汚泥の処理に関する本年度の計画を定めるものである。

2 対象区域

本計画の対象区域は、那覇市内全域とする。（米軍基地を除く。）

3 計画の範囲

本計画において、本市が処理する一般廃棄物は、市内で発生するごみ及びし尿・浄化槽汚泥とする。また、ごみは、一般家庭の日常生活等から発生する「生活系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

4 計画期間

令和2（2020）年4月1日から令和3（2021）年3月31日まで

5 処理計画

区分	処理量	搬入施設
燃やごみ	88,494 t	那覇・南風原クリーンセンター
燃やさないごみ (有害・危険ごみを含む)	2,345 t	那覇・南風原クリーンセンター
粗大ごみ	1,783 t	那覇・南風原クリーンセンター
資源化物	11,817 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設
適正処理困難物	210 t	エコマール那覇リサイクル棟・プラザ棟
拠点回収	176 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設
使用済小型電子機器	12 t	株式会社拓琉金属
し尿・浄化槽汚泥	5,103 kl	那覇市し尿等下水道放流施設

1章 ごみ処理

1 ごみの発生・排出抑制、及び減量・資源化計画

(1) 基本方針（4Rの推進）

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である4R（Refuse（リフューズ）：不要なものは断る、Reduce（リデュース）：減量する、Reuse（リユース）：再使用する、Recycle（リサイクル）：再生利用する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の促進のため次の取り組みを行う。

① 広報・啓発

5月30日（ごみゼロの日）と関連付けて、ごみの減量・資源化を中心とした環境に関する広報・啓発を行い、市民のごみ問題への意識の高揚及び4Rの周知を図る。

② 4R推進コンクール・環境絵日記コンテスト

ごみの減量及び資源化について考え、4Rを主体的に実践してもらうことを目的として、市内の小・中学生を対象としたコンクール等を実施する。

また、コンクール等に応募し提出された作品を一般市民に展示・公開し、あわせてごみ減量・資源化をテーマとした啓発イベントを行うことで、4Rの周知・推進を図る。

③ エコマール那覇プラザ棟内啓発推進事業

エコマール那覇プラザ棟を拠点に、市民団体と協働して啓発事業を実施し、市民のごみ問題への意識の高揚と積極的なごみ減量・資源化への取り組みを促すことにより4Rの推進を図る。

④ 環境教育（買い物ゲーム）

市内の小学校4年生を対象として、総合学習の授業でごみ減量体験型学習プログラムを実施することにより、ごみ減量・資源化に対する意識啓発を図り4Rを推進する。

⑤ 食品ロス削減に向けた広報・啓発

廃棄物の発生・排出抑制の観点から、食品ロス削減に向けた啓発として以下の取組みを行う。

ア 「食べきり」をテーマとした子ども向けの紙芝居を作成し、生活における食品ロス削減の一助となるよう、市内の教育・保育施設へ配布する。

イ 事業系食品ロス削減に向けた食べきりに関する啓発資料として、「味わい・食べきり心得帳」を作成し、大規模事業所等へ配布する。

(2) ごみの減量・資源化計画

① 生活系ごみ

ア ごみの分別

一般家庭のごみは、6区分14種類分別（燃やすごみ、燃やさないごみ（使用済小型電子機器（以下「小型家電」という。）・その他）、粗大ごみ、資源化物（缶・びん・ペットボトル・古紙・古布・草木）、有害・危険ごみ（有害ごみ・危険ごみ・乾電池）、廃スプリング入り製品）とし、分別の種類及び方法は「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。

イ 雑がみの分別と資源化の推進

資源化物である雑がみの分別・資源化を促進し、ごみ減量の推進を図る。

ウ 生ごみの発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生・排出抑制や、ごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発、また、生ごみ処理機器の購入支援による減量及び資源化の推進を図る。

エ 家庭ごみ有料化制度の実施

市が収集する生活系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの処理を有料化することで、市民のごみを排出する際のコスト意識の啓発を図り、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

オ 適正処理困難一般廃棄物の処理について

条例第20条及び同規則第2条により指定した適正処理困難物は、製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理を推進する。

適正処理困難物のうち、廃スプリング入りマットレスや廃スプリング入りソファー等（以下「廃スプリング入り製品」という。）については、国による適正処理ルートが確立されるまでの間、市で収集及び処理を行うが、当該処理に係る費用は原則、排出者の全額負担とする。

カ 拠点回収事業

家庭から排出される資源化物のうち、無断持ち去りが発生している缶・古紙について、拠点回収する地域の団体に対し奨励金を交付することにより、資源化物の無断持ち去りを防止し、民間団体の資源化活動を促進させ、ごみの減量及び資源化の推進を図る。

キ 店頭回収の推進

食品トレー等は、店頭回収しているスーパーマーケット等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、販売事業者による資源化を促進する。

ク 広報・啓発

(ア) 市で収集するごみについて

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）を作成し、全戸配布するとともに、市外からの転入者には、より詳細なパンフレット等も配付する。

(イ) 市で収集・処理しないごみについて

次に掲げる品目がごみとなった場合は、市での収集・処理を行わないが、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図るものとする。

- a 特定家庭用機器再生商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、及びエアコン）
- b パソコン
- c リサイクルシステムが構築されているボタン電池、充電式電池、消火器、オートバイ等

(ウ) 宅配便回収について

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社（認定第24号）が実施する小型家電の自宅からの宅配便回収について、制度の周知を図り、パソコンその他の小型家電の再資源化の促進を図る。

ケ リフォームごみについて

日曜大工及び自ら自宅をリフォームする際に発生した建築廃材等については、原則、事前受付制とし、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、廃棄物区分の確認を行ったうえで、一般廃棄物として判断されたものについては、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

コ 地域清掃について

自治会、ボランティア団体、NPO等が実施する地域清掃（道路ボランティア含む）によるごみについては、一般家庭のごみに準じた分別区分とし、収集を実施する。

サ 草木の例外処理について

台風・大雨等により一時期に大量に発生したため処理が困難となった草木、異物混入等により資源化が困難な草木については、資源化の対象とせず、焼却処理を行う。

② 事業系ごみ

ア ごみの分別

事業所ごみは、法第2条第2項に規定する一般廃棄物の範囲内において、2区分5種類分別（燃やすごみ（資源化できない紙類・生ごみ（以下「食品残渣」という。）・木製品）、資源化物（古紙・草木））とし、「事業系ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。ただし、従業員の生活活動に伴い排出されるプラスチック製容器包装は燃やすごみとして、缶、びん、ペットボトルは資源化物として分別し排出することができるものとする。

イ 事業系古紙の分別と資源化の推進

事業系古紙（機密文書及び雑がみを含む）は、分別及び資源化を推進するとともに、資源化が可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

ウ 草木の分別と資源化の推進

事業活動に伴い発生する草木は、分別及び資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

エ 食品ロスの発生・排出抑制と食品残渣の減量化・資源化の推進

食品廃棄物の発生・排出抑制に係る取組みとして、外食事業者を対象とした「食べきり協力店登録制度」を導入し、登録事業者の協力を得て食品ロス削減へ向けた啓発を実施する。

食品残渣として排出する場合は、水切りの徹底等による減量化を啓発するとともに、食品リサイクルを推進するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の取り組み義務の対象とならない事業者に対しても、飼料化又は肥料化等の再生利用事業者の紹介を行い、資源化の促進を図る。

オ 事業所訪問

大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書の作成指導を継続し、個別訪問による分別状況の把握及び適正処理の指導を徹底するとともに、その他の事業所についても必要に応じ訪問調査等により実態把握を行い、適正処理の指導を行うことにより事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

カ 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的に実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。

キ 資源化物処理ルートの拡充

再生利用が可能な食品残渣及び草木については、品目限定許可の拡充を図り、ごみの減量・資源化を推進する。

ク 広報・啓発

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「事業系ごみの分け方・出し方」（チラシ）を作成し、各事業所への配付を行う。

ケ リフォームごみについて

自ら事業所をリフォームする際に発生した建築廃材等については、原則、事前受付制とし、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、廃棄物区分の確認を行ったうえで、一般廃棄物として判断されたものについて、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

コ 事業所から排出される缶・びん・ペットボトルの排出区分の適正化

事業活動に伴い排出される缶類・ガラスびん・ペットボトルについては、廃棄物処理法第2条の規定に従い、産業廃棄物に区分し再生処理を推奨し、エコマール那覇リサイクル棟への搬入を禁止する。

2 収集・運搬計画

(1) ごみ区分ごとの収集・運搬量(単位:トン)

① 計画収集

ア 生活系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直営	那覇・南風原クリーンセンター	7,168
	委託業者		34,690
	直接持込		8,692
	許可業者		7,745
	市民		948
燃やさないごみ (有害・危険ごみ 含む)	直営	那覇・南風原クリーンセンター	312
	委託業者		1,271
	直接持込		762
	許可業者		368
	市民		394
粗大ごみ	直営	那覇・南風原クリーンセンター	125
	委託業者		660
	直接持込・市民		998
資源化物	直営	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設	1,987
	委託業者		8,042
	直接持込		1,069
	許可業者		593
	市民		476
適正処理困難物 (廃スプリング 入り製品)	直営	エコマール那覇リサイクル棟・プラザ棟	24
	委託業者		112
	直接持込		74
	許可業者		10
	市民		64

イ 事業系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直接持込	那覇・南風原クリーンセンター	37,945
	許可業者		37,387
	事業者		557

資源化物 (古紙・草木を除く)	直接持込 許可業者	エコマール那覇リサイクル棟	1,312 1,312
--------------------	--------------	---------------	----------------

(2) その他（直接資源化等）

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
資源化物 (缶、古紙)	拠点回収	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設	176
小型家電 (パソコンを含む)	宅配便回収	株式会社拓琉金属(小型家電リサイクル法認定事業者 認定第28号)	12

(2) 収集・運搬方法

①生活系ごみ

- ア 生活系ごみは、直営と委託業者により市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。なお、定日収集により難い一部の集合住宅等については、法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）が収集する。
- イ 一戸建て世帯は各家庭の門口で収集し、団地・アパート等の場合は敷地内の所定の場所で収集する。
- ウ 分別されたごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源化物、有害ごみ、危険ごみ及び乾電池については、定日収集により行う。粗大ごみ及び廃スプリング入り製品は電話受け付けにより収集日を指定する。
- エ 収集するごみの種類及び収集日等については、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。
- オ 直接持込とは、市民自ら車両を運転し、又は市民から委託を受けた許可業者が、直接中間処理施設へごみを搬入することをいう。
- カ 引っ越し等により多量に排出されるごみは、排出者自ら、又は許可業者に委託して、中間処理施設に搬入しなければならない。
- キ 事業の用に供さない空き家及び空き地、墓地等の清掃に伴う草木は、市民がエコマール那覇リサイクル棟へ直接持込又は許可業者へ委託若しくは自己処理（各自で家庭へ持ち帰り、分別をして出す等の対応）しなければならない。
- キ 在宅医療系廃棄物のうち非鋭利な物については、平成17年9月8日付け環廃対発050908003号・環廃産発050908001号の環境省通知を踏

まえ、安全に取り扱うことができ、感染の可能性が低いものについては、市が生活系ごみとして処理する。

- ク 市民が排出した資源化物を無断で持ち去ることを禁止し、禁止行為違反者に対し、行政指導及び行政処分を科すことで、適正な定日収集を推進する。
- ケ 地域清掃によるごみについては、電話受け付けにより収集日を指定する。
- コ 廃スプリング入り製品は、エコマール那覇プラザ棟において選別・一時保管を行い、スプリングを除いた選別残渣は那覇・南風原クリーンセンターへ搬入する。

②事業系ごみ

事業活動に伴って生じる事業系ごみは、法第3条及び条例第3条に基づき、事業者自ら処理するか、又は、許可業者へ委託して適正に処理しなければならない。

(3) 収集・運搬体制

①生活系ごみ

ア 定日収集

生活系ごみの定日収集は、9つの区域に分け、直営及び次の委託業者で行う。

名称	代表者	所在地
(有)那覇クリーンサービス	崎濱 秀樹	那覇市港町2丁目13番14号
(有)那覇東クリーン	仲宗根 朗	那覇市首里汀良町3丁目69番4号
(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地157番地

イ アシスト収集

ごみを門口まで持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある方に対し、戸別訪問による収集を実施する。

③ 事業系ごみ

事業者自ら運搬するか、又は、許可業者へ委託して行う。
(許可業者一覧 (別紙1のとおり))

3 中間処理計画

(1) 基本方針

衛生的で安全・快適な生活環境を保つためには、安定的かつ安心して処理できる体制の整備が必要である。また、焼却に伴う熱エネルギーの積極的な回収利用を図るとともに、焼却残渣を資源化する。

(2) ごみ処理

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池及び廃スプリング入り製品の選別残渣については、那覇市と南風原町で組織する「那覇市・南風原町環境施設組合」の那覇・南風原クリーンセンターにおいて処理する。

資源化物はエコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設において処理又は直接資源化を行う。

那覇・南風原クリーンセンターにおいては、破碎選別施設で鉄・アルミの選別して資源化を行うほか、焼却処理後に灰溶融炉でスラグ・メタルを生成し、資源化を行い、最終処分量の減量化を図る。

(3) 処理施設一覧

施設区分	中間処理施設（委託含む）	備考
焼却施設	施設名	那覇・南風原クリーンセンター
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 650 番地
	開設	平成 18 年 4 月
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉（廃熱ボイラー付）、電気式灰溶融炉、破碎選別施設
	焼却能力	450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉)
	灰溶融炉	52 t / 日 (26 t / 日 × 2 炉)
	破碎選別	39 t / 5 H (粗大ごみ 6 t / 5 H、不燃ごみ 33 t / 5 H)
	処理対象	燃やすごみ（廃スプリング入り製品の選別残渣含む）、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池
	発電容量	8,000kW

ごみの焼却により発電を行い、施設内の電力をまかない、余剰電力は売却する。

資源化施設	施設名	エコマール那覇リサイクル棟	古紙は、市長の指定する民間資源化施設へ直接搬入する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 655 番地	
	開設	平成 23 年 4 月	
	主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集破袋、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機器	
	処理能力	53 t / 日	
	処理対象	缶、びん、ペットボトル、古布、草木	

4 最終処分計画

那覇・南風原クリーンセンターでの中間処理において、資源化物を回収・生成した後に出る処理飛灰・溶融不適物・溶融処理残渣等については、海面最終処分場にて埋立て処理し、処分場内の海水は環境に負荷が少ないよう余水処理施設にて処理する。余水処理施設で処理したきれいな水は外海へ放流する。

最終処分施設

施設名	那覇エコアイランド
所在地	那覇市港町 4 丁目 3 番 6 の地先
敷地面積	約 2.7ha
埋立容量	約 107,000 m ³
水処理施設 処理能力	90 m ³ / 日
処理方式	流入調整 + 第 1 凝集沈殿処理（カルシウム凝集）+ 生物処理（硝化・脱窒・再ばつ氣）+ 第 2 凝集沈殿処理 + 高度処理（砂ろ過・活性炭吸着）+ 消毒放流設備
護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地番改良

2章 し尿及び浄化槽汚泥処理

し尿及び浄化槽汚泥については、浄化槽法第35条第1項の規定に基づき市長が許可した浄化槽清掃業者による定期的な衛生管理を推進し、法第7条第1項の規定に基づき市長が許可した一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業者による収集・運搬体制をとる。

中間処理は、那覇市し尿等下水道放流施設において処理する。

1 し尿・浄化槽汚泥量

単位：k 1

区分	搬入施設	搬入量
し尿	那覇市し尿等下水道放流施設	1,930
浄化槽汚泥		3,173

2 収集運搬計画

(1) 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可番号	会社名	代表者名	住所地
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205- 3
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可番号	会社名又は氏名	代表者名	住所地
2	大城 秀吉		那覇市与儀 2-12-29
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205- 3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
9	富本 祐昌		南城市大里字仲間 1024- 6
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191- 1
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

3 中間処理計画

施設名	那覇市し尿等下水道放流施設
所在地	沖縄県浦添市伊奈武瀬1丁目5番11号
面積	敷地面積：2,249 m ² 、建築面積：548 m ² 、延床面積 1,300 m ²
処理方式	前処理・固液分離・希釀下水道放流方式
処理能力	32kl/日（し尿・浄化槽汚泥：24kl、下水道清掃汚泥：8kl）

別紙1 許可業者一覧

1 ごみ

許可番号に続いて付されている「●・◆・★」は、それぞれ次の許可又は取扱いが可能であることを示している。

●印は草木の許可を受けていること。

◆印は食品残渣の許可を受けていること。

★印は特定家庭用機器の取扱いが可能であること。

個人 19 業者

許可番号	氏名	所在地	許可番号	氏名	所在地
5	祖平 愛也	那覇市具志3-32-26	26	玉城 正	南城市大里字大里807
7	大城 瞳子	那覇市港町2-2-3	28	兼濱 康喜	那覇市字国場 254-1
10	上原 直美	那覇市首里末吉町4-5-1	32●	伊良波 哲	宜野湾市愛知 2-6-23
11	上原 正和	那覇市具志3-12-3	35	伊佐 真亜	那覇市首里石嶺町4-365-2
16	伊野波 盛俊	那覇市真嘉比 2-29-10	37	上原 民智	那覇市首里石嶺町2-52
17	大城 尋光	浦添市宮城 6-10-5	43	棚原 敏彦	豊見城市字座安301
18	瑞慶覽 克明	浦添市字経塚 176-4	55	普天間 里恵子	南城市大里字高平722-5
19★	松原 秀明	那覇市字松川 524-1	64	福里 清	那覇市首里石嶺町2-65
23	城間 美佐江	那覇市松島 1-9-21	65	金城 隆幸	浦添市伊祖 3-9-17
25	平良 義勝	西原町字池田 371-22			

法人 33 社

許可番号	会社名	代表者名	所在地
1●	(有)宮國清掃	宮國 勝博	浦添市字前田 862-212

2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稻嶺 1450
3★	(株)ゆい清掃	友利 清子	那霸市首里末吉町 3-120-30
6●	(株)クリーンアップ福	仲眞 典子	那霸市首里大名町 2-91
8●★	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良 28
9	(株)首里クリーンサービス	佐久川 政則	那霸市首里山川町 2-107
20	(株)栗國清掃	栗國 恒男	浦添市字経塚 811-60
21	(株)廣	根間 良明	浦添市伊祖 1-22-3
22●	(株)タマキクリーン	仲村 孝枝	南城市大里字高平 131-18
24	(株)SUNクリーン	金城 通夫	那霸市首里石嶺町 4-411
27	(同)花城クリーン	花城 利彦	那霸市古波藏 2-18-3
31●★	(有)三友	金城 和良	那霸市樋川 2-16-9
33●	(有)那霸相互清掃	梅本 祐司	那霸市字国場 1171-1
34●★	(有)丸友産業	友利 俊雄	那霸市字仲井真 321-4
39	(株)令和環境	宮城 みゆき	南城市大里字大里 1770-1
40	(株)大輪産業	根間 大輔	那霸市古島 1-7-31
47	(株)沖縄ちゅらコネクト	新里 靖美	南城市大里字大里 1624
48	(同)明進環境整美	大城 勝	南城市大里字仲間 7-23
49●	(株)タイホウエコクリーン	根間 正明	那霸市真嘉比 2-20-2
50●★	(株)共栄環境	下田 美智代	南風原町字大名 107-1
51	(株)カワカミ	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
53●	(株)吉浜クリーン開発	吉浜 克之	那霸市松川 2-11-15
54	(同)エコライフ	前門 清人	那霸市松川 1-12-27
56●★	吉浜エコサービス(株)	垣花 秀樹	豊見城市与根 210-4
58	(有)那霸環境サービス	伊計 盛領	那霸市泊 3-1-17
59●◆★	(株)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那霸市字鏡水 150
60	(同)ヒロケン	上田 長廣	浦添市字大平 374
61●★	(株)やすもと	安元 良美	浦添市字経塚 811-51
62●★	(株)タイラ産業	平良 夏毅	豊見城市字金良 12
63●	(株)光環境サービス	銘苅 茂光	南城市大里字古堅 1011-3
66	(有)都市清掃社	石川 吉雄	那霸市首里石嶺町 2-167-12

67	資協和	照喜名 悟	那霸市長田 1-15-18
68●	友平衛生社(有)	友利 久雄	豊見城市字金良 99-4

2 品目限定許可

(1) 自衛隊基地から排出される草木 1社

許可番号	会社名	代表者名	所在地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那霸市字仲井真 205-3

(2) 自衛隊基地及び事業者から排出される草木 5社

許可番号	会社名 又は 氏名	代表者名	所在地
109	(株)グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根 489-2
110	(株)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安 558-8
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
114	(株)美玉開発	照屋 一盛	那霸市字仲井真 356-1
115	(有)沖縄クリーン工業	前田 裕樹	那霸市久茂地 3-29-41

(3) 食品残渣 個人1業者、法人6社

許可番号	会社名 又は 氏名	代表者名	所在地
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
121	(株)グリーンエイト	諸見里 純子	八重瀬町字具志頭 1364
122	(資)オキスイ	宮城 建太	沖縄市知花 6-23-7
124	仲本 賢正		中城村字奥間 971-3
126	(有)あらぐさ	前田 亘	八重瀬町字宣次 218-1
128	(有)沖縄化製工業	岸本 勇	南城市大里字大城 1927
129	(有)東産業	東恩納 政人	八重瀬町字新城 881

(4) 廃スプリング入り製品 1社

許可番号	会社名	代表者名	所在地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那霸市字仲井真 205-3

那覇市告示第29号
令和2年4月1日
掲示済

那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する

那覇市長 城間幹子

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市歴史博物館観覧料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市松尾1丁目1番2号 |
| 3 受託者の名称 | 株式会社流通アシスト
代表取締役 小橋川恭史 |
| 4 委託期間 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 |

那覇市告示第30号
令和2年4月1日
掲示済

那覇市収納事務委託について

地方自治法施行令第158条第2項及び第158条の2第6項並びに那覇市会計規則第34条第2項及び第34条の2第2項の規定により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城間幹子

- 1 委託事務 那覇市コンビニエンスストア収納事務委託
- 2 対象費目 市・県民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料
- 3 受託者の所在地及び名称
 - (1) 東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー22階
LINE Pay 株式会社
 - (2) 東京都千代田区紀尾井町1番3号
東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
PayPay 株式会社
- 4 委託契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

那覇市告示第31号
令和2年4月1日
掲示済

包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第252条の36第6項に基づき告示する。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成25年那覇市規則第55号）に基づき、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを那覇市企画財務部企画調整課で閲覧に供する。

那覇市長 城間幹子

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 令和2年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

- (1) 氏名 平良 卓也
(2) 住所

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法

精算払いとする。ただし、契約の相手側から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払いをするものとする。

5 閲覧期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日(那覇市の休日を定める条例
(平成3年那覇市条例第33号)第1条に規定する休日以外の日の午
前8時30分～午後5時15分までとする)

6 閲覧申請 資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面申請書を
市長に申請するものとする。

那覇市告示第32号

令和2年4月1日

掲示済

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法施行令第158条第1項及び第2項並びに那覇市会計規則第34条第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城間幹子

徴収員氏名	住 所	委 託 期 間
下地 克枝		自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

那霸市告示第33号
令和2年4月1日
掲示済

那霸市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法施行令第158条第1項及び第2項並びに那霸市会計規則第34条第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那霸市長 城間幹子

委託業者	住 所	委託期間
株式会社 沖縄債権回収サービス 代表取締役社長 宮城 博	那霸市西1丁目19番7号	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

那霸市告示第34号
令和2年4月1日
掲示済

那霸市伝統工芸館体験料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那霸市会計規則第34条第2項により告示する

那霸市長 城間幹子

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那霸市伝統工芸館体験料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那霸市牧志3丁目3番1号 2階 |
| 3 受託者の名称 | 那霸市伝統工芸事業協同組合連合会
理事 上原 昭男 |
| 4 委託期間 | 令和2年4月1日から令和2年9月30日まで |

那覇市告示第35号
令和2年4月1日
掲示済

明治橋貸切バス待機場利用料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する

那覇市長 城間幹子

- 1 委託事務の名称 明治橋貸切バス待機場利用料収納事務委託
2 受託者の住所 沖縄市室川2-8-13 平良AP103号
3 受託者の名称 株式会社琉球人材派遣センター
代表取締役 松田滋
4 委託期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
-

那覇市告示第36号
令和2年4月1日
掲示済

那覇市玉陵観覧料等の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 城間幹子

-
- 1 委託事務の名称 那覇市玉陵における観覧料、絵葉書・ガイドブック・那覇市の文化財・歴史散歩マップ・んかしばなし代金の徴収事務
- 2 受託者の住所 那覇市山川町2丁目61番地17
- 3 受託者の名称 末吉園株式会社
代表取締役 普天間 直利
- 4 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
-

那覇市告示第37号
令和2年4月1日
掲示済

那覇市識名園観覧料等の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 城間幹子

-
- 1 委託事務の名称 那覇市識名園における観覧料、絵葉書・ガイドブック・那覇市の文化財・歴史散歩マップ・んかしばなし代金の徴収事務
- 2 受託者の住所 那覇市識名3丁目19番6号
- 3 受託者の名称 有限会社 グリーンアルファ
代表取締役 國吉 明
- 4 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

那覇市告示第38号
令和2年4月1日
掲示済

那覇市文化施設（玉陵・識名園・那覇市歴史博物館・那覇市立壺屋焼物博物館）の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 城間幹子

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市文化施設（玉陵・識名園・那覇市歴史博物館・那覇市立壺屋焼物博物館）における観光券入園者にかかる観覧料徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市牧志3丁目2番10号 てんぶす那覇3階 |
| 3 受託者の名称 | 一般社団法人那覇市観光協会 会長 佐久本 武 |
| 4 委託期間 | 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで |

那覇市告示第41号
令和2年4月1日
掲示済

那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の私人への委託について

地方自治法施行令第158条第1項の規定により収納の事務を委託したので、同条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項の規定により次のとおり告示します。

那覇市長 城間幹子

1 件名 母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務

2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス
所在地 那霸市西1丁目19番7号 フェアービル
代表者 代表取締役社長 宮城 博

3 委託期間 令和2年4月1日から1年間

那霸市告示第43号
令和2年4月1日
掲示済

固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により、令和2年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を令和2年3月31日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那霸市長 城間幹子

那霸市告示第54号
令和2年4月2日
掲示済

市町村事務の委託について

みだしのことについて、介護保険法第24条の2第5項及び介護保険法施行規則第34条の6第1項に基づき次のとおり告示する。

那霸市長 城間幹子

1. 委託する市町村事務受託法人

名称：特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
代表者：理事長 堀川 美智子
所在地：沖縄県那霸市西2丁目4番3号 クレスト西205

2. 委託する期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 3. 委託する市町村事務の内容
介護保険法第24条の2第1項第1号に規定する事務
(照会等事務)
 4. 居宅サービス等の提供の有無
無し
-

那覇市告示第59号
令和2年4月15日

那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について

地方自治法施行令第158条第2項にもとづき次のとおり委託したので、那覇市会計規則第34条の2第2項により告示する。

那覇市長 城間幹子

- 1 件 名 那覇市公設市場使用料等集金代行業務委託
- 2 委託業者 那覇市西1丁目19番7号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 宮城 博
- 3 委託期間 自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

那覇市告示第60号
令和2年4月15日

保育所保育料等の集金代行業務委託について

地方自治法施行令第158条第1項及び子ども・子育て支援法附則第6条第5項並びに那覇市会計規則第34条第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城間幹子

委託期間 自令和2年4月1日
至令和3年3月31日

相手方 那覇市西1丁目19番7号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 宮城 博

公 告

那覇市公告第713号
令和2年3月30日
掲示済

那覇市ともかぜ振興会館備品購入に係る制限付一般競争入札の実施について
(公告)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城間幹子

1 入札に付する事項

- (1) 件名 那覇市ともかぜ振興会館備品（舞台関係）の購入
- (2) 納入期限 令和2年7月31日（金）
- (3) 履行場所 那覇市ともかぜ振興会館（那覇市金城3丁目5番地の3）
- (4) 履行内容 別紙「那覇市ともかぜ振興会館備品購入（舞台関係）仕様書」のとおり
- (5) 予定価格 非公開

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができません。

- (1) 本市法制契約課長が作成する令和元年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 本市内に本店、支店、営業所のいずれかを有すること。
- (3) 施行令第167条の4第1項各号の規定する者に該当しないこと。
- (4) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (7) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 総務部平和交流・男女参画課

4 質問疑義照会書

- (1) 質問期限 令和2年4月3日（金）午後4時
- (2) 「質問疑義照会書」（様式1）を電子メールで下記のアドレス宛てに提出
- (3) 那覇市役所 総務部 平和交流・男女参画課
E-mail : S-HEIDAN001@city.naha.lg.jp
- (4) 回答 令和2年4月6日（月）に那覇市ホームページの公示している場所に回答を掲示します。

5 入札説明会

入札説明会は実施しません。

6 入札参加申し込み

- (1) 入札参加申し込み期限 令和2年4月7日（火）午後5時
- (2) 提出書類
 - ・入札参加申込書（様式2）

(3) 提出先 総務部平和交流・男女参画課

7 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和2年4月10日(金)午前10時

(2) 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所5階(501会議室)

8 入札時提出書類

(1) 入札書(様式3)

(2) 代理人が入札する場合は委任状(様式4)

9 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除。

10 入札の無効に関する事項

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 その他

(1) 那覇市に提出された書類は返却しません。

12 お問い合わせ

那覇市総務部平和交流・男女参画課:大城、泉

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-861-6906(直通) FAX 098-861-4092

那覇市公告第4号
令和2年4月1日
掲示済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和31年法律第79号)2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第9条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市都市みらい部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 城間幹子

記

- 1 公園の名称 虎瀬公園
公園の位置 那覇市首里赤平町2丁目地内
供用開始の期日 令和2年3月31日
公園の区域 別紙位置図のとおり
- 2 公園の名称 新都心公園
公園の位置 那覇市銘苅2丁目地内
供用開始の期日 令和2年3月31日
公園の区域 別紙位置図のとおり
- 3 公園の名称 希望ヶ丘公園
公園の位置 那覇市牧志3丁目地内
供用開始の期日 令和2年3月31日
公園の区域 別紙位置図のとおり

位置図



詳細図



位置図



詳細図



位置図



詳細図



那覇市公告第7号
令和2年4月3日
掲示済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城間幹子

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・5・20号一銀線

2 施行者の名称 那覇市

3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
- (2) 期間 令和2年4月3日～令和6年3月31日

那覇市公告第22号
令和2年4月15日

那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の再実施について（長期継続契約）

令和2年3月19日に実施した本件入札については、本市の入札の執行手続きにおいて瑕疵があったため無効とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を再実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城間幹子

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託
- (2) 履行場所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のいずれにも該当すること
 - (ア)建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第7号の登録があり、かつ第2号または第8号の登録があること。
 - (イ)那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。
- (3) 営業実績が2年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後2年を経過していること。
- (12) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の提出場所

那覇市総務部管財課

(那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階)

4 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 令和2年4月15日(水)～令和2年4月21日(火)

午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く)

(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和2年4月15日(水)～令和2年4月21日(火)

質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 令和2年4月24日(金)

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所

日 時 令和2年4月27日(月)

午前11時00分受付開始 午前11時10分入札開始

場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎6階601会議室

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

7 入札時提出書類

(1) 入札書(市様式)

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)

8 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項の規定に基づく場合は免除することができる。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

10 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

(1) 入札資格審査申請書

(2) 業務実績表(市様式)

(3) 商業登記簿

- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関する旨の誓約書(市様式)
- (10) その他市長が必要と認める書類

11 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

12 郵送による入札は認めない。

13 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

14 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号(5階)
電話 098-862-9904 FAX 098-862-9352

消防局訓令

那覇市消防局訓令第10号
令和2年3月25日
公表済

那覇市火災予防規程を次のように定める。

那覇市消防局
局長 島袋弘樹

那覇市火災予防規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。)、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。)及び那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(防火管理者の選任又は解任届出)

第2条 省令第3条の2第1項に規定する防火管理者の選任又は解任の届出書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印(那覇市消防同意等事務処理規程(令和2年4月1日消防訓令第6号)別表分類(2)に規定する届出済印をいう。以下同じ。)を押印し届出者に返付するものとする。

(消防計画の届出)

第3条 省令第3条第1項に規定する消防計画の届出書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(統括防火管理者の選任又は解任届出)

第4条 省令第4条の2第1項に規定する統括防火管理者の選任又は解任の届出書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出)

第5条 省令第4条第1項に規定する防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(消火訓練及び避難訓練の通報)

第6条 省令第3条第11項に規定する消火訓練及び避難訓練の事前通報は、消火・避難訓練通知書(第1号様式)により、消防局長又は消防署長に行なわなければならぬ。ただし、やむを得ない場合に限り、FAX等によることができる。

2 防火管理者は、消防計画に基づく消火、通報及び避難等の総合訓練を年1回以上実施しなければならない。

(防火対象物の点検結果の報告)

第7条 省令第4条の2の4第3項に規定する点検の結果についての報告書は、これに条例事項に関する点検票(第2号様式)を添付して、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 前項の報告書を受理したときは、OAシステムに必要事項を入力するものとする。

(防火対象物の点検に関する特例の認定)

第8条 省令第4条の2の8第2項に規定する防火対象物点検報告特例認定申請書は、消防局長に2部提出しなければならない。

2 前項の申請書を受理したときは、OAシステムに必要事項を入力するものとする。

3 省令第4条の2の8第5項及び第6項の規定による通知は、防火対象物点検の特例(認定・不認定)通知書(第3号様式)により行うものとする。

(管理権原者の変更の届出)

第9条 省令第4条の2の8第7項に規定する管理権原者変更届出書は、消防局長に2部提出しなければならない。

2 消防局長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(自衛消防組織の届出)

第10条 省令第4条の2の15第2項の自衛消防組織の設置又は変更の届出書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(防火管理等の講習等)

第11条 防火管理等の講習に係る諸手続きは、防火管理等の講習に関する実施要綱(平成25年那覇市消防局訓令第1号)に基づき、行うものとする。

(圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出)

第12条 府令第1条の5に規定する圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書は、当該貯蔵又は取扱いを始める日の7日前までに、消防署長に2部提出しなければならない。

2 消防署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(総合操作盤を設けなければならない防火対象物の指定)

第13条 省令第12条第1項第8号ハの規定により消防局長が指定する防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。

(1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる対象物で、次のいずれかに該当するもの

ア 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上上のもの

イ 地階を除く階数が5以上10以下であり、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、次のいずれにも該当するもの

ア 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上上のもの

イ 次のいずれかに該当する防火対象物

(ア) 令第12条第1項又は条例第38条第1項の規定により、スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物(防火対象物の部分についてスプリンクラー設備を設置しなければならない当該防火対象物を含む。)

(イ) 令第13条第1項又は条例第39条第1項の規定により、消火設備(水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいい、これらの設備であって移動式のものを除く。以下同じ。)を設置しなければならない防火対象物(防火対象物の部分について消火設備を設置しなければならない当該防火対象物を含む。)

2 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上の防火対象物で、前号イに該当するもの

3 1から3までに掲げる防火対象物のうち次のいずれかに該当する場合は、総合操作盤を設置しないことができる。

- (1) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)第2条第1号に該当する防火対象物
- (2) 防火対象物の利用、管理等の状況及び消防用設備等の設置状況から集中監視する必要がないと認められる防火対象物
(連結送水管の放水用器具の設置を要しない建築物)

第14条 省令第30条の4第2項の規定により放水用器具を免除できる建築物として消防局長が認める建築物は、放水口の設置されている階に非常用エレベーター(エレベーターの付室と階段室の付室が兼用するものに限る。)が着床する建築物とする。

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定)

第15条 令第35条第1項第3号の規定により消防局長が指定する防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。

- (1) 令別表第1(5)項口、(13)項口、(16)項口((5)項口を含むものに限る。)、(17)項及び(18)項(道路の全面を覆うものに限る。)に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項、(12)項、(13)項イ及び(14)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が500平方メートル以上のもの
- (3) 令別表第1(11)項、(15)項及び(16)項口((5)項口を含むものに除く。)に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

(消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士等に点検をさせなければならないならない防火対象物の指定)

第16条 令第36条第2項第2号の規定により消防局長が指定する防火対象物は、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものとする。

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告)

第17条 省令第31条の6第3項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検

結果についての報告書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 前項の報告書を受理したときは、OAシステムに必要事項を入力するものとする。

(建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の提出)

第18条 省令第51条の11の2において読み替えて準用する省令第4条第1項に規定する建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 前項の届出を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(防災管理者の選任又は解任届出)

第19条 省令第51条の9において準用する省令第3条の2第1項に規定する防災管理者の選任又は解任の届出書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(統括防災管理者の選任又は解任届出)

第20条 省令第51条の11の3において準用する省令第4条の2第1項に規定する統括防災管理者の選任又は解任の届出書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(防災管理に係る避難訓練の通報)

第21条 省令第51条の8第4項において準用する省令第3条第11項に規定する避難訓練の事前通報は、防災避難訓練通知書(第4号様式)により、消防局長又は消防署長に行わなければならない。ただし、やむを得ない場合に限り、FAX等の利用によることができる。

(防災管理に係る消防計画の作成又は変更の届出)

第22条 省令第51条の8第1項に規定する消防計画の作成又は変更の届出書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(防災管理の点検結果の報告)

第23条 省令第51条の12第2項において準用する省令第4条の2の4第3項に規定する点検の結果についての報告書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 前項の報告書を受理したときは、OAシステムに必要事項を入力するものとする。

(防災管理の点検に関する特例の認定)

第24条 省令第51条の16第2項において読み替えて準用する省令第4条の2の8第2項に規定する防災管理点検報告特例認定申請書は、消防局長に2部提出しなければならない。

2 消防局長は、前項の申請書を受理したときは、OAシステムに必要事項を入力するものとする。

3 省令第51条の16第2項において準用する省令第4条の2の8第5項及び第6項の規定による通知は、防災管理点検の特例(認定・不認定)通知書(第5号様式)により行うものとする。

(防災管理の点検に係る管理権原者の変更の届出)

第25条 省令第51条の16第2項において読み替えて準用する省令第4条の2の8第7項に規定する管理権原者変更届出書は、消防局長又は消防署長に2部提出しなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

第26条 条例第3条第2項第3号(条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものは、次に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1) 液体燃料を使用する設備

ア 財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラーアンバーチャー整備士免許を有する者(条例第4条第2項、第8条及び第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。)

(2) 電気を熱源とする設備

ア 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気主任技術者の資格を有する者
イ 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に基づく電気工事士の資格を有する者

2 条例第11条第1項第9号(条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものは、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
- (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
- (3) 社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者(条例第12条第2項及び第3項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。)
- (4) 社団法人日本蓄電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者(条例第13条第2項及び第4項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。)
- (5) 社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者(条例第14条第2項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。)

3 条例第18条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものは、第1項第1号アに定める者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。
(避雷設備に係る日本産業規格の指定)

第27条 条例第16条第1項の規定により消防局長が指定する日本産業規格は、「JISA 4201(建築物等の雷保護)」とする。

(喫煙等の禁止場所の指定)

第28条 条例第23条第1項の規定により消防局長が指定する場所は、令第1条の2第3項に掲げる防火対象物(令別表第1(17)項に掲げる防火対象物にあっては収容人員が50人未満のものを含む。)のうち次の各号に掲げるものとする。

(1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んではならない場所

ア 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の舞台及び客席(喫煙にあっては、屋外の客席で床が不燃材料で造られた部分を除く。)

イ 公会堂又は集会場の舞台及び客席(喫煙にあっては、喫煙設備がある客席を除く。)

ウ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)で延べ面積が1,000平方メートル以上のものの売場、展示部分その他の公衆の出入りする部分(喫煙にあっては、食堂の部分及び顧客のために火災予防上安全な喫煙設備を設けた部分を除く。)

エ キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、飲食店、旅館又はホテルに設けられた舞台

オ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分

カ 営業用の屋内駐車場で収容台数が10台以上のもの(喫煙にあっては、駐車の用に供しない部分で喫煙設備を設けた部分を、危険物品にあっては、駐車の用に供しない部分を除く。)

キ 地下街の売場、展示部分その他公衆の出入りする部分(喫煙にあっては、飲食店及び顧客のために火災予防上安全な喫煙設備を設けた部分を除く。)

ク 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定により重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲(当該場所において行われる伝統行事、宗教的行事及び生活に必要な行為にあっては、この限りでない。)

(2) 危険物品を持ち込んではならない場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下「劇場等」という。)の公衆の出入りする部分(前号ア及びイに掲げる場所を除く。)

イ キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの又は飲食店で、公衆

の出入りする部分

ウ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)

2 前項各号に掲げる場所(以下「指定場所」という。)に該当しない防火対象物で、臨時に指定場所と類似の用途に使用されるものについては、当該用途に使用される期間に限り、指定場所とみなして前項の規定を適用する。

(客席に関する基準の特例の承認)

第29条 条例第47条の規定により、劇場等の客席を条例第45条及び第46条に規定する基準によらず、次の各号に掲げる方法等により使用又は設置しようとするときは、当該防火対象物の関係者は、あらかじめ消防局長又は消防署長の承認を得なければならない。

(1) 床に固定されないいす(以下「補助いす」という。)を使用しようとするとき

(2) 条例第45条第2号から第5号まで、又は第46条第2号から第4号までの基準によらず、劇場等の客席を設置しようとするとき

2 前項の承認を得ようとするときは、劇場等を使用しようとする日の7日前まで、次の各号に掲げる申請書を2部提出しなければならない。

(1) 前項第1号に係る申請 補助いす使用承認申請書(第6号様式)

(2) 前項第2号に係る申請 劇場等の客席に関する基準の特例適用申請(第7号様式)

3 前項各号の申請について承認したときは、その1部に承認済印(那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年9月11日那覇市規則第53号)に規定する第15号様式)を押印し申請者に返付するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、劇場等の形態等により補助いすを常時使用する場合は、1年に1回、同項第1号の申請を行うことをもって足りるものとする。この場合において、消防局長又は消防署長は、当該申請の内容が条例第45号第2号から第5号まで、又は第46条第2号から第5号までの基準に準ずることを確認し、承認を行わなければならない。

(指定催しの指定の要件)

第30条 条例第56条の2第1項に規定する消防局長が定める要件は、次の各号いづれ

にも該当する催しであるものとする。

- (1) 主催する者が出店を認める露店等の数が50店舗を超える屋外催しとして計画されているもの
 - (2) 開催する場所が、奥武山運動公園内又は那覇新港内で行われる催しであるもの
- (洞道等の指定)

第31条 条例第60条第1項の規定により消防局長が指定する洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(以下「洞道等」という。)は、通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のため通常、人が出入りすることのできるもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通信ケーブル等の敷設を目的として設置された洞道その他これに類する地下の工作物(以下「地下の工作物」という。)のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 洞長が50メートル以上の地下の工作物
 - イ 共同溝(共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。)と接続する地下の工作物
- (2) 通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝
- (3) 前2号の地下の工作物又は共同溝の維持管理を目的として設置されたずい道
- (4) 前各号に掲げるもののほか、消防局長が必要と認める洞道等
(核燃料物質等の指定)

第32条 条例第61条第1項の規定により、消防長が指定するものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 核燃料物質
原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2項に規定する核燃料物質で、次の表の左欄に掲げる種類に応じ当該右欄に定める数量を超えるもの

種類	数量
ア ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物	ウランの量 300グラム
イ ウラン235のウラン238に対する比率が天然	ウランの量 300グラム

	の混合比率に達しないウラン及びその他化合物	
ウ	前ア又はイの物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量300グラム
エ	トリウム及びその化合物	トリウムの量900グラム
オ	前エの物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量900グラム
カ	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率を超えるウラン及びその化合物	すべてのもの
キ	プルトニウム及びその化合物	すべてのもの
ク	ウラン233及びその化合物	すべてのもの
ケ	カ、キ及びクの物質の1又は2以上を含む物質	すべてのもの

(2) 放射性同位元素

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項に規定する放射性同位元素及び放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和36年厚生省令第4号)第1条第1項に規定する放射性医薬品で、次の表の左欄に掲げる種類に応じ当該右欄に掲げる数量以上のもの(種類が2以上のものについては、それぞれの種類に応じた数量に対する割合の和が1以上となるもの。)で濃度74ベクレル毎グラム以上のもの

種類	数量
ストロンチウム90及びアルファ線を放出するもの	3.7キロベクレル
物理的半減期が30日を超える放射線を放出するもの(トリチウム、ベリリウム7、炭素14、硫黄35、鉄55、鉄59及びストロンチウム90並びにアルファ線を放出するものを除く。)	37キロベクレル
物理的半減期が30日以下の放射線を放出するもの(フッ素18、クロム51、ゲルマニウム71及びタリウム201並びにアルファ線を放出するものを除く。)	370キロベクレル

硫黄35、鉄55又は鉄59	
トリチウム、ベリリウム7、炭素14、フッ素18、クロム51、ゲルマニウム71又はタリウム201	3.7メガベクレル

(3) 毒物

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物(消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の10第1項第5号及び第6号に規定するものを除く。)で、次に掲げる数量以上のもの

- ア 毒物については、30キログラム
- イ 劇物については、200キログラム

(4) 火薬類

火薬取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定する火薬類で、次の表の左欄に掲げる種類に応じ当該右欄に定める数量以上のもの

種類	数量
火薬	5キログラム
爆薬	すべてのもの
火工品	工業雷管及び電気雷管
	信管及び火管
	導爆線
	鉱さい破碎器及び爆発せん孔器
	爆発びよう
	油井用火工品
	鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品
	導火線
	電気導火線
	銃用雷管
実包及び空包(建設用びよう打ち銃用空包を除く。)	800個

薬液注入用薬包	200個
建設用びょう打ち銃用空包	2,000個
コンクリート破碎器	1,000個
ロープ発射用ロケット	10個
信号雷管	25個
信号焰管及び信号火せん	5キログラム
煙火(がん具煙火を除く。)	5キログラム
がん具煙火(クラッカーボールを除く。)	25キログラム
ロープ発射用ロケット	10個
信号雷管	25個
信号焰管及び信号火せん	5キログラム
煙火(がん具煙火を除く。)	5キログラム
がん具煙火(クラッカーボールを除く。)	25キログラム
がん具煙火に該当するクラッカーボール	5キログラム
その他の火工品(火薬を装てんしていない銃用 雷管付薬きょうを除く。)	5キログラム

(5) 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定する高圧ガスのうち、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、温度零度、ゲージ圧力零パスカルの状態に換算した数量(同表ア及びウに掲げるもののうち、液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは、液化ガス10キログラムをもって容積1立方メートルとみなす。)が、当該右欄に定める数量以上のもの

種類	数量
ア メタン、エタン等可燃性ガス(一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1項第1号に定めるもの。ただし、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の10第1項第1号及び第3号に規定する物質を除く。)	30立方メートル
イ 亜硫酸ガス、一酸化炭素等毒性ガス(一般高圧ガ	2立方メートル

	ス保安規則第2条第1項第2号に定めるもの。)	
ウ	酸素、窒素等その他のガス(消火設備に使用されている消火薬剤を除く。)	50立方メートル

(委任)

第33条 法律又はこれに基づく命令及び条例の規定に定めがあるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

消防・避難訓練通知書

		年　月　日	
那覇市消防局長　宛 (消防署長)			
防火管理者 氏　　名			
防火対象物名			
所在　地	(連絡先　　)		
訓練　日　時	年　月　日	訓練責任者	
	時　分～時　分	参加人員	人
訓練　種　別	<input type="checkbox"/> 総合訓練(消火、通報及び避難誘導訓練を連携して行う場合)		
	<input type="checkbox"/> 部分訓練(<input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難誘導訓練)		
使用　器　材			
訓練　概　要			
そ　の　他 特　記　事　項			
※受付欄	※経過欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

- 2 訓練種別の欄は、総合訓練又は部分訓練のいずれかに該当する項目の□にレ点を記入し、部分訓練を選んだ場合は、さらに、実施する訓練のいずれかの項目の□にレ点を記入してください。
- 3 法第36条において読み替えて準用する法第8条に基づく避難訓練を実施する場合は、第4号様式をあわせて提出してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式(第7条関係)

条例事項に関する点検票

(その6)

点 檢 項 目		点 檢 結 果		状況及び措置内容
		判 定	不 備 内 容	
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等	設 備 の 位 置	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
	火を使用する器具等	設 備 の 管 理	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
	火の使用に関する制限等	器 具 の 取 扱 い	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
	火の使用に関する制限等	喫 煙 等 の 制 限	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
		がん具用煙火の制限	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
備 考				

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

- 2 判定の欄は、適正な場合には「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入とともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その7)

点検項目			点検結果		状況及び措置内容	
			判定	不備内容		
少 量 危 険 物 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	貯蔵又は取扱い数量		<input type="checkbox"/> 適			
			<input type="checkbox"/> 否			
	火気の使用制限		<input type="checkbox"/> 適			
			<input type="checkbox"/> 否			
	漏れ・あふれ又は 飛散の防止		<input type="checkbox"/> 適			
			<input type="checkbox"/> 否			
	容器		<input type="checkbox"/> 適			
			<input type="checkbox"/> 否			
	計器類に関する監視		<input type="checkbox"/> 適			
			<input type="checkbox"/> 否			
	タンク本体		<input type="checkbox"/> 適			
			<input type="checkbox"/> 否			
	配管		<input type="checkbox"/> 適			
			<input type="checkbox"/> 否			
備考						

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

- 2 判定の欄は、適正な場合には「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入とともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その8)

点検項目			点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容		
指定可燃物等の貯蔵及び取扱い	可燃性液体類等	火気の使用制限	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		漏れ・あふれ又は飛散の防止	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	計器類に関する監視	容器	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		タンク本体	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	配管	火気の使用制限	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		集積単位	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
備考					

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

- 2 判定の欄は、適正な場合には「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入とともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

第3号様式(第8条関係)

防火対象物点検の特例(認定・不認定)通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長 印

消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、(認定する・認定しない)ことを決定したので通知します。提起することができます。

<教示>

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那覇市長(消防局長)に対して審査請求をることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
認定の効力が生じる日	年 月 日	
認定しない理由		
特記事項		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合はその理由を記載すること。

第4号様式(第21条関係)

防災避難訓練通知書

		年　月　日	
那覇市消防局長　宛 (消防署長)			
防災管理者 氏　名			
防火対象物名			
所在　地	(連絡先　　)		
訓練　日　時	年　月　日	訓練責任者	
	時　分～時　分	参加人員	人
訓練種別	<input type="checkbox"/> 避難訓練 <input type="checkbox"/> その他の防災訓練 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">□ 救出・救護</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">□ 消火</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">□ 情報収集等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">□ その他(　　)</div> </div>		
使用器材			
訓練概要			
その他 特記事項			
※受付欄	※経過欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

- 2 訓練種別の欄は、避難訓練又はその他の防災訓練のいずれか該当する項目の□にレ点を記入し、
その他の防災訓練を選んだ場合は、さらに、いずれか該当する項目の□にレ点を記入してください。
- 3 消防法第8条に基づく消火・避難の訓練を実施する場合は、第1号様式をあわせて提出してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

第5号様式(第24条関係)

防災管理点検の特例(認定・不認定)通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長 印

消防法第36条において読み替えて準用する消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年
月 日付けで申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、(認定する・認定しない)
ことを決定したので通知します。

<教示>

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
認定の効力が生じる日	年 月 日	
認定しない理由		
特記事項		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合はその理由を記載すること。

第6号様式(第29条関係)

補助いす使用承認申請書

年 月 日					
那覇市消防局長 宛 (消防署長)					
申 請 者 住 所 (連絡先) 氏 名 印					
使 用 場 所 所在地名称					
興 業 種 目			主 催 者 名称、氏名	(連絡先)	
開 催 期 間	年 月 日～ 年 月 日 () 日間 自 時 分 至 時 分				
収 容 人 員	定 員		補 助 いす		合 計
理 由					
入 場 整 理 状 況	入場券(当日券、前売券、整理券) 座席指定、追込み、整理券 その他()			補 助 いす 構 造 概 要	
非 常 口 数	正 面	側 面	後 部	防 火 管 理 者 名	@
	出入口	右	右		
そ の 他 特 記 事 項					
※ 摘要				※ 経過欄	
				※ 受付欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 補助いすの配置図を添付してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

第7号様式(第29条関係)

劇場等の客席に関する基準の特例適用申請書

		年　月　日			
<p>那覇市消防局長　宛 (消防署長)</p> <p>申　請　者 住　所 氏　名　　　　　印 (連絡先　　)</p>					
那覇市火災予防条例第47条の規定に基づく特例の適用を申請します。					
防 火 対 象 物	所在地				
	名　称				
	用　途				
	構　造	耐　火　・　準耐火　・　その　他			
	規　模	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
		階　数	地下　階	地上　階	
申請事項 及び 理由 等					
※開催期間	年　月　日～年　月　日()　日間　自　時　分 至　時　分				
※受付欄		※経過欄			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 防火対象物の案内図、配置図、各階平面図等の関係図書を添付してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

那霸市消防局訓令第11号
令和2年3月31日
公示表済

那霸市消防局予防事務取扱規程の廃止を次のように定める。

那霸市消防局
局長 島袋弘樹

那霸市消防局予防事務取扱規程を廃止する訓令

那霸市消防局予防事務取扱規程(平成27年消防局訓令第5号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

消防局告示

那霸市消防局告示第3号
令和2年3月23日
掲示済

消防法第17条第4第3項の規定に基づき、次のように公示する。

那霸市中央消防署長

公示書

防火対象物の所在地	那霸市松尾一丁目10番10号
防火対象物の名称	民宿よねや
命令を受けた者の氏名	又吉 潔

上記防火対象物は、消防法第17条第1項に違反しているので、消防法第17条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

記

1 命令事項

- (1) 令和2年6月30日までに、1階及び2階に自動火災報知設備を設置すること。
- (2) 令和2年6月30日までに、現在設置されている消防用設備等の点検を実施し中央消防署長に報告すること。

2 命令年月日

令和2年3月23日

上下水道局規程

那霸市上下水道局規程第3号
令和2年3月31日
公 布 濟

那霸市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局行政財産使用料規程(平成11年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第2条 那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収する。ただし、<u>使用の期間が1月を超える場合において管理者が必要と認めるときは、分割して徴収することができる。</u></p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第2条 那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、<u>納付すべき期限を別に指定して徴収することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、使用の期間が1月を超える場合において管理者が必要と認めるときは、使用料を分割して徴収することができる。</u></p>
<p>(使用料の額)</p> <p>第3条 行政財産の使用料の年額は、次に定める基準に従い管理者が定める。</p> <p>(1) 土地</p> <p>ア 使用許可の期間が1月以上の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×<u>0.05×0.3</u></p> <p>イ 使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×<u>0.05×0.3</u> ×1.1</p> <p>(2) 建物 (当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1+当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア 使用許可の期間が1月以上の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×<u>0.03×0.6</u> 1</p> <p>イ 使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×<u>0.03×0.6</u> 1×1.1</p> <p>(2) 建物 (当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1+当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×</p>

<u>$0.05 \times 0.3) \times 1.1$</u> (3) [略] 2 管理者は、前項各号及び次条によることが不適當と認めるときは、使用料の額を別に定めることがある。 3~5 [略]	<u>$0.03 \times 0.61) \times 1.1$</u> (3) [略] 2 管理者は、前項各号及び次条によることが不適當と認めるときは、使用料の額を別に定めることができる。 3~5 [略]
--	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の那霸市上下水道局行政財産使用料規程の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

那霸市上下水道局規程第4号
令和2年3月31日
公 布 濟

那霸市上下水道局組織機構の改正に伴う関係規程の整理等に関する規程をここに公布する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局組織機構の改正に伴う関係規程の整理等に関する規程

(那覇市上下水道局分課規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第2条 局に次の部、課、課内室及び係を置く。	第2条 [略]
上下水道部	上下水道部
[略]	[略]
<u>計量各戸検針係</u>	<u>計量係</u>
[略]	[略]
管理係	管理係
<u>図面管理係</u>	
漏水防止係	漏水防止係
[略]	[略]
機電係	機電係
水道工務課	水道工務課
[略]	[略]
<u>建設係</u>	<u>建設第一係</u>
	<u>建設第二係</u>
(事務分掌)	(事務分掌)
第6条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。	第6条 [略]
上下水道部	上下水道部
総務課	総務課
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
<u>(7) 車両の管理に関すること。</u>	<u>(7) 防災又は危機管理に関すること。</u>
<u>(8)～(20) [略]</u>	<u>(8) 車両の管理に関すること。</u>
[略]	<u>(9)～(21) [略]</u>
水道管理課	水道管理課
(1) [略]	(1) [略]
<u>(2) 管理図面の作成及び原図管理に</u>	

<p><u>関すること。</u></p> <p>(3) 漏水防止の計画及び実施に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>配水課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(2) 漏水防止の計画及び実施に関すること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>配水課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>水道施設の管理図面に関すること。</u></p> <p>[略]</p>
--	--

備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

(那覇市上下水道局会計規程の一部改正)

第2条 那覇市上下水道局会計規程(平成26年那覇市上下水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]

備考 前条の表備考1の規程は、この表による改正について準用する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条、第3条関係)

区分及び企業出納員		取扱事務	委任事務
[略]			
(2) 業務企業出納員	<u>総務課担当副参事</u> 管財係長 [略]	[略] [略]	
(3) 物品企業出納員	<u>総務課担当副参事</u> 管財係長 料金サービス課担当副参事 給水工事係長 [略]	[略] [略] [略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条、第3条関係)

区分及び企業出納員	取扱事務	委任事務
[略]		
(2) 業務企業出納員	総務課長 管財係長 [略]	[略]
(3) 物品企業出納員	総務課長 管財係長 料金サービス課担当副参事 計量係長 [略]	[略]

(那覇市水道給水条例施行規程の一部改正)

第3条 那覇市水道給水条例施行規程(平成10年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(水道使用者等の届出) 第13条 水道使用者等が条例第18条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により届け出なければならない。 (1)～(4) [略] (5) 連合専用給水装置の使用戸数に異動があったとき <u>連合栓世帯数異動届出書</u> (第12号様式) (6) [略] (料金等の減免の申請) 第23条 条例第32条に規定する料金等の減額又は免除は、水道料金等減免申請書(第14号様式)の提出をさせて <u>行なう</u> 。 <u>(必要な様式)</u> 第29条 <u>この規程の施行に必要な様式は、管理者が別に定める。</u> [第4号様式 別記] [第4号様式の2 別記] [第12号様式 別記] [第14号様式 別記]	(水道使用者等の届出) 第13条 [略] (1)～(4) [略] (5) 連合専用給水装置の使用戸数に異動があったとき <u>連合専用給水装置世帯数異動届出書</u> (第12号様式) (6) [略] (料金等の減免の申請) 第23条 条例第32条に規定する料金等の減額又は免除は、水道料金等減免申請書(第14号様式)の提出をさせて <u>行なう</u> 。 <u>(補則)</u> 第29条 <u>この規程に定めるものほか、必要な事項は、管理者が別に定める。</u> [第4号様式 別記] [第4号様式の2 別記] [第12号様式 別記] [第14号様式 別記]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部	

分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

3 様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。

[改正前 別記]

第4号様式(第9条関係)

(表)

[略]	[略]	[略]	計量各戸検 針係	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第4号様式(第9条関係)

(表)

[略]	[略]	[略]	計量係	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

[略]

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第4号様式の2(第9条関係)

(表)

[略]	[略]	計量各戸検針 係(各戸関係)	計量各戸検針 係(計量関係)	[略]
[略]	[略]	係長	担当	[略]
[略]	[略]			[略]

[略]

[略]

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第4号様式の2(第9条関係)

(表)

[略]	[略]	業務係			[略]
係長		主査	担当		

[略]

[略]

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第12号様式(第13条関係)

連合栓世帯数異動届出書

[略]

所有者氏名

[略]

電算入力	料金サー ビス課長	計量各戸 検針係長	担当

[略]

[略]

[改正後 別記]

第12号様式(第13条関係)

連合専用給水装置世帯数異動届出書

[略]

所有者氏名

印

[略]

[略]

[改正前 別記]

第14号様式(第23条関係)

[略]	氏名
[略]	
[略]	

[改正後 別記]

第14号様式(第23条関係)

[略]	氏名	印
[略]		
[略]		

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第5号
令和2年3月31日
公 布 済

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 [略]</p> <p>第3章 [略](第3条—<u>第12条の11</u>)</p> <p>第4章～第10章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(勤務時間及び休憩時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、<u>1週間につき</u>38時間45分とし、その割振りは月曜日から金曜日までそれぞれ午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、次項に規定する休憩時間を除く。</p> <p>2 休憩時間は、<u>午後0時</u>から午後1時までとする。</p> <p>3 <u>管理者</u>は前2項の規定にかかわらず、早出遅出勤務に係る勤務時間の割振り及び休憩時間を定めるものとする。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により<u>同条第1項に規定する育児短時間勤務</u>(以下「<u>育児短時間勤務</u>」といふ。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」といふ。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「<u>育児短時間勤務等の内容</u>」といふ。)に従い、管理者が定める。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 [略]</p> <p>第3章 [略](第3条—<u>第12条の12</u>)</p> <p>第4章～第10章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(勤務時間及び休憩時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、<u>1週間当たり</u>38時間45分とし、その割振りは月曜日から金曜日までそれぞれ午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、次項に規定する休憩時間を除く。</p> <p>2 休憩時間は、<u>正午</u>から午後1時までとする。<u>ただし、公務のため必要がある場合には、休憩時間を変更することができる。</u></p> <p>3 <u>上下水道事業管理者</u>(以下「<u>管理者</u>」といふ。)は、前2項の規定にかかわらず、早出遅出勤務に係る勤務時間の割振り及び休憩時間を定めるものとする。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により<u>同条第1項の育児短時間勤務</u>の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」といふ。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「<u>育児短時間勤務等の内容</u>」といふ。)に従い、管理者が定める。</p>

5 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 [略]

第4条の2 [略]

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、勤務日(次項の勤務日をいう。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。

5 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 [略]

第4条の2 [略]

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難な職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った

週休日)を設ける場合には、この限りではない。

3 管理者は、前項本文の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(第4条の3の勤務日をいう。以下同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようしなければならない。

4 管理者は、第2項ただし書きの定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

(1) 週休日は毎4週間につき4日以上となること。

(2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。

(3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないこと。

(週休日の振替等)

第4条の3 管理者は、職員に前項又は次条の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条又は次条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち管理者が定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(前条又は次条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として管理者が定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

第4条の3 管理者は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち管理者が定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の管理者が定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日を起算

日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

3 管理者は、週休日の振替(第1項の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同項の規定により、4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(第7条の2第1項の勤務日等をいう。以下同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

4 管理者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第2項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

5 管理者は、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(勤務時間等の特例)

第5条 勤務の特殊性その他の事由により前2条の規定により難い職員の勤務時間の割振り及び週休日については、那覇市上下水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(1969年水道局規程第3号)又は管理者が定めるところによる。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤

第5条 勤務の特殊性その他の事由により第3条及び第4条の規定により難い職員の勤務時間の割振り及び週休日については、那覇市上下水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(1969年那覇市水道局規程第3号)又は管理者が定めるところによる。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤

務) 第5条の2 管理者は、次の各号に掲げる職員が、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号の養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第1号の養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号の養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び <u>就業</u> の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をさせるものとする。 (1) [略] (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業を行う施設その他これに類する事業を行う施設に職員の子を出迎えるために赴く職員 2 [略] (早出遅出勤務の請求) 第5条の3 育児又は介護を行う職員は、早出遅出勤務の適用を受けようとするとき	務) 第5条の2 管理者は、次の各号に掲げる職員が、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号の養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第1号の養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号の養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び <u>終業</u> の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をさせるものとする。 (1) [略] (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、児童福祉法第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業を行う施設その他これに類する事業を行う施設に職員の子を出迎えるために赴く職員 2 [略] (早出遅出勤務の請求) 第5条の3 育児又は介護を行う職員は、早出遅出勤務の適用を受けようとするとき
--	--

は、早出遅出勤務を請求する1の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の前日までに早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書(第12号様式)により請求を行うものとする。

2~3 [略]

第5条の4 [略]

(1)~(5) [略]

2 [略]

3 前条第1項の請求をした後に、当該請求に係る第1項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、遅滞なく育児又は介護の状況変更届(第13号様式)によりその旨を管理者に届け出なければならない。

4 [略]

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求手続)

第5条の6 職員は、前条に規定する深夜勤務の制限又は時間外勤務の制限の適用を受けようとするときは、あらかじめ管理者に早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書(第12号様式)により請求し承認を受けなければならない。

2 前条第8項に規定する届出(前条第10項において準用する前条第8項の届出を含む。)は、育児又は介護の状況変更届出(第13号様式)により管理者に届け出なければならない。

(正規の勤務時間以外の勤務)

第6条 管理者は、職務の特殊性又は業務上必要があると認めるときは、職員に正規の勤務時間を超えて勤務させ、又は休日等(第8条第1項に規定する休日及び第9条第1項に規定する休日に代わる日をいう。以下同じ。)に勤務させることができる。

は、早出遅出勤務を請求する1の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の前日までに早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書(第11号様式)により請求を行うものとする。

2~3 [略]

第5条の4 [略]

(1)~(5) [略]

2 [略]

3 前条第1項の請求をした後に、当該請求に係る第1項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、遅滞なく育児又は介護の状況変更届(第12号様式)によりその旨を管理者に届け出なければならない。

4 [略]

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求手続)

第5条の6 職員は、前条に規定する深夜勤務の制限又は時間外勤務の制限の適用を受けようとするときは、あらかじめ管理者に早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書(第11号様式)により請求し承認を受けなければならない。

2 前条第8項に規定する届出(前条第10項において準用する前条第8項の届出を含む。)は、育児又は介護の状況変更届出(第12号様式)により管理者に届け出なければならない。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第6条 管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第3条から第4条の3までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に勤務することを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤

務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ずることができる。

(時間外勤務を命ずる際の配慮)

第6条の2 管理者は、前条の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 管理者は、当該職員が再任用短時間勤務職員であるときは、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第6条の3 管理者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数
(ア)にあっては、時間)

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1か月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数
(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、管理者が定める期間において管理者が定める時間及び月数

(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として管理者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1か月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1か月あたりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1か月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6か月

2 管理者が特例業務(大規模災害への対処その他の市民の生命、身体又は財産の保護のため特に緊急に処理することを要するものと管理者が認めるものをいう。以下同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。管理者が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として管理者が定める場合も、同様とする。

3 管理者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間及び月数を超えて職員

に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6か月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、管理者が定める。

(週休日等の臨時的変更)

第7条 管理者は、大会、行事、催し物等特別の事情により、第3条若しくは第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間外又は休日等において勤務することを命ずる必要がある場合には、当該勤務することを命ずる必要がある日から起算して8週間以内の勤務日において、当該勤務することを命ずる必要がある時間に相当する時間を臨時に変更することができる。

(時間外勤務代休時間)

第7条の2 管理者は、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第21条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、第3条第1項、第4条第2項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)のうち第8条第1項に規定する休日及び第9条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

第7条 管理者は、大会、行事、催物等特別の事由により、正規の勤務時間以外の時間又は第8条第1項に規定する休日において勤務することを命ずる必要がある場合には、当該勤務することを命ずる必要がある日から起算して8週間以内の勤務日において、当該勤務することを命ずる必要がある時間に相当する時間を臨時に変更することができる。

2 第4条の3第3項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(時間外勤務代休時間)

第7条の2 管理者は、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第21条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、第4条第2項、第4条の2又は第4条の3の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)のうち第8条第1項に規定する休日及び第9条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2~3 [略] (休日)	2~3 [略] (休日)
第8条 職員の休日は、次に掲げる日とする。	第8条 [略]
(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) <u>に規定する休日(第5条の規定に基づき、毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、当該休日が週休日(日曜日に相当する日に限る。)に当たるときは、管理者が定める日)</u> (2) [略] (3) <u>慰霊の日(6月23日)</u>	(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) <u>第3条の休日(第4条の2の規定に基づき、毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、当該休日が週休日(日曜日に相当する日に限る。)に当たるときは、管理者が定める日)</u> (2) [略] (3) <u>6月23日(慰霊の日)</u>
2 前項の休日には、特に <u>勤務を命ぜられない限り、勤務することを要しない。</u>	2 前項の休日には、特に <u>勤務することを命ぜられるものを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u>
(休日の代休日) 第9条 管理者は、職員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、管理者が定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、 <u>当該休日の後の勤務日等(第7条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)</u> を指定することができる。	第9条 管理者は、職員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、管理者が定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、 <u>当該休日の後の勤務日等(第7条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)</u> を指定することができる。
2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に <u>勤務を命ぜられない限り、勤務することを要しない。</u>	2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に <u>勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u>
3 第1項の規定により代休日を指定するときは、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(<u>第7条の2第3項の規定により時</u>	3 第1項の規定により代休日を指定するときは、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(<u>第7条の2第1項の規定により時</u>

間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならぬ。	間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならぬ。
4~5 [略] (病気休暇)	4~5 [略] (病気休暇)
第10条の2 [略]	第10条の2 [略]
2 [略]	2 [略]
3 病気休暇のため勤務しなかった職員が <u>勤務することになった日</u> から6月(前項第3号の場合にあっては3月)以内に同一の負傷又は疾病により再び勤務しないこととなる場合の病気休暇の期間は、再び勤務することとなる前の病気休暇の期間に引き続いたものとみなして、前項各号の規定を適用する。	3 病気休暇のため勤務しなかった職員が <u>勤務することになった日</u> から6月(前項第3号の場合にあっては3月)以内に同一の負傷又は疾病により再び勤務しないこととなる場合の病気休暇の期間は、再び勤務することとなる前の病気休暇の期間に引き続いたものとみなして、前項各号の規定を適用する。
4 [略] (育児休業の手続等)	4 [略] (育児休業の手続等)
第12条 職員の育児休業の手続等、育児休業をした職員が職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱い、 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。)</u> 第10条に規定する勤務(以下「育児短時間勤務」という。)をする職員の給与、勤務時間、休暇の取扱い及び退職手当の取扱い等必要な事項については、那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号。以下「育児休業等条例」という。)の適用を受ける一般職の職員の例によるものとする。	第12条 職員の育児休業の手続等、育児休業をした職員が職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱い、 <u>育児休業法第10条に規定する勤務(以下「育児短時間勤務」という。)</u> をする職員の給与、勤務時間、休暇の取扱い及び退職手当の取扱い等必要な事項については、那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号。以下「育児休業等条例」という。)の適用を受ける一般職の職員の例によるものとする。
(育児部分休業)	(部分休業)
第12条の2 管理者は、職員(次に掲げる職員を除く。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(以下「 <u>育児部分休業</u> 」といふ。)を承認することができる。	第12条の2 管理者は、職員(次に掲げる職員を除く。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(以下「 <u>部分休業</u> 」といふ。)を承認することができる。

<p>(1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>(2) 育児短時間勤務又は育休法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(3) 職員が育児部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合(配偶者が育休法その他の法律により育児休業をしている場合を除く。)における当該職員</p> <p>2 育児部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。この場合において職員が、別表第3第11号に規定する保育のための休暇又は第12条の7第1項の介護時間を承認されている場合においては、1日につき2時間から当該休暇又は当該介護時間を承認された時間を減じた時間を超えない範囲で承認するものとする。 (育児部分休業の承認の失効等)</p> <p>第12条の3 育児部分休業の承認は、当該育児部分休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児部分休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。</p> <p>2 管理者は、育児部分休業をしている職員が当該育児部分休業に係る子を養育しなくなったこと又は当該部分休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったと認めるとき(配偶者が育休法その他の法律により育児休業をしている場合を除く。)は、当該育児部分休業の承認を取り消すものとする。</p>	<p>(1) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</p> <p>(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(3) 職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合(配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合を除く。)における当該職員</p> <p>2 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。この場合において職員が、別表第2第11号に規定する保育のための休暇又は第12条の7第1項の介護時間を承認されている場合においては、1日につき2時間から当該休暇又は当該介護時間を承認された時間を減じた時間を超えない範囲で承認するものとする。 (部分休業の承認の失効等)</p> <p>第12条の3 部分休業の承認は、当該部分休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該部分休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。</p> <p>2 管理者は、部分休業をしている職員が当該部分休業に係る子を養育しなくなったこと又は当該部分休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったと認めるとき(配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合を除く。)は、当該部分休業の承認を取り消すものとする。</p>
---	--

(不利益取扱いの禁止) 第12条の4 職員は、 <u>育児部分休業</u> を理由として不利益な取扱いを受けることはない。 第12条の5 前3条に定めるものほか、 <u>育児部分休業</u> については、育児休業等条例の適用を受ける一般職の職員の例によるものとする。 (介護時間) 第12条の7 [略] 2~3 [略] 4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(<u>育児部分休業</u> の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 (修学部分休業) 第12条の11 [略] 2 修学部分休業の承認は、1週間を通じて、 <u>那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例</u> (昭和47年那覇市条例第73号)第2条の規定により定められた職員の1週間当たりの勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。 3 [略] 4 [略] (1)~(3) [略] 5 [略]	(不利益取扱いの禁止) 第12条の4 職員は、 <u>部分休業</u> を理由として不利益な取扱いを受けることはない。 第12条の5 前3条に定めるものほか、 <u>部分休業</u> については、育児休業等条例の適用を受ける一般職の職員の例によるものとする。 (介護時間) 第12条の7 [略] 2~3 [略] 4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(<u>部分休業</u> の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 (修学部分休業) 第12条の11 [略] 2 修学部分休業の承認は、1週間を通じて、 <u>第3条の規定</u> により定められた職員の1週間当たりの勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。 3 [略] 4 [略] (1)~(3) [略] 5 [略] <u>(会計年度任用職員等の勤務時間、休日及び休暇)</u> 第12条の12 地公法第22条の2第1項の職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の3第4項の規定により任用される者(以下「臨時の任用職員」という。)の勤務時間、休日及び休暇について
--	---

	<p>は、第3条から第11条まで及び第12条の6から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質及び勤務の形態を考慮し、管理者が別に定める。</p>
(給与)	(給与)
第13条 職員の給与の種類、基準、支給額及び支給方法等については、那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)及び <u>那覇市上下水道局企業職員給与規程(昭和58年水道局規程第2号)</u> の定めるところによる。	第13条 職員の給与の種類、基準、支給額及び支給方法等については、那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)、 <u>那覇市上下水道局企業職員給与規程(昭和58年那覇市水道局規程第2号)</u> 及び <u>那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程(令和2年那覇市上下水道局規程第6号)</u> の定めるところによる。
(旅費)	(旅費)
第14条 職員の旅費については、那覇市上下水道局企業職員の旅費に関する規程(昭和61年水道局規程第5号)の定めるところによる。	第14条 職員の旅費については、那覇市上下水道局企業職員の旅費に関する規程(昭和61年 <u>那覇市水道局規程第5号</u>)の定めるところによる。
(定年)	(定年)
第17条 職員の定年については、 <u>法の定年等に関する規定</u> 並びに那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)及び那覇市職員の定年等に関する規則(昭和60年那覇市規則第6号)の定めるところによる。	第17条 職員の定年については、 <u>地公法第28条の2及び第28条の3の規定</u> 並びに那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)及び那覇市職員の定年等に関する規則(昭和60年那覇市規則第6号)の定めるところによる。
(貸与被服の着用)	(貸与被服の着用)
第19条 貸与被服の着用については、那覇市上下水道局被服貸与規程(1970年水道局規程第2号)の定めるところによる。	第19条 貸与被服の着用については、那覇市上下水道局被服貸与規程(1970年 <u>那覇市水道局規程第2号</u>)の定めるところによる。
(名札の着用)	(名札の着用)
第20条 職員は、勤務時間中、那覇市上下水道局企業職員の名札の制式及び貸与に関する規程(1967年水道局規程第14号。以下「名札規程」という。)第1号様式に規定する名札を衣服の胸部前面の見やすい箇所に着用しなければならない。ただし、出張等により、名札の着用を要しないと所属長が認めたときは、この限りでない。	第20条 職員は、勤務時間中、那覇市上下水道局企業職員の名札の制式及び貸与に関する規程(1967年 <u>那覇市水道局規程第14号</u> 。以下「名札規程」という。)第1号様式に規定する名札を衣服の胸部前面の見やすい箇所に着用しなければならない。ただし、職員は、所属長が認めるときは、名札を着用しないことができる。

(出勤及び退勤の記録)

第21条 ICカード読み取り機が設置された庁舎に勤務する職員は、出勤時及び退勤時に、自ら名札規程第1号様式に規定する名札による所定の操作を行って出勤時刻及び退勤時刻を記録しなければならない。ただし、出張等の場合は、この限りでない。

2 前項に規定する庁舎に勤務する職員以外の職員は、出勤時及び退勤時に、出退勤システムから所定の操作を行って出勤時刻及び退勤時刻を記録しなければならない。ただし、出張等の場合は、この限りでない。

3 前2項の手続を怠る者は、原則として無届欠勤として取り扱うものとする。

(年次有給休暇等の申請)

第22条 職員は、次の各号に掲げる休暇を受けようとするときは、当該各号に定める文書を提出しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 別表第3(第11号を除く。)に掲げる休暇 有給休暇願(第1号様式の2)

(4) 別表第3第11号に掲げる休暇 育児休暇願(第1号様式の3)

(5)～(6) [略]

2 前項の規定にかかわらず、課長(那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年水道局規程第6号。以下この項において「決裁規程」という。)第2条第7号)に規定する課長をいう。)職以上の年次有給休暇及び決裁規程別表第2共通専決事項第1号に定める休暇については、年休・有給休暇願(課長職以上用)(第1号様式の6)を提出しなければならない。

(出勤及び退勤の記録)

第21条 職員は、出勤時及び退勤時に、所定の方法により出勤時刻及び退勤時刻を記録しなければならない。ただし、出張等の場合は、この限りでない。

2 前項の手続を怠る者は、原則として無届欠勤として取り扱う。

(年次有給休暇等の申請)

第22条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 別表第2(第11号を除く。)に掲げる休暇 有給休暇願(第1号様式の2)

(4) 別表第2第11号に掲げる休暇 育児休暇願(第1号様式の3)

(5)～(6) [略]

(7) 那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(令和2年那覇市上下水道局規程7号)第13条第2項各号に掲げる休暇 無給休暇願(第1号様式の6)

2 前項の規定にかかわらず、課長(那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年那覇市水道局規程第6号。以下この項において「決裁規程」という。)第2条第7号)に規定する課長をいう。)職以上の年次有給休暇及び決裁規程別表第2共通専決事項第1号に定める休暇については、年休・有給休暇願(課長職以上用)(第1号様式の7)を提出しなければならない。

(欠勤届)	(欠勤届)
第23条 職員が欠勤しようとするときは、その理由を記し、その前日までに欠勤届(第2号様式)を提出しなければならない。	第23条 職員は、欠勤となったときは、欠勤届(第2号様式)により届け出なければならない。
(営利企業等従事許可)	(営利企業への従事等の許可及び届出)
第26条 法第38条の規定に基づき、職員が営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可申請書(第5号様式)を提出しなければならない。	第26条 職員(地公法第22条の2第1項第1号に規定する職員(次項において「パートタイム職員」という。)を除く。)は、同法第38条第1項の規定により、営利企業への従事等をするための許可を受けようとするときは、あらかじめ、営利企業従事等許可申請書を提出しなければならない。
2 パートタイム職員は、営利企業への従事等をしようとするときは、その従事する期間、従事する業務の内容等について、あらかじめ届け出なければならない。	2 パートタイム職員は、営利企業への従事等をしようとするときは、その従事する期間、従事する業務の内容等について、あらかじめ届け出なければならない。
(休職及び復職)	(休職及び復職)
第27条 職員は、心身の故障のため休職しようとするときは休職願(第6号様式)を、当該休職の理由がやんで復職しようとするときは、復職願(第7号様式)を休職又は復職しようとする日前7日までに提出しなければならない。	第27条 職員は、心身の故障のため休職しようとするときは休職願(第5号様式)を、当該休職の理由がやんで復職しようとするときは、復職願(第6号様式)を休職又は復職しようとする日前7日までに提出しなければならない。
(専従休職)	(専従休職)
第28条 職員は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する許可を受けようとするときは、従事しようとする日前7日までに専従休職許可申請書(第8号様式)を提出しなければならない。	第28条 職員は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する許可を受けようとするときは、従事しようとする日前7日までに専従休職許可申請書(第7号様式)を提出しなければならない。
(退職)	(退職)
第29条 職員は、その意により退職しようとするときは、特別の事情がある場合を除き、退職しようとする日前15日までに退職願(第9号様式)を提出しなければならない。	第29条 職員は、その意により退職しようとするときは、特別の事情がある場合を除き、退職しようとする日前15日までに退職願(第8号様式)を提出しなければならない。
(私事旅行届)	(私事旅行届)
第30条 職員が私事旅行をしようとするときは、その前日までに期日、理由及び行	第30条 職員は、私事旅行をしようとするときは、あらかじめ、私事旅行届(第9号

先を記し、私事旅行届(第10号様式)を届け出なければならない。

(履歴事項変更届)

第31条 職員は、氏名、本籍、住所、学歴及び資格等に変更が生じたときは、速やかに履歴事項変更届(第11号様式)により届け出なければならない。

(物品の整理保管)

第33条 [略]

2 職員は、物品を浪費し、又は私用のため用いてはならない。

(不在中の事務処理)

第35条 職員は、出張又は休暇その他の理由により不在となるときは、担任事務の処理に関し必要な事項をあらかじめ上司の指示する職員に引き継ぎ、事務処理に支障を生じないようにしなければならない。

(来庁者の応接)

第37条 [略]

(庁舎内外の清潔等)

第39条 職員は、健康増進及び能率向上を図るため、庁舎内外の清潔せいとん及び執務環境の改善に努めなければならぬ。

(研修)

第41条 [略]

2 前項の研修は、勤務とみなす。

(安全衛生)

第42条 職員の安全衛生については、那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程(昭和55年水道局規程第5号)の定めるところによる。

(災害補償)

第43条 職員の業務上又は通勤上の災害補償については、地方公務員災害補償法(昭

様式)により届け出なければならない。ただし、所属長がその必要がないと認めるときは、当該職員の上司にあらかじめ必要な事項を連絡することもって、これに代えることができる。

(履歴事項変更届)

第31条 職員は、氏名、本籍、住所、学歴及び資格等に変更が生じたときは、速やかに履歴事項変更届(第10号様式)により届け出なければならない。

(物品の整理保管)

第33条 [略]

2 職員は、物品を浪費し、又は私用のため用いてはならない。

(不在中の事務処理)

第35条 職員は、出張又は休暇その他の理由により不在となるときは、担任事務の処理に関し必要な事項をあらかじめ上司又は上司の指示する職員に引き継ぎ、事務処理に支障を生じないようにしなければならない。

(来庁者等の応接)

第37条 [略]

(庁舎内外の清潔及び整理整頓)

第39条 職員は、健康増進及び能率向上を図るため、庁舎内外の清潔、整頓及び執務環境の改善に努めなければならない。

(研修)

第41条 [略]

2 前項の研修期間は、勤務とみなす。

(安全衛生)

第42条 職員の安全衛生については、那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程(昭和55年那覇市水道局規程第5号)の定めるところによる。

(災害補償)

第43条 職員の業務上又は通勤上の災害補償については、地方公務員災害補償法(昭

和42年法律第121号)及び那覇市上下水道局職員公務災害見舞金支給規程(平成4年水道局規程第7号)の定めるところによる。

[別表第2 別記]

第1号様式の6 [略]

第2号様式

[略]

[略]

次のとおり欠勤したいのでお届けします。

[略]

第6号様式 [略]

第7号様式 [略]

第8号様式 [略]

第9号様式 [略]

第10号様式

[略]

[略]	願出 [略]
	[略]
次のとおり私事旅行したいので <u>お届けします</u> 。	
[略]	
宿泊場所・旅館名・電話 行先 理由	

第11号様式 [略]

第12号様式 [略]

第13号様式 [略]

和42年法律第121号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるもののほか、管理者が別に定める。

[別表第2 別記]

[第1号様式の6 別記]

第1号様式の7 [略]

第2号様式

[略]

[略]

次のとおり欠勤となったので届け出ます。

[略]

第5号様式 [略]

第6号様式 [略]

第7号様式 [略]

第8号様式 [略]

第9号様式

[略]

[略]	届出 [略]
	[略]
次のとおり私事旅行をしたいので <u>届け出ます</u> 。	
[略]	
行先、宿泊施設名及びその電話番号	
私事旅行の期間中の連絡先(携帯電話番号等)	

第10号様式 [略]

第11号様式 [略]

第12号様式 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分に加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

- | |
|--|
| 4 改正後の欄中の様式（以下「改正後様式」という。）の表示に対応する改正前の欄中の様式（以下「改正様式」）の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。 |
| 5 改正様式の表示に対応する改正後様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。 |

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
[略]		
5	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	[略]
6	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は破壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	現住居の滅失又は損壊の日から30日の期間内において、1日を単位として7日以内
7	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないとき。	[略]
8	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認めらるとき。	[略]
9	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体への健康保持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲で各々必要とされる時間
10	妊娠中の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	[略]
11	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日1回の場合 30分以上1時間30分以内 1日2回に分割する場合 それぞれ30分以上45分以内 半日勤務の場合 1日1回30分以上45分以内
[略]		
13	職員の配偶者が分べんする場合で、職員が育児や出産の付添い等のため勤務しないこと	分べん予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から分べんの日後8週間の期間内において、1日又は1時間を単位として7日(再任用短時間勤

	が相当であると認められるとき。	務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、7日を超えない範囲内の時間)
14	職員が子(配偶者の子を含む。)に予防接種法(昭和23年法律第68号)に定める予防接種を受けさせる場合で、付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	1日を超えない範囲内で、その都度必要と認められる期間
15	夏期において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において、5月から10月までの期間内において、1日を単位とし、継続又は分割して5日間(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内の日数)
[略]		
17	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認めるとき。	[略]
[略]		
20	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかる者	1の年度において、1日を単位として継続し、又は分割して5日以内

	た者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて管理者が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
21	中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)又は疾病の予防(当該子に予防接種(第14号の予防接種を除く。)又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であるとみとめられる場合	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表第2(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
[略]		
5	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	[略]
6	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業を行	1日を単位として7日以内

	い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で当該職員以外にはそれらの確保を行なうことができないとき。	
7	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	[略]
8	職員が選挙権その他公民としての権利行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	[略]
9	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体への健康保持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要とされる時間
10	妊娠中の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、分べんの日後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認められる時間
11	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日1回の場合、30分以上1時間30分以内 1日2回に分割する場合、それぞれ30分以上45分以内 半日勤務の場合、1日1回30分以上45分以内
[略]		
13	職員の配偶者が出産する場合で、職員が育児や出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日後8週間の期間内において、1日又は1時間を単位として7日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、7日を超えない範囲内の時間)
14	職員が子(配偶者の子を含む。)に予防接種法(昭和23年	1日を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間

	法律第68号)に定める予防接種を受けさせる場合で、付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	
15	夏期において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年の年5月から10月までの期間内において、1日を単位とし、継続又は分割して5日間(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内の日数)
[略]		
17	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認めるとき。	[略]
[略]		
20	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって管理者が定めるものにおける活動	1の年度において、1日を単位として5日以内

	ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
21	中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内を養育する職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)又は疾病の予防(当該子に予防接種(第14号の予防接種を除く。)又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合
[略]	

[改正後 別記]

第1号様式の6

無 給 休 暇 願

願出	年 月 日	所属	課					
那覇市上下水道事業管理者様 次のとおり無給休暇を承認されるようお願いします。								
係名	係	職名		氏名	印			
休暇の種類	休暇	期 間：自 至	年 月 年 月	日 时 日 时	分 分	日	時間	
<理 由>								
係名	係	職名		氏名	印			
休暇の種類	休暇	期 間：自 至	年 月 年 月	日 时 日 时	分 分	日	時間	
<理 由>								
係名	係	職名		氏名	印			
休暇の種類	休暇	期 間：自 至	年 月 年 月	日 时 日 时	分 分	日	時間	
<理 由>								
係名	係	職名		氏名	印			
休暇の種類	休暇	期 間：自 至	年 月 年 月	日 时 日 时	分 分	日	時間	
<理 由>								
係名	係	職名		氏名	印			
休暇の種類	休暇	期 間：自 至	年 月 年 月	日 时 日 时	分 分	日	時間	
<理 由>								

[改正前 別記]
第5号様式

営利企業等従事許可申請書

那覇市上下水道事業管理者 殿	申 請 年 月 日		
	所 属 課		係
	職名	氏名	印
地方公務員法第38条第1項の規定にもとづき、次のとおり営利企業等の従事を許可されるよう申請します。			
<p>1 従事しようとする職務</p> <p>(1) 勤務先 (2) 所在地 (3) 事業の内容 (4) 職�名 (5) 勤務の様様 (6) 従事予定期間 (7) 従事1日当たりの時間 (8) 報酬 (9) 職務の内容と責任の程度</p> <p>2 従事することを必要とする理由</p>			

那覇市上下水道局規程第6号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)第19条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の額その他支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与等)

第2条 会計年度任用職員の給与の額その他支給に関する事項については、次条に定める特殊勤務手当を除き、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年度那覇市条例第20号)の適用を受ける職員の例による。

(特殊勤務手当)

第3条 会計年度任用職員に支給する特殊勤務手当は、那覇市上下水道局職員の特殊勤務手当支給規程(1967年7月1日那覇市水道局規程第2号)に定めるところによる。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

那霸市上下水道局規程第7号
令和2年3月31日
公 布 濟

那霸市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程をここに公布する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号。以下「就業規程」という。)第12条の12の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に規定する職員(以下「パートタイム職員」という。)及び同項第2号に規定する職員(以下「フルタイム職員」という。)(以下「任用職員」という。)の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（1週間の勤務時間）

第2条 フルタイム職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内において、那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定めるものとする。

（週休日及び勤務時間の割り振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、パートタイム職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間いずれかにおいて、週休日を設けることができる。

2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 管理者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある任用職員については、前2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる。

4 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日(パートタイム職員にあっては、8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性により、4週間ごとの期間につき8日(パートタイム職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で

週休日を設ける場合には、この限りでない。

5 前項の割り振りの基準等については、常勤職員(常時勤務をする職を占める一般職のうち法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員を除くものをいう。以下同じ。)の例による。

(週休日の振替及び半日勤務時間の割り振り変更)

第4条 管理者は、任用職員に前条第1項又は第3項から第5項までの規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項及び第3項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(次項において「週休日の振替」という。)、又は勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間を当該勤務することを命ずる必要がある週休日に割り振ること(次項において「半日勤務時間の割り振り変更」という。)ができる。

2 週休日の振替及び半日勤務時間の割り振り変更については、前項に定めるもののほか、常勤職員の例による。

(週休日等の臨時的変更)

第5条 任用職員の週休日等の臨時的変更については、常勤職員の例による。

(休憩時間)

第6条 任用職員の休憩時間については、常勤職員の例による。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第7条 管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において、任用職員に常勤職員の例により勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 就業規程第5条の5の規定は、育児又は介護を行う任用職員について準用する。(時間外勤務代休時間)

第9条 管理者は、那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程(令和2年那覇市上下水道局規程第6号)第2条の規定によりその例によることとされる那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)第10条第4号の規定により時間外勤務手当を支給すべきフルタイム職員に対して、常

勤職員の例により、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、第11条第1項に定める勤務日等(第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)のうち次条の休日及び第11条第1項の代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定されたフルタイム職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日)

第10条 任用職員の休日については、就業規程第8条の規定を準用する。

(休日の代休日)

第11条 管理者は、任用職員に休日(就業規程第8条に規定する休日をいう。)である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下この条において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第9条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
- 3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の手続等については、常勤職員の例による。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇(以下「年休」という。)は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる任用職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる任用職員以外の任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数
- (2) 法第22条の2第4項の規定により任期を更新された任用職員又は本市の任用

職員を退職し、当該退職の日の翌日(同一の年度内に限る。)に採用された任用職員(次号に掲げる任用職員を除き、管理者が特に認める者を含む。) 当該更新又は採用前の任期(同一の年度内に限る。)の初日から当該更新又は採用により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号の規定を適用して得られる日数(当該年度において同号又はこの号の規定により付与された年休があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数(当該日数が0を下回る場合にあっては、0))

- (3) 前会計年度の末日まで本市の任用職員として任用され、同日の翌日に任用職員として採用された任用職員(各会計年度における引き続いた在職期間に係る任期の定めの合計が10月末満の者を除き、管理者が特に認める者を含む。) 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間(本市の任用職員としての引き続いた在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数(当該年度においてこの号の規定により付与された年休があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数(当該日数が0を下回る場合にあっては、0))
- 2 年休は、1日又は1時間を単位とする。
- 3 管理者は、年休を任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年休を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 4 1時間を単位として使用した年休を日に換算する場合には、勤務日1日当たりの勤務時間(その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間)をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間)をいう。)をもって1日とする。
- 5 任用職員として引き続いた在職期間を有する場合(管理者が特に認める場合を含む。)において、当該任用職員が前年度に行使しなかった年休を有するときは、当該年休のうち同年度に付与された年休の日数(この項の規定により繰り越されたものを除く。)を限度として、同年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 6 就業規程第10条第10項の規定は、年休が10日以上与えられた任用職員について準

用する。

(年休以外の休暇)

第13条 任用職員に係る有給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。

- (1) 任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 1日を単位として7日の範囲内の期間
 - ア 任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
 - イ 任用職員及び当該任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- (4) 任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (6) 任用職員の親族が死亡した場合で、任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第3に掲げる親族の区分に応じ、同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間
- (7) 任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 婚姻の届出の日又は結婚式の日の前後30日の期間内において、1日を単位として7日の範囲内の期間

- (8) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する任用職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)又は疾病の予防(当該子に予防接種(第12号の予防接種を除く。)又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、管理者が別に定める期間
- (9) 任用職員が公務又は通勤上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間(勤務しなかつた任用職員が勤務することとなった日から6月以内に同一の負傷又は疾病により再び勤務しないこととなる場合の期間は、再び勤務することとなる前の期間に引き続いたものとみなす。)
- (10) 任用職員が前号以外の負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる期間が休暇開始の日から引き続く5日に達しない場合 1週間の勤務日の日数又は任期に応じ、5日を超えない範囲内で管理者が別に定める期間
- (11) 夏期において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度の5月から10月までの期間において1日を単位として3日を超えない範囲内で管理者が別に定める期間
- (12) 任用職員が子(配偶者の子を含む。)に予防接種法(昭和23年法律第68号)に定める予防接種を受けさせる場合で、付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間
- 2 任用職員に係る無給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。
- (1) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
 - (2) 任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
 - (3) 生後1年に達しない子を育てる任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回以内でそれぞれ30分以内の期間

- (4) 任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、要介護者(就業規程第5条の2第2項の要介護者をいう。以下同じ。)の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
- (5) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)であって、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)第22条第1項から第5項までの規定の例により、管理者がその任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)の指定期間に係る申出の時点において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において1日又は1時間を単位(1時間を単位とする当該休暇には、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。)として必要と認められる期間
ア 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である任用職員
イ 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること、及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない任用職員
ウ 1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの
- (6) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につ

き勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において30分を単位として、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(当該任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間

- ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である任用職員
- イ 1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの
- ウ 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

(7) 女性の任用職員が生理のため就業が著しく困難な場合 必要と認められる期間

(8) 任用職員が骨髓移植のための骨髓若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(9) 任用職員が前項第9号及び第10号以外の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる期間が休暇開始の日から引き続く5日以上の場合 30日を超えない範囲内で必要と認められる期間(勤務しなかった任用職員が勤務することとなった日から3月以内に同一の負傷又は疾病により再び勤務しないこととなる場合の期間は、再び勤務することとなる前の期間に引き続いたものとみなす。)

(10) 妊娠中の女性の任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康保持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要とされる時間

(11) 妊娠中の女性の任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1

週間に1回、分べんの日後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認められる時間

- 3 パートタイム職員が前項の規定により勤務しない場合には、那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程第2条の規定によりその例によることとされる那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例第13条第3項の規定の例により減額した報酬を支給する。

(休暇の申請等)

第14条 任用職員の休暇の承認、請求等の手続については、常勤職員の例によるものとする。

(育児休業及び育児短時間勤務)

第15条 任用職員の育児休業及び育児短時間勤務は、那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の適用を受ける職員の例による。

(部分休業)

第16条 任用職員の部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。第16条第1項の部分休業をいう。)は、那覇市職員の育児休業等に関する条例の適用を受ける任用職員について準用する。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の廃止)

- 2 那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程(平成20年那覇市上下水道局規程第10号)は、廃止する。

(那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、第2条の表に規定する非常勤職員の引き続いた在職期間の取扱いについては、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 施行日の前日において、次に掲げる本市の職員であった者が同日の翌日に任用職員として採用された場合(管理者が特に必要と認める場合を含む。)における第12条第3号の規定の適用については、同号の継続勤務期間には、当該職員としての引き続いた在職期間の初日の属する年度からの期間を含むものとする。
- (1) 那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程第2条の表に規定する非常勤職員
- (2) 那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)別表に規定するその他非常勤職員
- (3) 次に掲げる規定により臨時的に任用された職員
ア 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)第1条の規定による改正前の法第22条第5項
イ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号
- 5 前項に規定する場合については、第12条第5項の規定を準用する。
- 6 第4項に規定する場合(同項第1号の非常勤職員である場合に限る。)における第13条第2項第5号ア又は第6号アの規定の適用については、当該非常勤職員の任命権者を同じくする場合に限り、これらに規定する引き続き在職した期間には、当該非常勤職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
(この規程により難い場合の措置)
- 7 当分の間、特別の事情その他の理由によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、管理者の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

別表第1(第12条関係)

1週間の勤務日の 日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の 日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
任期	6月を超える	10日	7日	5日	3日

1年以下					
4月を超える	5日	3日	3日	2日	1日
6月以下					
2月を超える	3日	2日	2日	1日	0日
5月以下					
1月を超える	1日	1日	1日	0日	0日
2月以下					

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第2(第12条関係)

1週間の勤務日の 日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の 日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで	
継続勤務 期間の初 日の属す る年度か ら現年度 までの年 度数	1年度 2年度 3年度 4年度 5年度 6年度 以上	11日 12日 14日 16日 18日 20日	8日 9日 10日 12日 13日 15日	6日 6日 8日 9日 10日 11日	4日 4日 5日 6日 6日 7日	2日 2日 2日 3日 3日 3日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第3(第13条関係)

親族	日数	
	血族	姻族
配偶者	10日	

1 親等の直系尊属(父母)	7日	3日
1 親等の直系卑属(子)	5日	3日
2 親等の直系尊属(祖父母)	3日	2日
2 親等の直系卑属(孫)	2日	なし
2 親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日	2日
3 親等の直系尊属(曾祖父母)	2日	1日
3 親等の傍系尊属(おじ、おば)	1日	1日
3 親等の傍系卑属(おい、めい)	1日	1日

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。
- 3 配偶者及び血族の父母、子であつて遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。

那霸市上下水道局規程第8号
令和2年3月31日
公 布 濟

那霸市上下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程をここに公布する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)第19条第1項第3号に規定する非常勤職員のうち、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬額)

第2条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額とする。

職種	報酬
産業医	月額 60,000円

第3条 月額による報酬は、在職した月数に応じて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、報酬を支給しないものとする。

- (1) 心身の故障により職務を適正に行うことができない月があるとき。
- (2) その他管理者が必要と認めるとき。

(費用弁償)

第4条 非常勤職員が那覇市上下水道局庁舎において勤務するときは、費用弁償として通勤に要する費用を支給する。

2 費用弁償の額は、那覇市職員等の旅費支給条例(昭和47年那覇市条例第44号)による2等級職員の日当の2分の1の額に相当する額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬及び費用弁償額は、その月分を翌月20日に支給する。ただし、その支給日が土曜日、日曜日又は那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)第8条に規定する休日に当たるとき、又は特に必要があるときは、繰り上げて支給することができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

那霸市上下水道局規程第9号
令和2年3月31日
公 布 濟

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係規程の整備等に関する規程
をここに公布する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係規程の整備等に関する規程

(那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程(平成11年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、次の各号に掲げる規定に基づき那覇市上下水道局に臨時的に任用する職員(以下「臨時職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(任用の基準)</p> <p>第2条 臨時職員は、次の各号に掲げる規定による任用の区分に応じ、当該各号に定める場合に任用することができる。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる規定</p> <p><u>ア 定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第8号の職員をいう。以下同じ。)が、継続して1月以上の期間、那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号。以下の号において「就業規程」という。)第10条の2の病気休暇を取得する場合</u></p> <p><u>イ 定数職員が、継続して1月以上の期間、就業規程第12条の6第1項の介護休暇(1日を単位とするものに限る。)を取得する場合</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(任用の基準)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる規定 <u>定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第8号の職員をいう。以下同じ。)に欠員を生じた場合において、次のいずれかに該当するとき</u></p>

ウ 定数職員が、就業規程別表第3第1号又は第2号に規定する特別休暇を取得する場合
エ 定数職員が、継続して1月以上の期間、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する場合
オ 定数職員が、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)第2条第1項の規定により派遣される場合
カ その他那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める場合

(2)～(3) [略]
(任用候補者名簿)

第3条 [略]

2 前項の臨時職員任用候補者名簿には、臨時職員への任用を希望する者で、原則として65歳未満のものを登載するものとする。

3～4 [略]

第5条 削除

第6条～第8条 [略]

ア 災害その他重大な事故のため、地方公務員法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合

イ 臨時の任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

(2)～(3) [略]
(任用候補者名簿)

第3条 [略]

2 前項の臨時職員任用候補者名簿には、臨時職員への任用を希望する者を登載するものとする。

3～4 [略]

第5条～第7条 [略]

(給与)

第8条 臨時職員の給与は、定数職員の例による。

(勤務時間等)

第9条 臨時職員の勤務時間、週休日、休憩時間、休日、当該休日の代休日等につ

(年次有給休暇)

第9条 臨時職員は、次の表に掲げる継続する任用期間(第1条各号に掲げる規定による任用(同条各号に掲げる規定による任用の区分を問わない。)の初日を起算日として継続する1年を上限とする期間をいう。)に応じ、同表に定める日数の年次有給休暇(1日を単位とする。ただし、業務に支障がないと認められるときは、1時間を単位とすることができる。)を受けることができる。

[表 別記]

2~4 [略]

いては、定数職員の例による。

(年次有給休暇)

第10条 [略]

[表 別記]

2~4 [略]

(年次有給休暇以外の休暇)

第11条 臨時職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の休暇を受けることができる。

(1) 公務又は通勤上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要な期間

(2) 前号以外の負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その任用期間に応じ、管理者が別に定める期間。ただし、1年につき5日を超えることができない。

(3) 那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号。以下この項において「就業規程」という。)別表第2第4号から第10号まで、第12号、第14号、第17号又は第19号の中欄に該当する場合 それぞれ当該右欄に規定する期間

(4) 夏期において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の5月から10月までの期間において、1日を単位として3日を

	<u>超えない範囲内で管理者が別に定める期間</u>
	(5) 中学校就学の始期に達するまでの子(就業規程第5条の2第1項の子及び配偶者の子をいう。)を養育する臨時職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)又は疾病の予防(当該子に予防接種(就業規程別表第2第14号の予防接種を除く。)又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、管理者が別に定める期間
	(6) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定に該当する場合 それぞれに規定する期間
	(7) 労働基準法第68条の規定に該当する場合 その都度必要と認められる期間
	(8) 生後1年に達しない子(就業規程第5条の2第1項の子をいう。)を育てる臨時職員が、当該子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回以内でそれぞれ30分以内の期間
(職専免に係る給料の取扱い)	(職務専念義務の免除)
第10条 [略]	第12条 [略]
(準用規定)	
第11条 前各条に定めるもののほか、臨時職員の給与、服務及びその他の勤務条件並びに身分取扱いについては、那覇市臨時規則の第8条から第14条まで、第16条及び第18条の規定を準用する。この場合において、同規則第14条中「定数職員」とあるのは「上下水道局の定数職員」と読み替えるものとする。	
(委任)	(補則)
第12条 [略]	第13条 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する「改正部分」がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等を順次示したものとする。
- 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

[改正前 別記]

[第9条第1項の表]

継続する任用期間	日数
1月	1日
1月を超えて2月以下	2日
2月を超えて3月以下	3日
3月を超えて4月以下	4日
4月を超えて5月以下	5日
5月を超えて6月以下	6日
6月を超えて10月以下	10日
10月を超えて11月以下	11日
11月を超えて12月以下	12日

[改正後 別記]

[第10条第1項の表]

継続する任用期間	日数
1月以下	2日
1月を超えて2月以下	3日
2月を超えて3月以下	5日
3月を超えて4月以下	7日
4月を超えて5月以下	8日
5月を超えて6月以下	10日
6月を超えて7月以下	12日
7月を超えて8月以下	13日
8月を超えて9月以下	15日
9月を超えて10月以下	17日
10月を超えて11月以下	18日
11月を超えて12月以下	20日

(那覇市上下水道局事務決裁規程の一部改正)

第2条 那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]

備考

- 1 前条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 前条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。
- 4 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。
- 5 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

共通専決事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1~2	[略]				
3	行政財産の目的外使用に関すること。		重要なもの	定例的なもの	
4~18	[略]				

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

共通専決事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1~2	[略]				
3	会計年度任用職員の就労条件に関すること。			○	
4	行政財産の目的外使用に関すること。		重要なもの	定例的なもの	
5~19	[略]				

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

総務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1~8	[略]				

9 臨時職員及び <u>非常勤職員</u> の採用及び辞職の承認に関すること。				○	
10~13 [略]					
14 臨時職員の雇用保険及び厚生に関すること。					○
15~30 [略]					

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

総務課に関する事項

号	事項○	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1~8 [略]					
9 臨時職員及び <u>会計年度任用職員</u> の採用及び辞職の承認に関すること。				○	
10~13 [略]					
14 職員の社会保険及び福利厚生に関すること。				○	
15~30 [略]					

(那霸市上下水道局企業職員の人事評価実施規程の一部改正)

第3条 那霸市上下水道局企業職員の人事評価実施規程(昭和62年那霸市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第2項の規定に基づき、那霸市上下水道局企業職員(以下「職員」という。)の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 人事評価 <u>地方公務員法</u>第6条第1項の人事評価をいう。</p> <p>(2)~(5) [略]</p> <p>(6) 条件付採用期間評価 <u>地方公務員法</u>第22条第1項の正式採用とするか否</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)第23条の2第2項の規定に基づき、那霸市上下水道局企業職員(以下「職員」という。)の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 人事評価 <u>法</u>第6条第1項の人事評価をいう。</p> <p>(2)~(5) [略]</p> <p>(6) 条件付採用期間評価 <u>法</u>第22条の正式採用とするか否かの判断を行う</p>

<p>かの判断を行うために、条件付である職員が<u>同項</u>に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。</p> <p>(7) [略] (被評価者の範囲)</p> <p>第6条 定期評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、<u>臨時又は非常勤の職員</u>以外の職員とする。</p> <p>(補則)</p> <p>第20条 [略]</p>	<p>ために、条件付である職員が<u>同条</u>に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。</p> <p>(7) [略] (被評価者の範囲)</p> <p>第6条 定期評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、<u>那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程(平成11年那覇市水道局規程第6号)</u> <u>第1条の臨時職員</u>以外の職員とする。 (会計年度任用職員の人事評価)</p> <p>第20条 法第22条の2第1項の会計年度任用職員の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項については、第2条から前条までの規定にかかわらず、管理者が別に定める。</p> <p>(補則)</p> <p>第21条 [略]</p>
--	---

備考

- 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部改正)

第4条 那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程(平成23年那覇市上下水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(適用の特例)</u></p> <p><u>第47条 第9条第1号から第7号まで、第12条及び第13条の規定は、臨時職員及び非常勤職員について準用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第48条 [略]</p>	
<p>第47条 [略]</p>	

備考

- 1 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(那霸市上下水道局職員公務災害見舞金支給規程の一部改正)

第5条 那霸市上下水道局職員公務災害見舞金支給規程(平成4年那霸市水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、 次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) <u>那霸市上下水道局に勤務する常勤 及び非常勤の職員(管理者を含む)、嘱 託員、調査員</u></p> <p>(2) <u>臨時的に任用された職員で労働災 害補償保険法の適用を受けるもの</u></p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第3条 この規程は、地方公務員災害補償 法<u>(昭和42年法律第121号)</u>又は労働災害 補償保険法<u>(昭和22年法律第50号)</u>の規 定に基づき、公務上の災害又は通勤によ る災害と認定された災害について適用す る。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) <u>地方公務員災害補償法(昭和42年 法律第121号)第2条第1項第1号に規定 する職員</u></p> <p>(2) <u>労働災害補償保険法(昭和22年法 律第50号)の適用を受ける職員</u></p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第3条 この規程は、地方公務員災害補償 法又は労働災害補償保険法の規定に基 づき、公務上の災害又は通勤による災害 と認定された災害について適用する。</p>
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会規則

那霸市教育委員会規則第4号
令和2年3月31日
公 布 濟

那霸市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

那霸市教育委員会
教育長 田端一正

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
(部、課等の設置)	(部、課等の設置)																														
第5条 事務局に置く部、課及び室は、次の表のとおりとする。	第5条 [略]																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>室</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>学習</td><td>市民スポーツ課</td><td>高校総体推進室</td></tr> <tr> <td>部</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	部	課	室	生涯	[略]		学習	市民スポーツ課	高校総体推進室	部	[略]		[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>室</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>学習</td><td>市民スポーツ課</td><td></td></tr> <tr> <td>部</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	部	課	室	生涯	[略]		学習	市民スポーツ課		部	[略]		[略]		
部	課	室																													
生涯	[略]																														
学習	市民スポーツ課	高校総体推進室																													
部	[略]																														
[略]																															
部	課	室																													
生涯	[略]																														
学習	市民スポーツ課																														
部	[略]																														
[略]																															
(公の施設の所管)	(公の施設の所管)																														
第9条 教育委員会の所管に属する公の施設並びに所管する部及び課は、次の表のとおりとする。	第9条 [略]																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公の施設の名称</th><th colspan="2">所管する部及び課</th></tr> <tr> <th>部</th><th>課</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市立森の家 みんみん</td><td></td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table>	公の施設の名称	所管する部及び課		部	課	[略]	[略]	[略]	那覇市立森の家 みんみん		[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公の施設の名称</th><th colspan="2">所管する部及び課</th></tr> <tr> <th>部</th><th>課</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市立森の家 みんみん</td><td></td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市人材育成 支援センターま ーいまーいNaha</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	公の施設の名称	所管する部及び課		部	課	[略]	[略]	[略]	那覇市立森の家 みんみん		[略]	那覇市人材育成 支援センターま ーいまーいNaha							
公の施設の名称		所管する部及び課																													
	部	課																													
[略]	[略]	[略]																													
那覇市立森の家 みんみん		[略]																													
公の施設の名称	所管する部及び課																														
	部	課																													
[略]	[略]	[略]																													
那覇市立森の家 みんみん		[略]																													
那覇市人材育成 支援センターま ーいまーいNaha																															
(職名及び職位)	(職名及び職位)																														
第19条 那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第5号及び第6号に定める教育委員会の職員の職名及びその職位は、次の表のとおりとする。	第19条 [略]																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職位</th><th>職名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>主査級</td><td>主査 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長 指導主事 管理主事 社会教育主事 教育相談員主査 <u>主任教諭</u> 調理主査</td></tr> <tr> <td>主任級</td><td>主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任教育相談員 <u>教諭</u> 社会教育主事 司書 主任栄</td></tr> </tbody> </table>	職位	職名	[略]		主査級	主査 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長 指導主事 管理主事 社会教育主事 教育相談員主査 <u>主任教諭</u> 調理主査	主任級	主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任教育相談員 <u>教諭</u> 社会教育主事 司書 主任栄	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職位</th><th>職名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>主査級</td><td>主査 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長 指導主事 管理主事 社会教育主事 教育相談員主査 調理主査</td></tr> <tr> <td>主任級</td><td>主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任教育相談員 社会教育主事 司書 主任栄養士</td></tr> </tbody> </table>	職位	職名	[略]		主査級	主査 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長 指導主事 管理主事 社会教育主事 教育相談員主査 調理主査	主任級	主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任教育相談員 社会教育主事 司書 主任栄養士														
職位	職名																														
[略]																															
主査級	主査 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長 指導主事 管理主事 社会教育主事 教育相談員主査 <u>主任教諭</u> 調理主査																														
主任級	主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任教育相談員 <u>教諭</u> 社会教育主事 司書 主任栄																														
職位	職名																														
[略]																															
主査級	主査 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長 指導主事 管理主事 社会教育主事 教育相談員主査 調理主査																														
主任級	主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任教育相談員 社会教育主事 司書 主任栄養士																														

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 95%;">養士 主任調理員 主任運転手</td></tr> <tr><td>主事級</td><td>主事 技師 公民館主事 教育 相談員 <u>教諭</u> 社会教育主事 司書 栄養士 調理員 運転手 用務員</td></tr> </table> <p>2 [略] (職務)</p> <p>第20条 前条に掲げる職名の職務は、次の表のとおりとする。<u>ただし、主任教諭及び教諭については、別の定めによるものとする。</u></p> <p>[表 略]</p> <p>別表第1(第6条関係) 事務局の事務分掌 生涯学習部に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width: 10%;">課</th><th style="width: 90%;">分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td>生涯 学習 課</td><td>1~4 [略] 5 社会教育施設の設置及び廃止 に関すること。 6~16 [略] <u>17 青少年施設の設置、管理及び 廃止に関すること。</u> <u>18~19 [略]</u></td></tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </tbody> </table> <p>学校教育部に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width: 10%;">課</th><th style="width: 90%;">分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td>学校 給食 課</td><td>1~2 [略] 3 <u>学校給食施設</u>の設置及び廃止 に関すること。 4 [略] 5 <u>学校給食センターの庶務の総 括</u>に関すること。</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第11条関係) 教育機関の事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width: 10%;">教育機関</th><th style="width: 90%;">分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </tbody> </table>		養士 主任調理員 主任運転手	主事級	主事 技師 公民館主事 教育 相談員 <u>教諭</u> 社会教育主事 司書 栄養士 調理員 運転手 用務員	課	分掌事務	[略]		生涯 学習 課	1~4 [略] 5 社会教育施設の設置及び廃止 に関すること。 6~16 [略] <u>17 青少年施設の設置、管理及び 廃止に関すること。</u> <u>18~19 [略]</u>	[略]		課	分掌事務	[略]		学校 給食 課	1~2 [略] 3 <u>学校給食施設</u> の設置及び廃止 に関すること。 4 [略] 5 <u>学校給食センターの庶務の総 括</u> に関すること。	教育機関	分掌事務	[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 95%;">主任調理員 主任運転手</td></tr> <tr><td>主事級</td><td>主事 技師 公民館主事 教育 相談員 社会教育主事 司書 栄養士 調理員 運転手 用務 員</td></tr> </table> <p>2 [略] (職務)</p> <p>第20条 前条に掲げる職名の職務は、次の表のとおりとする。</p> <p>[表 略]</p> <p>別表第1(第6条関係) 事務局の事務分掌 生涯学習部に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width: 10%;">課</th><th style="width: 90%;">分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td>生涯 学習 課</td><td>1~4 [略] 5 社会教育施設の設置、<u>管理及 び廃止</u>に関すること。 6~16 [略] <u>17~18 [略]</u> <u>19 所管する公の施設の設置、管 理及び廃止に関すること。</u></td></tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </tbody> </table> <p>学校教育部に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width: 10%;">課</th><th style="width: 90%;">分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td>学校 給食 課</td><td>1~2 [略] 3 <u>学校給食センター</u>の設置、<u>管 理</u>及び廃止に関すること。 4 [略] 5 <u>学校給食に係る備品等の調達</u> に関すること。</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第11条関係) 教育機関の事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width: 10%;">教育機関</th><th style="width: 90%;">分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </tbody> </table>		主任調理員 主任運転手	主事級	主事 技師 公民館主事 教育 相談員 社会教育主事 司書 栄養士 調理員 運転手 用務 員	課	分掌事務	[略]		生涯 学習 課	1~4 [略] 5 社会教育施設の設置、 <u>管理及 び廃止</u> に関すること。 6~16 [略] <u>17~18 [略]</u> <u>19 所管する公の施設の設置、管 理及び廃止に関すること。</u>	[略]		課	分掌事務	[略]		学校 給食 課	1~2 [略] 3 <u>学校給食センター</u> の設置、 <u>管 理</u> 及び廃止に関すること。 4 [略] 5 <u>学校給食に係る備品等の調達</u> に関すること。	教育機関	分掌事務	[略]	
	養士 主任調理員 主任運転手																																												
主事級	主事 技師 公民館主事 教育 相談員 <u>教諭</u> 社会教育主事 司書 栄養士 調理員 運転手 用務員																																												
課	分掌事務																																												
[略]																																													
生涯 学習 課	1~4 [略] 5 社会教育施設の設置及び廃止 に関すること。 6~16 [略] <u>17 青少年施設の設置、管理及び 廃止に関すること。</u> <u>18~19 [略]</u>																																												
[略]																																													
課	分掌事務																																												
[略]																																													
学校 給食 課	1~2 [略] 3 <u>学校給食施設</u> の設置及び廃止 に関すること。 4 [略] 5 <u>学校給食センターの庶務の総 括</u> に関すること。																																												
教育機関	分掌事務																																												
[略]																																													
	主任調理員 主任運転手																																												
主事級	主事 技師 公民館主事 教育 相談員 社会教育主事 司書 栄養士 調理員 運転手 用務 員																																												
課	分掌事務																																												
[略]																																													
生涯 学習 課	1~4 [略] 5 社会教育施設の設置、 <u>管理及 び廃止</u> に関すること。 6~16 [略] <u>17~18 [略]</u> <u>19 所管する公の施設の設置、管 理及び廃止に関すること。</u>																																												
[略]																																													
課	分掌事務																																												
[略]																																													
学校 給食 課	1~2 [略] 3 <u>学校給食センター</u> の設置、 <u>管 理</u> 及び廃止に関すること。 4 [略] 5 <u>学校給食に係る備品等の調達</u> に関すること。																																												
教育機関	分掌事務																																												
[略]																																													

学校給食センター	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>1 学校給食センターの管理運営に関すること。</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>2~6 [略]</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>7 学校給食センターの庶務に関すること。</u></td></tr> </table>	<u>1 学校給食センターの管理運営に関すること。</u>	<u>2~6 [略]</u>	<u>7 学校給食センターの庶務に関すること。</u>	学校給食センター	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>1~5 [略]</u></td></tr> </table>	<u>1~5 [略]</u>
<u>1 学校給食センターの管理運営に関すること。</u>							
<u>2~6 [略]</u>							
<u>7 学校給食センターの庶務に関すること。</u>							
<u>1~5 [略]</u>							

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第5号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成25年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

委任する事務	委任する職員
1 教育委員会の市費負担職員(<u>臨時職員及び非常勤職員を除く。)</u> の給与等に関する事務	[略]
2 那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第19条第1項 の審査請求の受付及び受理に関する事務	
3 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)第20条第 1項の審査請求の受付及び受理に関する事務	
4~5 [略]	[略]
6 那覇市情報公開条例第5条第1項の規定による請求の受付及び 受理に関する事務	
7 那覇市個人情報保護条例第12条、第13条、第15条及び第15条の 2の規定による請求の受付及び受理に関する事務	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

委任する事務	委任する職員
1 教育委員会の市費負担職員 <u>で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員の給与等</u> に関する事務	[略]
2 那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第5条第1項 の規定による公開の請求及び第19条第1項の審査請求の受付及	

び受理に関する事務	
3 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)第12条、 第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求並びに第20条第 1項の審査請求の受付及び受理に関する事務	
4~5 [略]	[略]

那覇市教育委員会規則第6号
令和2年3月31日
公 布 済

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成5年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り	休憩時間
生涯学習課 に勤務する 職員のうち 所属長が指 定するもの	[略]		
[略]			
図書館に勤 務する職員	(1) 月曜日又は金曜 日のいずれか所属 長が指定する日 ただし、月曜日又 は金曜日が、国民の 祝日にに関する法律 (昭和23年法律第17 8号)に規定する文 化の日に当たる場 合は、その日以後に おいて所属長が指 定する日 (2) [略]	[略]	

[略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り	休憩時間
生涯学習課に勤務する職員	[略]		
する職員	(1) 金曜日 ただし、図書室を担当する職員については、金曜日が、国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する文化の日に当たる場合は、その日の前後において所属長が指定する日 (2) 4週につき4日所属長が指定する日	日曜日から木曜日まで及び土曜日 (1) 8時30分から17時15分まで (2) 9時から17時45分まで (3) 10時から18時45分まで (4) 11時から19時45分まで (5) 12時45分から21時30分まで (1) から(5)までのうちから所属長が定める。	勤務時間の割り振りが、(1)又は(2)の場合にあっては12時から13時まで、(3)又は(4)の場合にあっては13時から16時まで、(5)の場合にあっては16時から18時までの間で所属長の定める1時間
那覇市人材育成支援センター一まいまいNahaに勤務する職員	(1) 月曜日又は金曜日のいずれか所属長が指定する日 ただし、月曜日又は金曜日が、国民の祝日にに関する法律に規定する文化の日に当たる場合は、その日の前後において所属長が指定する日 (2) [略]	[略]	
図書館に勤務する職員			
	[略]		

那覇市教育委員会規則第7号
令和2年3月31日
公布 布濟

那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則(平成11年那覇市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号。以下「条例」という。)第3条の3に規定する土地及び使用料の月額その他必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号。以下「条例」という。)第3条の2に規定する土地及び使用料の月額その他必要な事項を定めるものとする。
(駐車土地) 第2条 条例第3条の3の規則で定める土地は、本市の公有財産のうち、その用途又は目的を妨げないとして、当該財産の管理責任者(那覇市公有財産規則(平成3年那覇市規則第11号)第5条の各部の長をいう。)が指定する場所とする。	(駐車土地) 第2条 条例第3条の2の規則で定める土地は、本市の公有財産のうち、その用途又は目的を妨げないとして、当該財産の管理責任者(那覇市公有財産規則(平成3年那覇市規則第11号)第5条の各部の長をいう。)が指定する場所とする。
(使用料の額) 第4条 条例第3条の3の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる車両の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。 [表 略]	(使用料の額) 第4条 条例第3条の2の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる車両の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。 [表 略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第8号
令和2年3月31日
公布 布濟

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、他に特別の定めがあるものを除くほか、次に掲げる規定に基づき臨時的に任用する職員(以下「臨時職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条第5項</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(任用の基準)</p> <p>第3条 臨時職員は、次の各号に掲げる規定による任用の区分に応じ、当該各号に定める場合に任用することができる。</p> <p>(1) <u>第1条第1号に掲げる規定</u></p> <p>ア <u>定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第5号及び第6号に定める職員をいう。以下この条において同じ。)が、継続して1月以上の期間、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下この号において「勤務時間規則」という。)第21条の病気休暇を取得する場合</u></p> <p>イ <u>定数職員が、継続して1月以上の期間、勤務時間規則第22条の2第1項の介護休暇(1日を単位とするものに限る。)を取得する場合</u></p> <p>ウ <u>定数職員が勤務時間規則別表第2第1号又は第2号に規定する特別休暇を取得する場合</u></p> <p>エ <u>定数職員が、継続して1月以上の期</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条の3第4項</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(任用の基準)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) <u>第1条第1号に掲げる規定 定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第5号及び第6号に定める職員をいう。以下この条において同じ。)に欠員を生じた場合において、次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>ア <u>災害その他重大な事故のため、地方公務員法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合</u></p> <p>イ <u>臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合</u></p>

<p><u>間、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する場合</u></p> <p><u>オ 定数職員が外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)第2条第1項の規定により派遣される場合</u></p> <p><u>カ その他教育長が必要と認める場合</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(任用候補者名簿)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の臨時職員任用候補者名簿には、臨時職員への任用を希望する者<u>で、原則として65歳未満のものを登載するものとする。</u></p> <p>(準用規定等)</p> <p>第9条 臨時職員の勤務時間等、年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇及び職務専念義務の免除については、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号。以下「那覇市規則」という。)<u>第14条から第18条までの規定を準用する。</u>この場合において、<u>同規則第17条中「那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則(昭和49年那覇市規則第37号)」</u>とあるのは「那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和49年那覇市教育委員会規則第5号)」と、「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 臨時職員の給与については、那覇市規則<u>第8条から第13条までの規定の適用があるものとする。</u></p>	<p><u>間、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する場合</u></p> <p><u>オ 定数職員が外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)第2条第1項の規定により派遣される場合</u></p> <p><u>カ その他教育長が必要と認める場合</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(任用候補者名簿)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の臨時職員任用候補者名簿には、臨時職員への任用を希望する者を登載するものとする。</p> <p>(準用規定等)</p> <p>第9条 臨時職員の勤務時間等、年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇及び職務専念義務の免除については、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号。以下「那覇市規則」という。)<u>第8条から第12条までの規定を準用する。</u>この場合において、<u>那覇市規則第11条中「那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則(昭和49年那覇市規則第37号)」</u>とあるのは「那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和49年那覇市教育委員会規則第5号)」と、「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 臨時職員の給与については、那覇市規則<u>第7条の規定の適用があるものとする。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 臨時職員の任用に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

那覇市教育委員会規則第9号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(受配校) 第2条 那覇市学校給食センター設置条例 第2条に規定する施設に係る受配校は、次の表のとおりとする。 [表 別記] 2 [略]	(受配校) 第2条 [略] [表 別記] 2 [略]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第2条第1項の表]

施設	受配校
首里学校給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城南小学校 石嶺中学校 松島中学校 松城中学校
小禄学校給食センター	垣花小学校 さつき小学校 小禄小学校 小禄中学校 金城中学校
真和志学校給食センター	仲井真小学校 真地小学校 大道小学校 石田中学校 仲井真中学校 真和志中学校
神原学校給食センター	[略]
城岳学校給食センター	城岳小学校 天妃小学校
古藏学校給食センター	[略]
銘苅学校給食センター	銘苅小学校 若狭小学校 上山中学校
[略]	
大名学校給食センター	大名小学校 城北小学校 城北中学校
[略]	

[改正後 別記]

[第2条第1項の表]

施設	受配校
首里学校給食センター	城東小学校 城南小学校 石嶺小学校 松島中学校 松 城中学校 石嶺中学校
小禄学校給食センター	城岳小学校 天妃小学校 開南小学校 垣花小学校 小 禄小学校 さつき小学校 小禄中学校 金城中学校
真和志学校給食センター	大道小学校 仲井真小学校 真地小学校 真和志中学校 石田中学校 仲井真中学校
神原学校給食センター	[略]
古蔵学校給食センター	[略]
銘苅学校給食センター	若狭小学校 銘苅小学校 上山中学校
[略]	
大名学校給食センター	城北小学校 大名小学校 城北中学校
[略]	

那霸市教育委員会規則第10号
令和2年3月31日
公布 布告 済

那霸市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

那霸市教育委員会
教育長 田端一正

那霸市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則

那霸市社会教育指導員設置に関する規則(昭和47年那霸市教育委員会規則第14号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第11号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公民館条例施行規則(平成22年那覇市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(非常勤の館長)	
<u>第14条 館長(中央公民館及び指定管理者が管理を行う公民館の館長を除く。)は、非常勤とすることができる。</u>	
2 非常勤の館長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。	
3 非常勤の館長が欠けた場合における補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする。	
第15条～第20条 [略]	第14条～第19条 [略]
第1号様式(第16条関係) [略]	第1号様式(第15条関係) [略]
第2号様式(第17条関係) [略]	第2号様式(第16条関係) [略]
第3号様式(第17条関係) [略]	第3号様式(第16条関係) [略]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあら全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第12号
令和2年3月31日
公 布 濟

小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則を廃止する規則
をここに公布する。

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則を廃止する
規則

小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則(平成23年那覇市
教育委員会規則第3号)は、廃止する。

付 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第13号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

那覇市教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教科指導員設置に関する規則(昭和48年那覇市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市教科指導員設置に関する規則</u>	<u>那覇市教科等指導員設置に関する規則</u>
(設置)	(設置)
第1条 那覇市の学校教育の振興をはかるため、那覇市教育委員会(以下「委員会」という。)に <u>那覇市教科指導員</u> (以下「指導員」という。)をおく。	第1条 那覇市の学校教育の振興を図るために、那覇市教育委員会(以下「委員会」という。)に <u>那覇市教科等指導員</u> (以下「指導員」という。)を置く。
<u>2 指導員は、非常勤とする。</u>	
(職務)	(職務)
第2条 指導員は、指導主事を助け、次に掲げる事項についての指導および助言に関する事務に従事する。	第2条 指導員は、指導主事を助け、次に掲げる事項についての指導及び助言に関する事務に従事する。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) その他 <u>特定の教科</u> の指導に関すること。	(4) その他 <u>教科等</u> の指導に関すること。
(委嘱)	(委嘱)
第3条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから30名以内を委員会が委嘱する。	第3条 指導員は、那覇市立の小学校又は中学校に勤務し、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項の普通免許状を有する者のうちから30名以内を委員会が委嘱する。
(1) <u>那覇市立の小学校又は中学校に勤務し、普通免許状を有する者</u>	
(2) <u>教育に関し、識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者</u>	
(服務)	(服務)
第4条 指導員は、その職務の遂行にあたつては、委員会の指示に従わなければならない。	第4条 指導員は、その職務の遂行に当たつては、委員会の指示に従わなければならない。
(報酬)	
第6条 指導員の報酬の額及びその支給方	

<p><u>法は、那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の定めるところによる。</u></p> <p>第7条 [略]</p>	<p>第6条 [略]</p>
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第14号
令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

那覇市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則

那覇市青少年指導員に関する規則(平成19年那覇市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第2条 [略] 2 指導員は、非常勤とする。	(設置) 第2条 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に青少年指導員である者は、この規則の施行の日において当該青少年指導員を解嘱されたものとし、及び改正後の那覇市青少年指導員に関する規則の規定により青少年指導員として同日に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、令和3年6月30日までとする。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第1号

令和2年3月31日
公 布 濟

非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程を廃止する訓令をここに定める。

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程を廃止する訓令

非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程(平成16年那覇市教育委員会訓令第3号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会訓令第2号

令和2年3月31日
公 布 濟

那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令をここに定める。

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市立小学校及び中学校職員服務規程(平成3年那覇市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>(教育職員の業務量の適切な管理)</u></p> <p><u>第22条 教育長は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条第2項の教育職員(以下この条において「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間(教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。次項において同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間(県勤務時間等条例第6条の正規の勤務時間をいう。)をいう。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 1か月について45時間</p> <p class="list-item-l1">(2) 1年について360時間</p> <p><u>2 教育長は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 1か月について100時間未満</p> <p class="list-item-l1">(2) 1年について720時間</p> <p class="list-item-l1">(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、</p>

<p><u>第22条～第44条</u> [略]</p>	<p><u>4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間</u></p> <p>(4) <u>1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるものほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が定める。</u></p> <p><u>第23条～第45条</u> [略]</p>
-----------------------------	---

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあら全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の日から令和2年8月31日までの間における改正後の第22条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「5か月の期間」とあるのは、「5か月の期間(令和2年4月以後の期間に限る。)」とする。

那覇市教育委員会訓令第3号
令和2年3月31日
公布 布告 済

那覇市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

那覇市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程(平成27年那覇市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) [略] (6) 条件付採用期間評価 地方公務員法 <u>第22条第1項</u> の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件付である職員が <u>同項</u> に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。 (7) [略] (被評価者の範囲) 第6条 定期評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、 <u>臨時又は非常勤の職員</u> 以外の職員とする。	(定義) 第2条 [略] (1)～(5) [略] (6) 条件付採用期間評価 地方公務員法 <u>第22条</u> の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件付である職員が <u>同条</u> に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。 (7) [略] (被評価者の範囲) 第6条 定期評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、 <u>那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市教育委員会規則第6号)</u> <u>第1条の臨時職員</u> 以外の職員とする。 (会計年度任用職員の人事評価) <u>第20条 地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項については、第3条から前条までの規定にかかわらず、教育長が別に定める。</u> 第21条 [略]
第20条 [略]	備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

選挙管理委員会規程

那覇市選挙管理委員会規程第3号
令和2年4月1日
公 布 済

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 松田 義之

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市個人情報保護条例施行規程(平成4年選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の委任) 第3条 那覇市選挙管理委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 (1) 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関する事務 <u>市民文化部市民生活安全課</u> の情報公開担当職員 (2) [略]	(事務の委任) 第3条 [略] (1) 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関する事務 <u>総務部法制契約課</u> の情報公開担当職員 (2) [略]
備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第1号
令和2年4月1日
掲示済

那覇市選挙管理委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規定の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 松田 義之

那覇市選挙管理委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正する告示

那覇市選挙管理委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程(平成20年選挙管理委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委任) 第2条 選挙管理委員会は、選挙管理委員会事務局職員(<u>臨時職員及び非常勤職員を除く。</u>)の給与等に関する事務を那覇市総務部長に委任するものとする。	(委任) 第2条 選挙管理委員会は、選挙管理委員会事務局職員 <u>で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員</u> の給与等に関する事務を那覇市総務部長に委任するものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市選挙管理委員会告示第2号
令和2年4月1日
掲示済

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 松田 義之

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

那覇市情報公開条例施行規程(昭和63年選挙管理委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の委任) 第3条 那覇市選挙管理委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 (1) 条例第5条第1項の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>市民文化部市民生活安全課</u> の情報公開担当職員 (2) [略]	(事務の委任) 第3条 [略] (1) 条例第5条第1項の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>総務部法制契約課</u> の情報公開担当職員 (2) [略]
備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

監査委員公表

那監公表第10号

令和2年3月26日

掲示済

那覇市監査委員	久場健護
同	宮里善博
同	宮城哲
同	古堅茂治

令和元年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について
(公表)

令和元年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置

○ 平成30年度小禄金城地内配水幹線布設替工事（その1）

5 書類調査について

(2) 設計について

ア 設計業務関係

(7) 指摘事項等

(注意事項)

充填材料については、性能や施工方法についての比較検討は行われているが、経済的な比較が行われていない。規模を想定した中で行えば、経済性を含む総合的評価が的確なものとなるので、経済的な比較も検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

当該の選定の検討資料について、機械、工法、材料（配合）の3項目についてそれぞれ検討しており、工法、材料については経済比較を行つてはいたが、機械については施工規模より判定しております。今後は、的確で

明瞭な資料となるようすべての項目について比較検討資料を作成いたしました。

ウ 特記仕様書

(7) 指摘事項等

(要望事項)

a 特記仕様書1. 適用には、準拠すべき他の機関が発行している仕様書や規定を示しているが、設計図書における優先順位が示されていない。特記仕様書に記載すべき重要な要素であり、検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

特記仕様書については、関係部署と内容の確認を行います。

b 特記仕様書16. 業務計画書の記述については、設計よりも工事に関する記述であり、検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

業務計画書の記述について、以後の発注より訂正します。

エ 業務計画書

(7) 指摘事項等

(要望事項)

業務概要において、「管路設計」と記載すべきところを「管路計画」となっていること、業務組織計画において、技術士補に係る部門の記載がないこと、照査の時期が設計業務フロー等に示されていないことなど、記載内容について、誤字や用語の選択等が不適切な箇所が散見された。直接設計業務に関わるものではないが、業務計画書を受け取る際、適正な用語となるよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

業務計画書を受け取る際、適正な用語となるよう指導します。

(3) 積算について

ア 指摘事項等

(要望事項)

検算の結果誤りを発見した際は都度修正している。検算において発見したミスについては修正が終われば、用済みとしているとのことであったので、一定期間それらの結果を収集し、分類や整理を行うことで、再発防止の情報として活用することが可能である。そのことが業務改善に繋がり効率化が図られることになるので、検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

集積と再発防止の情報活用について検討します。

(5) 施工について

イ 施工計画書**(7) 指摘事項等****(要望事項)**

承諾の定義として、「契約図書で明示した事項で、請負者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。」とされている。したがって、施工計画書については、「受理」として処理することを検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

施工計画書の様式については、関係部署と内容の確認を行います。

エ 施工計画書の個別記載内容確認**(イ) 計画工程表****a 指摘事項等****(要望事項)**

(a) 契約時に提出された工程表がそのまま付けられており、施工計画書には、契約時よりも詳細に検討された工程表が必要と考えられるので、契約後の第1回目の協議において、精査した工程表の提出を指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

詳細な工程表を添付するよう指導します。

(b) 施工計画書に、工程遅延に対するフォローアップを十分に記載されたい。

□ 上記事項に関する措置

工程遅延に対するフォローアップを記載するよう指導します。

(ウ) 現場組織表**a 指摘事項等****(注意事項)**

(a) 受注者から提出されている作業員名簿には、住所、電話番号及び家族連絡先など明らかに個人情報が含まれており、個人情報保護法等の規制を受けるものとなる。このような情報は、発注者として保有する必要性はないものと考えられるので、工事に携わった従業者の指名のみを把握し、そのリストに必要な情報を確認した項目については、監督員により確認した事実だけを残されたい。

□ 上記事項に関する措置

個人情報の記載は、法令に遵守するよう指導します。

(b) 現場組織表では管理体制のみ記載されている。作業体制が明確とされていない。受注者と下請負者との業務分担が不明である。別途、施工体制台帳や下請負申請書等を見ればわかるものではあるが、管理体制と作業体制を合わせての提出を求められたい。

□ 上記事項に関する措置

受注者と下請負者との業務分担が明確となるように、施工計画書の中に現場組織表と施工体系図を添付するよう指導します。

(イ) 指定機械及び主要機械

a 指摘事項等

(要望事項)

多くの機械を使用しないので、項目名を「指定機械及び主要機械」とし、備考欄を設け、指定機械についてはその内容を記載することで整理されたい。

□ 上記事項に関する措置

分かりやすい記載をするよう指導します。

(オ) 施工方法

a 指摘事項等

(注意事項)

モルタル充填工については、充填工部分についての要領書であれば、まだ理解できるが、施工管理や品質管理等は受注者自身が管理すべきものであり、また監理技術者が指導すべき、施工方法以外の内容までも個別の要領書に独立して作成されているのは適切とは言えない。取りまとめ方法を指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

モルタル充填工についての施工計画書を個別ではなく、本施工計画書に取りまとめるよう指導します。

(カ) 施工管理計画

a 指摘事項等

(要望事項)

施工管理計画は、記載の4項目のほか、段階確認・検査が含まれるものであるが、記載されていない。

これについては、発注者自身が意識し、着手にあたって受注者に意向を伝え、更に受注者側としての考えを合わせて内容及び時期等について双方で認識し合うことが重要である。

施工管理計画については、段階確認・検査の項目を記載させるよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

段階確認・検査について記載するよう指導します。

b 工程管理

(a) 指摘事項等

(要望事項)

工程管理が、具体性に欠ける記載内容となっている。具体的な記載となるよう指導されたい。

上記事項に関する措置

具体的な記載となるよう指導します。

c 出来形管理及び品質管理

(a) 指摘事項等

(注意事項)

那覇市上下水道局工事標準仕様書には「接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行う」とされているが、出来形管理及び品質管理表に配管の接合に関するチェックシートが明記されていない。

当該仕様書を遵守するよう指導されたい。

上記事項に関する措置

配管接合のチェックシートは施工前確認事項にて、局から様を指定し作表について指導しておりますが、施工計画書の品質管理の中でも添付するよう指導します。

(イ) 緊急時の体制及び対応

a 指摘事項等

(要望事項)

主として工事災害についての記述になっており、地震やゲリラ豪雨などの自然災害についての記載がない。

緊急時の定義を明確にするとともに、緊急事態の発生に際して、作業員の安全と工事目的物の保全に必要な資材の準備や体制等についての記述を求められたい。

上記事項に関する措置

地震とゲリラ豪雨時の体制について記載するよう指導します。

(カ) 交通管理

a 指摘事項等

(要望事項)

管理の記述が、「ないようにし」、「教育し」、「周知する」、「注意を促す」など曖昧な表現になっている。

特に過積載については、具体的な管理方法を明確に記載するよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

曖昧な表現は訂正し、過積載については具体的に明記するよ指導します。

(コ) 環境対策

a 指摘事項等

(要望事項)

想定される騒音振動、粉塵などについての記載がある。監督員は、現場立会時に状況を確認し、適切な管理となっているかどうかについて確認されたい。

□ 上記事項に関する措置

騒音振動、粉塵について、チェックリストにより適切に管理します。

6 現場調査について

(1) 現地の状況

ア 現場標識

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

内容を確認すると、責任技術者の資格表記が、主任・監理・管理などが使用され、同じ表記とはなっていなかった。工事の開始とともに設置されているものであり、また、別途、施工計画書として着手前に提出され承諾しているものもあるので、不整合である状況をいち早く発見し、その修正を指導すべきである。

□ 上記事項に関する措置

適正な表記となるよう指導します。

○ 那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（建築）

5 書類調査について

(1) 事業目的、計画について

ウ 設計業務について

a 指摘事項等

(要望事項)

基本設計から実施設計の変更事項は、意匠が曲面状の金属系屋根から直線形のコンクリート系屋根への変更、構造が場所打ちコンクリート杭からラップルコンクリート杭への変更である。変更経緯の議事録が確認できなかった。変更事項は、変更経緯を議事録に残すことが望ましい。

□ 上記事項に関する措置

変更経緯については、変更の際に行った検討を資料として整理いたします。

(3) 積算について

イ 工事の積算

a 指摘事項等

(要望事項)

業者徴取見積書の採用単価査定率は、各業者からのヒアリング調査によって決定している。見積徴取頻度の高い工種については、データを集積し参考資料とすることを検討されたい。

上記事項に関する措置

今後、データを参考資料として活用できるように努めます。

(4) 入札及び契約について

カ 設計業務及び監理業務の書類等について

(7) 指摘事項等

(要望事項)

a 基本設計業務の重要事項説明書が提出されているが返却について確認できなかつたので、確認されたい。

上記事項に関する措置

重要事項説明書は2部作成し1部を返却、1部を保管しております。

b 監理業務の重要事項説明書の提出が確認できなかつた。提出の要不要を確認されたい。

上記事項に関する措置

重要事項説明書は監理業務でも必要な書類であり、2部作成し、1部を返却、1部を保管しております。

c 設計業務管理技術者等は、届けられている。積算担当者の記載が確認できなかつた。積算業務が含まれているので記載することが望まれる。

上記事項に関する措置

今後、管理技術者等通知書において、積算担当者を記載するようにいたします。

(5) 施工管理について

ア 監理・監督業務について

(ア) 施工計画書について

a 指摘事項等

(要望事項)

総合施工計画書及び工種別施工計画書の記載内容は、特に決められていない。目次等による必要な記載項目（概要、品質計画等）の整理が施工計画書の平準化になると思われる所以検討されたい。

上記事項に関する措置

総合施工計画書及び工種別施工計画書において、今後、施工計画書の

平準化となるよう、必要な記載項目等を整理します。

(イ) 施工図について

a 指摘事項等

(注意事項)

(a) 施工図は、工事請負者が作成提出後、監理者が確認、監督員への報告をもって承諾に代えている。公共建築工事標準仕様書(建築工事編)では、施工図は監督員の承諾を受けることとなっているので、監督員押印をする時は、受領又は承諾の明確化を工夫されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後、受領、承諾を明確化いたします。

(要望事項)

(a) 建築、設備各工事が作成した総合図の最新版の管理について、分かれにくかった。管理方法を検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

各工事で更新した日付を記入し、最新版の管理を行うようにいたします。

(b) 監理業務で担当技術者が施工図のチェックをしているが、管理技術者の係わりと管理技術者の業務内容を確認されたい。

□ 上記事項に関する措置

管理技術者等の役割分担と業務内容を体制表の中で明確にいたします。

(c) 建築、設備各工事が作成した総合図の合意が確認出来なかった。合意を確認されたい。

□ 上記事項に関する措置

総合図の合意確認については、総合図の最新版に各工事受注者のチェックを入れる確認欄を作成し、確認できるようにいたします。

(ウ) 工程管理について

a 指摘事項等

(要望事項)

(a) 毎週1回の週間工程会議、月1回の総合工程会議にて確認している。全体工程表に分離発注設備工事、施工計画書、施工図の提出、承諾日の記載が特になかった。施工計画書、施工図の提出、承諾日、節目行事の記載により密な工程管理ができると思われる所以、分離発注工事を含めた合意の全体工程表の作成を検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

ご指摘内容を加味した全体工程表を作成する様、受注者に指示しまし

た。

(イ) 環境、官公庁提出届、維持管理、元請、下請業者等の書類について

h 指摘事項等

(要望事項)

(a) 環境物品等の調達方針採用品（グリーン購買品）の採用について確認できなかった。採用の要否を検討されたい。

上記事項に関する措置

今後の発注については、環境物品等の調達方針採用品に関する記載を現場説明書等への記載を検討いたします。

(b) 建設リサイクル法の届出、通知済みとのことである。再資源利用計画書等は整理しているとのことであるが確認できなかった。確認できるよう整理されたい。

上記事項に関する措置

受注者と調整し整理いたします。

イ 品質管理について

(イ) 検査、試験報告書について

c 指摘事項等

(要望事項)

技能士は、下請け通知書に添付の作業員名簿へ有資格者を記載とのことであるが、当日作業の確認ができるように工夫されたい。

上記事項に関する措置

技能士の当日作業の確認が行える様な対応を受注者に指示しました。

ウ 監督員について

(イ) 工事打合せ（議事録、指示協議事項等）について

c 指摘事項等

(要望事項)

着工時に設計図書内容（不整合等）について、説明、検討会の実施状況の確認ができなかった。設計図書照査の協議、検討会の開催が望まれる。

上記事項に関する措置

受注者及び監理と設計図書照査及び協議の方法について検討いたします。

エ 労働安全衛生管理について

(イ) 措置を講すべき者の指名について

a 指摘事項等

(是正事項)

当該建設工事は、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、衛生設備

工事等が分割発注されている。このような場合、労働安全衛生法第30条第2項は、工事の発注者は、請負人で当該事業を自ら行う事業者であるもののうちから、同条第1項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない旨規定しているが、当該建設工事において、当該措置を講ずべき者を指名していることが確認できなかった。

早急に法令を遵守し、指名されたい。

□ 上記事項に関する措置

ご指摘を受け、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として建築工事受注者を指名いたしました。

オ 工種別施工について

(オ) コンクリート工事

е 指摘事項等

(要望事項)

打設記録は、平面図等を活用し製造工場別のトレーサビリティ（追跡可能性）の確認ができるよう工夫されたい。

□ 上記事項に関する措置

各製造工場が確認できるよう平面図等を作成いたします。

6 現場調査について

(5) 安全・衛生

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

a 安全について、乗入構台の最大積載荷重を標示されたい。

□ 上記事項に関する措置

最大積載荷重の標示を設置いたしました。

(要望事項)

a 品質について、寸法毎に色分けされた鉄筋スペーサーの使用と現場での掲示で配筋の管理が容易と思われる。検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

寸法毎に色分けされた鉄筋スペーサーの使用について、受注者と協議を行い採用することといたしました。

b 転落・墜落及び飛来落下防止のため外部足場の点検、脚立作業の適正化、消火器の設置場所の周知など災害の防止のため関係者へ遵守事項の周知を図られたい。

□ 上記事項に関する措置

災害防止の遵守事項を関係者へ周知するよう、受注者へ指示いたしました。

○（仮称）ともかぜ振興会館建設工事（建築）

5 書類調査について

(3) 積算について

イ 工事の積算

(ウ) 指摘事項等

(要望事項)

業者徴取見積書の採用単価査定率について、掛け率は採用していない。市の設定査定率は、ないとのことであるが、見積徴取頻度の高い工種についてデータを集積し参考資料とすることを検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

過去のデータを、参考資料として活用するよう努めます。

(4) 入札及び契約について

カ 設計業務及び監理業務の書類等について

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

実施設計業務及び工事監理業務受託の重要事項説明書が提出されているが、説明を受けた担当者の氏名が「まちなみ共創部建築工事課」となっている。氏名を明記されたい。

□ 上記事項に関する措置

説明を受けた担当者の氏名を記入しました。

(要望事項)

実施設計業務管理技術者等は、届けられている。積算担当者の記載が確認できなかった。積算業務が含まれているので記載することが望まれる。

□ 上記事項に関する措置

今後、管理技術者等通知書に積算担当者を記載するよう指導します。

(5) 施工管理について

ア 監理・監督業務について

(ア) 施工計画書について

a 指摘事項等

(要望事項)

(a) 総合施工計画書の記載内容は、必要項目について協議し記載を考慮されたい。（提出の必要な工種別施工計画書、施工図など）

□ 上記事項に関する措置

総合施工計画書については、今後、提出の必要な項目等を整理するよう努めます。

(b) 工種別施工計画書の記載内容は、品質計画等の必要事項を確認されたい。

□ 上記事項に関する措置

工種別施工計画書については、今後、品質計画等に必要な事項を確認し、記載するよう努めます。

(イ) 総合図について

a 指摘事項等

(注意事項)

総合図は、工事請負者が作成提出後、監理者が確認・押印後、監督員及び主任監督員が確認後、承諾しているが、最新版の管理について、分かりにくかった。管理方法を検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

総合図は各工事で更新した日付け等を記入して、管理するようにします。

(エ) 環境、官公庁提出届、維持管理、元請、下請業者等の書類について

h 指摘事項等

(要望事項)

環境物品等の調達方針採用品（グリーン購買品）の採用について確認できなかった。採用の要否を検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後の事業において、グリーン購買品を優先的に使用するよう現場説明書等への記載を検討します。

ウ 監督員について

(イ) 工事打合せ（議事録、指示協議事項等）について

c 指摘事項等

(要望事項)

着手時に設計図書内容（不整合等）について、説明、検討会の実施状況の確認ができなかった。設計図書照査の協議及び検討会の開催が望まれる。

□ 上記事項に関する措置

今後の事業において、着手時に設計図書照査の協議等の開催を検討します。

エ 労働安全衛生管理について

(ア) 安全衛生状況について

d 指摘事項等

(要望事項)

下請け業者を含めた作業間の連絡調整等について行うよう指導された

い。

□ 上記事項に関する措置

下請け業者の作業間の連絡調整事項等について、作業日に隨時行われる職長会議の議事録等に記載するよう指導しました。

(イ) 措置を講ずべき者の指名について

a 指摘事項等

(是正事項)

当該建設工事は、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事等が分割発注されている。労働安全衛生法第30条第2項の指名を建築工事課長名で行っているが、同項の規定によれば、当該指名は、発注者である那覇市長が行わなければならないとされており、早急に法令を遵守し、改められたい。

□ 上記事項に関する措置

市長名で指名を行いました。

オ 工種別施工について

(エ) コンクリート工事

e 指摘事項等

(要望事項)

コンクリート打設記録は、コンクリート打設結果報告書が整理されている。打設記録は、平面図等を活用し製造工場別のトレーサビリティ（追跡可能性）の確認ができるよう工夫されたい。

□ 上記事項に関する措置

コンクリート打設記録を製造工場が分かるように作成しました。

6 現場調査について

(5) 安全・衛生

(7) 指摘事項等

(注意事項)

a 安全について、作業構台の最大積載荷重を標示されたい。

□ 上記事項に関する措置

最大積載荷重について、足場に標示しました。

(要望事項)

a 品質について、屋上防水部の水溜まりについて、マーキングの上、勾配等を確認されたい。

□ 上記事項に関する措置

屋上防水部の水溜まりについて、勾配等を補修しました。

b 転落・墜落及び飛来落下防止のため外部足場の点検、脚立作業の適正化、消火器の設置場所の周知など災害の防止のため関係者へ遵守事項の周知を図られたい。

□ 上記事項に関する措置

受注者へ災害防止の遵守事項を関係者に周知するよう、指示しました。

監査委員告示

那覇市監査委員告示第1号
令和2年4月1日
掲示済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定に基づき、那覇市監査委員監査基準を制定する。

那覇市監査委員	久場 健護
同	宮里 善博
同	宮城 哲
同	古堅 茂治

那覇市監査委員監査基準

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 一般基準(第5条—第11条)

第3章 実施基準(第12条—第19条)

第4章 報告基準(第20条—第24条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、
地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)及び地方公共
団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」とい

う。)の規定に基づき、第4条第1項第1号から第10号までの監査（以下「監査」という。）、同項第11号の検査（以下「検査」という。）及び同項第12号から第16号までの審査（以下「審査」という。）並びにその他の行為の実施、報告等に関して監査委員のるべき基本事項を定めることを目的とする。

（規範性）

第2条 この基準は、法第198条の3第1項に規定する監査基準であり、監査委員は、この基準に従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとする。なお、この基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

（監査等の目的）

第3条 監査等の目的は、本市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。

2 監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査等の結果を形成し、第21条に規定する監査等の結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長又は関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）に提出する。

（監査等の種類及びそれぞれの目的）

第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査（法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条） 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項） 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項） 市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (6) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項） 監査委員が必要と認めるとき並びに市長又は企業管理者の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること。

- (8) 住民監査請求に基づく監査(法第242条) 住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること。
- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2第3項又は公企法第34条) 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。
- (10) 共同設置機関の監査(法第252条の11第4項) 共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が監査すること。
- (11) 例月現金出納検査(法第235条の2第1項) 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (12) 決算審査(法第233条第2項又は公企法第30条第2項) 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- (13) 基金の運用状況審査(法第241条第5項) 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- (14) 健全化判断比率審査(健全化法第3条第1項) 健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- (15) 資金不足比率審査(健全化法第22条第1項) 資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- (16) 内部統制評価報告書審査(法第150条第5項) 市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。
- 2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査(法第199条第4項)又は随時監査(法第199条第5項)として実施する。
- 3 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

第2章 一般基準

(倫理規範)

- 第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に則り誠実な態度を保持するものとする。
- 2 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、第3条の目的を果たすため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さん努めるものとする。

(指導的機能の発揮)

- 第6条 監査委員は、第3条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

(監査等の実施)

第7条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。

なお、その場合のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（報告の徵取）

第8条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

（監査調書等の作成及び保存）

第9条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画（以下「監査等の計画」という。）、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。

（情報管理）

第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）等に基づき適切に取り扱うものとする。

（品質管理）

第11条 監査委員は、この基準に則ってその職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針及び手続を定めるものとする。

2 監査委員は、前項の品質管理の方針及び手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価するものとする。

3 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員等を適切に監督し、指導するものとする。

4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さん努めさせるものとする。

第3章 実施基準

（合理的な基礎の形成）

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手して、決定する監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。

（監査等の実施方針及び計画の策定）

第13条 監査委員は、本市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性及び重点項目等の実施方針を策定するものとする。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的かつ効率的に実施するこ

とができるように、監査等の計画を策定するものとする。

3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定期
- (3) 監査等の実施体制
- (4) その他必要と認める事項

4 監査委員は、実施計画の策定に当たり、必要に応じて監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の実施場所及び日程
- (6) 監査等の担当者及び事務分担
- (7) その他監査等の実施上必要と認める事項

（監査等の計画の変更）

第14条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象、環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。

（監査等の手続）

第15条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠等入手できるよう、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性及び合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利及び義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。

3 監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。

4 監査委員は、監査等の実施の結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合、新たな事実を発見した場合又は不正の兆候若しくは事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

（実施すべき監査等の手続の適用）

第16条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第17条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員等との連携等)

第18条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員に必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等(法第199条第7項に規定する財政援助団体等を含む。)の内部監査人、監査役、監事、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

3 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。

4 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自らの責任において利用するものとする。

5 監査委員は、外部監査人との間で、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第19条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見、勧告等に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の提出等)

第20条 監査委員は、監査(第4条第1項第8号の監査を除く。)又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等(第4条第1項第9号の監査においては市長又は企業管理者、同項第10号の監査においては他の関係普通地方公共団体の長)へ提出するものとする。

なお、監査(第4条第1項第7号から第10号までの監査を除く。)の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出とともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、理由を付して、勧告することができる。

2 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

3 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第21条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の結果
- (8) その他必要と認める事項

- 2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (3) 住民の直接請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (4) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (5) 市長の要求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (6) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること。
 - (8) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること。
 - (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること。
 - (10) 共同設置機関の監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (11) 例月現金出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (12) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
 - (13) 基金の運用状況審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (14) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記

載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(15) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(16) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなつた当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

6 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかつた場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容、理由等を記載するものとする。

(監査委員の合議)

第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号から第6号まで及び第8号に定める監査及び勧告
- (2) 第4条第1項第9号に定める監査
- (3) 第4条第1項第12号から第16号までに定める審査意見
- (4) 包括外部監査人の監査結果に関する意見(法第252条の38第5項)
- (5) 住民の直接請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見(法第252条の39第7項)
- (6) 議会の請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見(法第252条の40第4項)
- (7) 市長の要求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見(法第252条の41第4項)
- (8) 市長の要求に基づく財政援助団体等に対する監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見(法第252条の42第4項)
- (9) 住民監査請求に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議(法第252条の43第3項及び第8項)
- (10) 住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告(法第252条の43第5項)

2 監査委員は、監査等の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一

致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を公表するとともに、議会及び市長等に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等の公表)

第23条 監査委員は、監査等の結果に関する報告等のうち、第4条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第10号について、次に掲げる事項を、監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の報告等)

第24条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時に、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。
- 3 監査委員は、第4条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 内部統制に係る規定は、法第150条第2項に規定する方針が定められたときから適用する。
(那覇市監査委員監査基準の廃止)
- 3 那覇市監査委員監査基準(平成29年那覇市監査委員告示第1号)は、廃止する。

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第1号

令 和 2 年 3 月 25 日

公 布 済

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 阿 波 連 光

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和47年那霸市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>市長部局</td><td>(1) [略] (2) 副部長 参事 (3)～(5) [略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></tbody></table> <p>備考 [略]</p>	機関	職	[略]		市長部局	(1) [略] (2) 副部長 参事 (3)～(5) [略]	[略]		<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>市長部局</td><td>(1) [略] (2) 副部長 <u>副所長</u> <u>(保健所副所長に限る。)</u> 参事 (3)～(5) [略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></tbody></table> <p>備考 [略]</p>	機関	職	[略]		市長部局	(1) [略] (2) 副部長 <u>副所長</u> <u>(保健所副所長に限る。)</u> 参事 (3)～(5) [略]	[略]	
機関	職																
[略]																	
市長部局	(1) [略] (2) 副部長 参事 (3)～(5) [略]																
[略]																	
機関	職																
[略]																	
市長部局	(1) [略] (2) 副部長 <u>副所長</u> <u>(保健所副所長に限る。)</u> 参事 (3)～(5) [略]																
[略]																	

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那霸市公平委員会規則第2号
令和2年3月25日
公 布 濟

那霸市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市公平委員会委員長 阿波連光

那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市情報公開条例施行規則(昭和63年那覇市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の委任) 第3条 那覇市公平委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 (1) 条例第5条第1項の規定による請求の受付及び受理に関する事務 <u>市民文化部市民生活安全課</u> の情報公開担当職員 (2) [略]	(事務の委任) 第3条 [略] (1) 条例第5条第1項の規定による請求の受付及び受理に関する事務 <u>総務部法制契約課</u> の情報公開担当職員 (2) [略]
備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市公平委員会規則第3号
令和2年3月25日
公布 布告済

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 阿波連光

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市個人情報保護条例施行規則(平成4年那覇市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の委任) 第3条 那覇市公平委員会は、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第180条の7の規定 により、次の各号に掲げる事務の区分に 応じ、当該各号に定める市長事務部局の 職員に委任する。 (1) 条例第12条、第13条、第15条及び第 15条の2の規定による請求の受付及び 受理に関すること <u>市民文化部市民生</u> <u>活安全課</u> の個人情報保護担当職員 (2) [略]	(事務の委任) 第3条 [略]
備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分 に改める。	(1) 条例第12条、第13条、第15条及び第 15条の2の規定による請求の受付及び 受理に関すること <u>総務部法制契約課</u> の個人情報保護担当職員 (2) [略]

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。